

地方公共団体における内部統制制度
に係る調査結果

令和4年10月

総務省自治行政局行政課

地方公共団体における内部統制制度に係る調査の概要

1 調査目的

地方公共団体における内部統制制度の導入に向けた検討状況や整備・運用状況等を把握し、今後の地方公共団体の内部統制制度の検討に資することを目的とする。

2 調査対象団体

都道府県及び市区町村

3 調査時点

令和4年3月1日現在

4 留意事項

調査結果については、地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドラインの記載事項に基づき調査を行った上で、調査対象団体からの回答をまとめたものである。

なお、1頁から45頁までは地方自治法（昭和22年法律第67号）第150条第1項及び第2項に基づく内部統制に関する方針を策定していない団体の回答を、46頁から140頁までは地方自治法第150条第1項及び第2項に基づく内部統制に関する方針を策定している団体の回答を基に作成にしている。

5 主な用語の定義

・ 内部統制制度

地方自治法第150条において、都道府県知事及び指定都市の長に内部統制に関する方針の策定や体制の整備等が義務付けられている（その他市町村の長は努力義務）ものであり、地方公共団体における事務が適切に実施され、住民の福祉の増進を図ることを基本とする組織目的が達成されるよう、事務を執行する主体である長自らが、行政サービスの提供等の事務上のリスクを評価及びコントロールし、事務の適正な執行を確保するもの。

・ 地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン

総務省に設置された有識者・地方公共団体の職員で構成された「地方公共団体における内部統制・監査に関する研究会」において取りまとめられた「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン（たたき台）」を基に、地方公共団体との意見交換を経て、平成31年3月29日付けで総務省から地方公共団体あてに地方自治法第245条の4第1項に基づく技術的助言として通知されたもの。

本ガイドラインは地方公共団体において、内部統制制度を導入及び実施する際に参考となる基本的な枠組みや要点等を示すものである。

- **内部統制推進部局**

地方公共団体として取り組むべき内部統制について検討を行い、内部統制に関する方針の策定の実務を補助し、当該方針に基づき内部統制体制の整備及び運用を全庁的に推進する役割を担う組織（地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン 15 頁参照）。

- **内部統制評価部局**

内部統制の整備状況及び運用状況について独立的評価を行うとともに、内部統制評価報告書を作成する役割を担う組織（地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン 15、16 頁参照）。

- **全庁的な規則や指針等**

内部統制の取組を実行するために、各職員及び各部局の具体的な取組のよりどころとなる規則や指針等（地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン 15 頁参照）。

- **内部統制に関する会議**

内部統制についての長の意識を共有するために設置される長を議長とし、部局長等を構成員とする会議（地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン 16 頁参照）。

- **評価対象期間における取組に係る計画や手続**

内部統制に関する年間スケジュールや内部統制の対象となる事務を規定する計画及びその計画を具体的に進める作業プロセスを規定する手続（地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン 16 頁参照）。

- **整備上の不備**

内部統制が存在しない、規定されている方針及び手続では内部統制の目的を十分に果たすことができない、又は規定されている方針及び手続が適切に適用されていない等の不備（地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン 21 頁参照）。

- **運用上の不備**

整備段階で意図したように内部統制の効果が得られておらず、結果として不適切な事項を発生させた不備（地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン 21 頁参照）。

- **有効性の判断**

地方公共団体の長が、当該地方公共団体の内部統制対象事務に係る内部統制が有効に整備又は運用されているか判断すること（地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン 22、23 頁参照）。

1 内部統制制度の導入予定の状況

導入予定がある団体

	市	町村	区	
市区町村	16	5	0	旭川市、新郷村、南三陸町、大館市、上尾市、船橋市、三鷹市、海老名市、富山市、南アルプス市、高山市、掛川市、豊川市、日野町、尼崎市、伊丹市、大淀町、益田市、呉市、五島市、十島村

導入予定がない団体

	市	町村	区	
市区町村	731	916	15	上記団体及び内部統制に関する方針を策定している市区町村（岩見沢市、恵庭市、栗山町、秋田市、大田原市、下野市、渋川市、朝霞市、四街道市、港区、文京区、台東区、墨田区、杉並区、北区、板橋区、足立区、日野市、清瀬市、東久留米市、岐阜市、羽島市、安八町、豊橋市、豊田市、彦根市、長浜市、湖南市、長岡京市、豊中市、泉南市、姫路市、三田市、勝央町、唐津市、宮崎市、喜界町、恩納村）以外の市区町村

2 内部統制制度の導入予定時期

導入予定時期	団体名	
令和4年度	市	旭川市
		船橋市
		三鷹市
		豊川市
		尼崎市
		益田市
		呉市
	町	南三陸町
		日野町
		大淀町
村	新郷村	
令和5年度	市	大館市
		掛川市
		伊丹市
		五島市
令和6年度	市	海老名市
		富山市
		南アルプス市
		高山市
令和7年度	市	上尾市
令和8年度	村	十島村

3 内部統制制度の導入を検討している団体の検討状況やスケジュール

団体名		検討状況や検討のスケジュール
北海道	苫小牧市	・法に基づく内部統制制度に準ずる取組を検討している。 令和3～4年度
北海道	江別市	・指定都市等における先行事例を研究しながら検討を進めている。
北海道	北広島市	・令和3年度に、コンプライアンス推進に関するコンプライアンスの推進や、リスク管理の視点による内部統制制度の導入に向けた検討などを行うため、庁内検討委員会を組織。 ・令和4年度については、内部統制制度に関する先行事例の調査・研究等を行う予定。
北海道	石狩市	・スケジュール未定。 ・先行する指定都市の事例を研究しながら、準備する。
北海道	七飯町	・周辺市町の状況等を参考に導入の有無を検討中
北海道	美瑛町	・行政組織運営委員会による取組とあわせて、内部統制制度の導入について順次検討を進めている。具体的な導入時期は未定。
北海道	中川町	・令和4年度検討予定
北海道	遠別町	・令和2年度定期監査において導入検討の指導があり、現在、努力義務ではあるが検討を進めている最中である。導入時期については未定である。
北海道	美幌町	・令和2年に、監査委員による「美幌町監査指針」が策定され、内部統制若しくはそれに準拠した基準が求められており、本町においても導入に向け研究を行っているところ。
北海道	白老町	・目的、手段、検証方法、リスクの洗い出しなどを整理し、策定を検討したい。
青森県	黒石市	・監査部門及び行革担当においては、従来の紙媒体での手続から電子決裁等のICTを活用した手続への移行段階においてICTに係る全般的な統制を検討し適切に整備すべきだと考えているが、各部署との具体的な検討のスケジュールについては未定である。

団体名		検討状況や検討のスケジュール
青森県	野辺地町	・内部統制に関する方針を策定していないものの、内部統制の目的の一つである「業務の効率化及び適正な事務執行の確保」を目指し、町に対する申請書等への押印手続の見直しを現在進めている状況。今後は令和4年度に機構改革を予定していることから、内部統制の導入方法及び内部統制を整備するための方針、各課業務に対する課題及び対策等について、今後新たな組織体制のもと検討していく予定。
青森県	七戸町	・当町では、努力義務とし内部統制に関する方針の策定とこれに基づき必要な体制を整備していないが、今後見直しされるガイドライン等を参考に検討していきたい。
青森県	東北町	・内部統制制度の導入に向けて、課題やその対応策等を検討しているが、まだ具体的なスケジュールは決まっていない。
岩手県	遠野市	・導入に向け、先進事例の調査等を行っている。 ・当市版内部統制制度を構築（現在実施している内部統制制度に準ずる取組の統合を含む。）するため、令和4年度以降に庁内で協議を行うとともに、制度の運用方針を定める予定としている。
岩手県	滝沢市	・具体的なスケジュール等は今後検討予定
岩手県	雫石町	・令和3年度にリスクの洗い出しとリスク評価を実施し、令和4年度以降は点検方法、手順書、対策等について検討することとしている。
宮城県	塩竈市	・導入に向けた研修や情報収集を行っており、導入時期は未定。
宮城県	登米市	・国のガイドラインに基づき財務会計分野に限定した上で、導入に向け検討してきた経緯はあるものの具体的なスケジュールについては未定である。
宮城県	東松島市	・改正後の地方自治法では、都道府県及び指定都市においては先行して制度化を進め、その他自治体は地域の実情に沿って策定するよう努力することとされているので、本市としても対象とするリスクの選定や評価及び評価結果の公表等について、宮城県等の先行事例を参考とし、制度導入について検討を進めている。
宮城県	加美町	・全庁的な取組となるため、課題等について引き続き検討したい。
秋田県	能代市	・令和4年度に内部統制に導入に向けた方針について検討する。

団体名		検討状況や検討のスケジュール
秋田県	鹿角市	<ul style="list-style-type: none"> ・リスク分析や対応策について、他自治体事例等の情報を収集している。 ・特定個人情報事務や文書管理業務等に対してBPRを実施するなど、内部統制の必要性は理解し関連する取り組みを進めているが、実際の制度導入に際しては、業務負担の増や、体制整備の構築ほか、実効性ある仕組み作りなどが課題であり、その具体的スケジュールまでは固められていない。
秋田県	井川町	<ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度中に制度導入を検討する予定
山形県	山形市	<ul style="list-style-type: none"> ・制度導入を義務付けられている都道府県及び指定都市の基本方針及び必要な体制を研究するとともに、他市の動向も踏まえながら導入について検討している。
福島県	会津若松市	<ul style="list-style-type: none"> ・部内での勉強会を開催し、部内での情報共有を図っている状況。 ・庁内横断的な検討の実施や、全庁的な制度導入の時期は未定。
福島県	郡山市	<ul style="list-style-type: none"> ・現在、内部統制の可視化を行うとともに、財務事務も含めたリスクを洗い出してリスク分類表を作成している。 ・今後は、内部統制の実行性や事務負担等を踏まえ、対象とするリスク範囲を精査した上で、制度を導入するか、独自に内部統制に取り組むか、方針を決定する予定である。
福島県	いわき市	<ul style="list-style-type: none"> ・県や他中核市の導入状況を踏まえ、体制整備をするかを含めて検討中。
福島県	矢吹町	<ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度以降、内部統制制度の導入に向けて検討を行う。
福島県	檜葉町	<ul style="list-style-type: none"> ・制度の導入に向けて、主管課である総務課において課題やその対応策等を検討している。 ・令和4年度中に全庁横断的な会議を実施し、導入に向けた具体的な計画を策定する予定。
福島県	新地町	<ul style="list-style-type: none"> ・内部統制制度の導入に向けて、ガイドラインを基に課題やその対応策等を検討している。令和4年度末までに検討を終了し、その後導入に向けた具体的な計画を策定する予定。
茨城県	土浦市	<ul style="list-style-type: none"> ・具体的なスケジュールは未定
茨城県	牛久市	<ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度から総務課において、内部統制導入に向けての課題、対応策等を検討する予定。
栃木県	足利市	<ul style="list-style-type: none"> ・導入の義務化がされている都道府県や指定都市の実施効果を参考とし、足利市にとって最善な内部統制制度を研究している。

団体名		検討状況や検討のスケジュール
栃木県	日光市	・関係課で導入に向けた体制整備について協議中。
栃木県	小山市	<p>・令和3年度に、本市の政策について意見の集約等を行う庁内会議において検討し、業務のリスク管理となる内部統制の必要性は肯定できる一方で、制度導入には全庁的に事務負担を強いるとともに、組織整備が不可欠となること等から、即時の内部統制の導入は見送ることとした。</p> <p>なお、総務省の内部統制に係るガイドラインについて、見直しの検討が予定されていることから、国及び他自治体の内部統制をめぐる状況を注視するとともに、地方自治法第150条第2項に基づかない内部統制を行うことも含め、今後、引き続き慎重に検討を進めることとしている。</p>
栃木県	上三川町	・現在の「内部統制ガイドライン」では都道府県及び指定都市において義務付けられていることから、現在進んでいる都道府県及び指定都市の進捗状況を踏まえ本町の導入方法等について検討していく予定。
群馬県	前橋市	<p><検討状況> 内部統制を導入するに当たり、全庁的な体制整備や運用方法について検討中。</p> <p><実施時期> 未定</p>
群馬県	伊勢崎市	<p>・令和3年度は県担当課へのヒアリングや情報収集を実施</p> <p>・今後、導入に向けスケジュール等、具体的な検討を実施する予定</p>
埼玉県	川越市	<p>・令和3年度に、既存の川越市内部統制推進本部会議において、導入に向けた課題等の検討を開始した。</p> <p>・また、関係部署と内部統制制度に関する調査研究を行っている。</p>
埼玉県	川口市	・現時点では、内部統制に関する研修への参加をはじめとした調査・研究等を行っている段階であるため、今後、他自治体の状況等も踏まえ基本方針の策定について具体的に決定することを検討している。
埼玉県	本庄市	・制度の導入について検討はしているが、具体的な時期及び組織等については未定。
埼玉県	春日部市	・全庁的に検討を行うため、令和3年度に春日部市内部統制推進本部を立ち上げ、内部統制制度の導入に向けて検討を行ったが、新型コロナウイルス感染症の影響により各課の事務量が増えており、現時点では具体的なスケジュール等は未定となっている。

団体名		検討状況や検討のスケジュール
埼玉県	上尾市	<ul style="list-style-type: none"> ・市内組織による検討等を経て、令和3年8月1日、本市の内部統制試行運用の基本方針を示す「上尾市内部統制試行運用ガイドライン」を策定、同年10月1日から試行運用を開始した。 ・令和4年度以降も引き続き試行運用を実施し、概ね2～3年後には地方自治法第150条第2項に基づく内部統制制度への移行を図る予定である。
埼玉県	越谷市	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度から内部統制制度導入に向けた関係課会議を立ち上げ、令和4年度試行導入に向けて検討を行っている。
埼玉県	入間市	<ul style="list-style-type: none"> ・他の市町村の動向を調査しています。
埼玉県	和光市	<ul style="list-style-type: none"> ・「和光市・不祥事の再発防止にかかる対応方針」に基づき設置された組織改善プロジェクトチームが主体となり、令和4年度中に制度導入について、導入の可否を含めて検討を行うことを予定しています。
埼玉県	坂戸市	<ul style="list-style-type: none"> ・導入に向けた研究は行っているが、実施する所管課について難航している。
千葉県	市川市	<ul style="list-style-type: none"> ・令和元年度に内部統制に関するプロジェクトチームを発足し、本市の内部統制のあり方及び方向性を定めたところである。
千葉県	木更津市	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年7月に第1回導入検討会議を実施し、内部統制導入に当たっての課題などの情報を共有した。今後は、先進自治体の事例を研究し、引き続き情報交換を行う予定。
千葉県	野田市	<ul style="list-style-type: none"> ・制度の導入については検討しているが、具体的な導入時期やスケジュール等については、決まっていない。
千葉県	佐倉市	<ul style="list-style-type: none"> ・他団体の状況をみながら、導入の手法やスケジュールについての検討をしている
千葉県	東金市	<ul style="list-style-type: none"> ・内部統制制度の導入検討に当たり、対象事務の洗い出しや課題の抽出など、市の政策法務アドバイザーに意見照会をする予定。
千葉県	柏市	<ul style="list-style-type: none"> ・具体的なスケジュールは決まっていないが、他市の内部統制の体制について情報収集を行っている。
千葉県	流山市	<ul style="list-style-type: none"> ・情報収集をしているところであり、具体的なスケジュールは定めていない
千葉県	鴨川市	<ul style="list-style-type: none"> ・地方自治法に基づく制度として設計するかどうかを含め、令和4年度以降、検討を行う。
千葉県	浦安市	<ul style="list-style-type: none"> ・本市では内部統制の基本方針案を検討するなど、地方自治法150条第2項に準ずるものとして内部統制制度に取り組んでおり、今後、内部統制機能の充実させていく中で、具体的な時期は未定ですが、地方自治法に基づく取組として移行・発展させていく予定です。

団体名		検討状況や検討のスケジュール
千葉県	芝山町	・ 監査基準を定める規程については、内部統制を依拠する監査を定めた。長等の損害賠償責任の見直しに係る条例については、時期尚早という判断があったため、制定には至っていない。現在、内部統制制度について、情報収集をし、課題の洗出しを行っている。
東京都	中央区	・ 内部統制導入に向けた基礎的調査を行っている段階であり、導入時期等の詳細は未定である
東京都	新宿区	・ 他自治体の実施状況等の情報収集などを行っている。
東京都	目黒区	・ 他区等の状況も参考にしながら策定を進めていくこととしている。
東京都	大田区	・ 当該制度に準ずる取組を実施しており、これまでの取組を「大田区内部統制取組報告書」としてまとめた。その中で、内部統制のステップアップ（ステップ1～3）を示し、ステップ3の段階で法に基づく内部統制制度の導入を予定している。
東京都	渋谷区	・ 全庁横断的な検討を行うべく、内部統制制度の導入に向けて、課題やその対応策等を検討するための情報を収集している。今後の検討のスケジュールについては調整中。
東京都	荒川区	・ 荒川区においては、監査委員による監査に加え、平成13年度から導入した包括外部監査制度により財務事務をテーマとして監査を実施するなど、様々なチェック体制を構築して財務事務を始め各種事務の適正な執行確保のための方策を実施している。 ・ こうした区の状況を踏まえて、自治法に定める内部統制制度の導入については、引き続き、都道府県や指定都市、制度を導入した区市町村の事例を基に調査研究を進めて行く。
東京都	練馬区	・ 現状行っている事務の適正な執行を目的とした各種取組を踏まえ検討している。練馬区事務改善実施方針に基づき、区の全ての事務を対象として、リスクや対応策の可視化、事務の見直しを推進しており、この取組の効果検証を令和4年度に行う。効果を踏まえ、地方自治法に基づく取組とするかどうかも含め、区の内部統制的取組の方向性について検討していく。
東京都	葛飾区	・ 本区における制度運用のあり方について、担当レベルで検討している段階。 ・ 現時点での主たる課題である「制度運用を担う組織体制」について検討しているが、具体的なスケジュールは定まっていない状況。

団体名		検討状況や検討のスケジュール
東京都	武蔵野市	・制度を導入済の他自治体に取り組の状況や運用する上での課題等についてヒアリングを行い、本市のような比較的規模の小さい自治体においてどのような制度を導入することが望ましいかについて検討している。
東京都	青梅市	・先行事例を検証しつつ、制度の推進組織の立ち上げに向けて動いている。具体的なスケジュールは未定である。
東京都	小金井市	・コンプライアンス推進の取組から始めている ・内部統制制度としての導入スケジュールについては未定
東京都	国立市	・具体的な検討スケジュール等については定まっていない。
東京都	多摩市	・内部統制に係る方針を策定し公表した場合、体制の整備、評価報告書の作成、監査、議会報告等の対応が義務付けられる。国制度のような管理部門の組織・人員体制の拡充を避けつつ、取組を試行している。
東京都	羽村市	・令和4年度にリスク管理の状況把握や先進事例等の情報の収集、内部統制制度の導入について検討し、令和5年度に内部統制制度の検討結果を反映する予定。
東京都	あきる野市	・内部事務を適正かつ効率的に執行するに当たり、内部統制機能に関する事項を検討するため、企画政策部長を委員長とする、あきる野市内部統制機能に関する庁内検討会議を設置している。 ・会議では「内部の事務を適正かつ効率的に執行する仕組を構築するための基本方針等に関すること」「基本的な事務の執行に係る課題の抽出及び早期解決に向けた取組に関すること」を検討する。
東京都	檜原村	・スケジュールも含めて検討中です。導入しないとは決定していませんがそれ以外は未定です。
神奈川県	厚木市	・現時点では、国や県、他自治体の情報収集を行っているところです。
神奈川県	葉山町	・内部統制に関する方針を策定するか、制度に準ずる取組を実施するかも含めて検討中。スケジュールは未定。
神奈川県	湯河原町	・具体的なスケジュールは未定
神奈川県	愛川町	・具体的な検討のスケジュールは未定
新潟県	長岡市	・本年度（R3年度）から試行実施を開始 ⇒一部の所属を対象に、業務レベルの内部統制のみを試行的に実施 ※方針の策定、監査委員の審査、議会への報告・公表は未実施 ※対象事務は財務に関する事務のみ ・次年度も引き続き試行実施を行う予定 ⇒対象事務の拡大、リスクの洗い出し・評価方法等の見直しを検討中

団体名		検討状況や検討のスケジュール
新潟県	柏崎市	・令和4年10月から試行実施開始予定
新潟県	上越市	・過度な統制とならないよう費用対効果を考慮しながら、独自の内部統制について、令和4年度中の試行に向けて組織体制や取組項目等の検討を進めている。
新潟県	聖籠町	・近隣団体・類似団体の動向を注視している。
富山県	滑川市	・担当部署において、国や先進自治体の事例を研究し、導入をするかしないかを検討するための情報収集を行っている。 ・令和4年度以降に導入をするかしないかの結論を出す予定。
富山県	小矢部市	以下の理由により、当面は導入せずに、県や他自治体の動向を注視することとした。 ・リスクの洗出し作業と評価作業に、時間と労力を要すると見込まれる。 ・導入が義務化されている県の取組状況等を参考にして、必要な時期に、リスクの高い範囲について導入を検討する。
石川県	金沢市	・令和5年度に新しい財務会計システムの稼働が控えており、それに合わせた形で導入できないか検討している。ただし、地方自治法第150条第2項に基づく導入はハードルが高く、中核市は努力義務であることから制度に準じた形で導入する案が出ている。
石川県	津幡町	・具体的に導入するかしないかも含めて検討中である。
福井県	小浜市	・今年度、不適正な事務処理があったため、来年度調査、研究する必要がある。
山梨県	市川三郷町	・令和3年度から職員による内部統制制度などの検討を行う委員会を立ち上げ、課題や対応策、今後のスケジュールも含め検討している。
山梨県	西桂町	・担当者レベルで県内市町村等の状況を確認している段階
長野県	上田市	・先進地の制度導入までの経過等情報収集を行っている。 ・これまでの監査結果等も踏まえ、既存の体制との整合性を図りながら、具体的な計画を策定していきたいと考えている。
長野県	安曇野市	・他市の導入状況を踏まえながら検討をしている。（導入時期は未定）
長野県	御代田町	・担当課内で検討中。今後、全庁横断的な検討が必要であるため、内部統制制度の導入に対する課題、対応等を検討する。検討終了後、具体的な計画について策定予定。

団体名		検討状況や検討のスケジュール
長野県	辰野町	・既にリスクの洗い出しとそれに対する評価は行っている。また、自己点検チェック表を導入し、管理を行っている。しかしながら計画文章的なものは作成していない。今後も必要になったときに作成を行う予定としている。
長野県	豊丘村	・主管課を中心に、内部統制制度の研究を行っている。導入時期については未定。
長野県	王滝村	・情報収集している状況でスケジュールは未定
長野県	高山村	・未定
岐阜県	大垣市	・具体的なスケジュール等は未定
岐阜県	中津川市	・具体的な検討スケジュールを有しているわけではないが、当市における事務執行の状況や内部統制制度の必要性及び親和性を考慮しつつ、適宜必要な検討を進めていきたいと考えている。
岐阜県	美濃加茂市	・H22年8月にISO9001の手法が定着したと判断し、平成27年3月まで「自己適合（2008年版）」の宣言をしてきた。その中で「PDCAサイクルによる業務の実施」などを記載した「行政サービスマニュアル」を作成し、実践してきた。 ・今後、内部統制の目的である①業務の有効性・効率性、②財務報告の信頼性、③法令順守、④資産の保全を加味して「行政サービスマニュアル」を更新する予定です。
岐阜県	郡上市	・他団体の動向を注視し、担当所管課において検討を行っている。
岐阜県	笠松町	・制度の導入が義務付けられる都道府県や指定都市の状況を調査研究しており、令和4年度も引き続き実施する予定
静岡県	島田市	・内部統制の研修に参加し、情報収集に努めているが、具体的な導入スケジュールは決まっていない。
静岡県	富士市	・関連部署との協議や先進事例の調査研究等を通し、内部統制のための体制整備について、方向性の検討を行っている。
静岡県	御殿場市	・直ちに導入すべきとは考えていない状況である。
静岡県	牧之原市	・デジタル化や事務の外部委託を推進するとともに、内部統制にも対応できる事務手順の統一化、事務の効率化に取り組むよう検討している。
静岡県	東伊豆町	・検討しているが、具体的なスケジュール等は未定
静岡県	吉田町	・制度の導入について検討しているが、導入時期は未定である。

団体名		検討状況や検討のスケジュール
愛知県	岡崎市	<ul style="list-style-type: none"> ・令和元年度に内部統制庁内検討委員会を立ち上げ、内部統制制度の導入に向けて、課題やその対応策等を検討している。 ・令和元年度から職員向けの研修を外部講師を招いて実施し、制度の導入に向けた周知等を行っている。 ・制度の具体的な導入予定時期については、検討中であり、未定。
愛知県	一宮市	<ul style="list-style-type: none"> ・地方自治法第150条第2項に基づく内部統制制度ではないが、当該制度に準ずる取組を令和4年度から全庁で導入予定である。
愛知県	瀬戸市	<ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度以降の実施を検討しており、予算要求中である。
愛知県	刈谷市	<ul style="list-style-type: none"> ・担当が想定される部局間での協議等、導入に向けての検討は行われたが、実際の導入については近隣市の動向を見ながら検討していくこととなり、現時点では導入していない。
愛知県	蒲郡市	<ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度から内部統制の導入有無について検討を始める予定
愛知県	犬山市	<ul style="list-style-type: none"> ・導入時期も含め、先行自治体の状況を研究している。
愛知県	小牧市	<ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度：内部統制制度導入検討部会を設置し、本市のリスク状況を踏まえた「小牧市内部統制基本方針」の検討を行った。 ・令和3年度：「小牧市内部統制基本方針（試行案）」を策定し、内部統制制度を試行的に実施した。
愛知県	尾張旭市	<ul style="list-style-type: none"> ・情報収集を進めている。
愛知県	日進市	<ul style="list-style-type: none"> ・行政改革の推進を目的として本市が定めている計画の中で、取組項目の一つに内部統制体制の構築を掲げ検討を行っている。令和7年度内に方針を策定、公表する予定。
愛知県	愛西市	<ul style="list-style-type: none"> ・県内での導入状況を踏まえ、本市での導入を検討しています。
愛知県	北名古屋市	<ul style="list-style-type: none"> ・令和元年度から内部統制制度の導入について検討を始めた。検討状況としては、内部統制制度を導入した地方自治体を研究したり、全国市町村国際文化研修所の内部統制研修を受講したり、内部統制に関する情報収集をし、本市に適した内部統制の在り方について模索している。
愛知県	豊山町	<ul style="list-style-type: none"> ・令和11年度までに導入を検討している。
三重県	津市	<ul style="list-style-type: none"> ・内部統制制度の導入をするか否か検討しているところであるので、スケジュール等は未定です。

団体名		検討状況や検討のスケジュール
三重県	四日市市	・先進自治体等の事例を参考にしつつ、段階的な導入、内部統制推進体制の事務局（またはプロジェクトチーム）の設置、PDCAサイクル作業量の省力化等について各担当部局との協議を進めるべく、今後のスケジュール等につき課内で検討している。具体的な実施時期は未定。
三重県	玉城町	・全庁横断的な統制に向けて、指針等を作成するべく検討中。
滋賀県	大津市	・県や他都市の状況を注視しているが、本市独自の内部統制制度を設け運用しているため、自治法に基づく内部統制制度の導入について具体的なスケジュールは立てていない。
京都府	福知山市	・国の方針や他市町村の動向を鑑み、導入時期について検討している。
京都府	舞鶴市	・先に導入している団体の事例を研究し、導入を検討しているが、導入予定時期は未定である。
京都府	笠置町	・令和4年度から、制度導入へ向けての検討をはじめ。
京都府	精華町	・令和4年度に地方自治法第150条第2項に準じた形で、財務に関する事務の部分的な導入を予定している。
京都府	伊根町	・内部統制制度を担当する部局及び所要人員を検討している。導入時期は未定。
大阪府	池田市	・将来的に導入することは念頭にあるが、詳細な検討には至っておらず、具体的なスケジュールについても未定。
大阪府	高槻市	・令和4年度から5年程度での導入を目途として検討を進めている。
大阪府	茨木市	・本市においては、事務処理ミス軽減の取組など、内部統制制度の趣旨に沿った類似の取組を推進しており、地方自治法第150条第2項にもとづく内部統制制度の導入をすべきかは、検討中のため、具体的なスケジュールは定まっていない。
大阪府	八尾市	・取り組む範囲や検討スケジュール自体について、検討中です。
大阪府	寝屋川市	・令和3年度末までに法に準ずる内部統制の導入に向けた検討を終える予定としている。
大阪府	河内長野市	・令和2年度～令和5年度：検討 ・令和6年度：導入予定だが、詳細の内容は現在検討中
大阪府	大東市	・リスクマネジメントについては、リスクの範囲を広く解釈した上で幹部会議により対応することとした。具体的な制度の導入については令和4年度以降の検討とする。
大阪府	柏原市	・検討開始段階で、具体的内容等については未定。また、スケジュールについても未定。

団体名		検討状況や検討のスケジュール
大阪府	羽曳野市	<p>・市独自の内部統制の取組を平成27年4月から実施しており、自治法150条に基づく内部統制については、現在の取組との整合性を図りつつ今後検討していく。</p> <p><取り組み内容></p> <p>①毎年実施される定期監査で受けた指摘事項についての改善状況の現地確認・指導</p> <p>②事務処理チェックシート・マニュアル等の作成・周知、</p> <p>③庁内での事務処理ミス等(事務処理ミス、個人情報漏洩)の報告受付・原因調査・庁内周知</p> <p>④他自治体等のミス・不祥事等の報道記事を取りまとめた意識啓発・注意喚起文書の作成</p>
兵庫県	芦屋市	<p>・令和3年度からコンプライアンス推進室を新設し、まずは既に導入している自治体の事例を研究し、内部統制制度の導入に向けて、課題やその対応等を検討している。</p>
兵庫県	相生市	<p>・処務規則、財務規則をはじめ、財務取扱要領などを整備し、それらに沿って事務の適正な執行を図っている。</p> <p>また、各所属部署における確認のほか、財務、出納担当部署による確認の仕組みもあることから、具体的な制度の導入は今のところ予定していないが、リスクの可視化、対応策の検証などの強化は必要と考えるため、継続的な検討をしていく。</p>
兵庫県	宝塚市	<p>・導入について検討はしているが、宝塚市では、予算編成や契約事務等において、マニュアルや事務取扱基準等を定め内部統制に資する取組を実施し、事務の適正な執行の確保に努めているため、現在のところ地方自治法に基づく内部統制の整備は行っていません。</p>
兵庫県	高砂市	<p>・担当部署において、内部検討用のたたき台を作成中</p>
兵庫県	丹波篠山市	<p>・令和4年度に内部統制制度の研究予定。具体的なスケジュール等は検討中。</p>
兵庫県	宍粟市	<p>・内部統制制度は導入することが望ましいとは考えているが、現状、地方自治法上は内部統制制度の導入について努力義務にとどまっていることもあり、今のところ具体的な検討等には至っていない。</p>
兵庫県	神河町	<p>・財政部署内で検討されているが、具体的な動きまでは至っていない。</p>
奈良県	奈良市	<p>・令和2年度に奈良市内部統制基本方針を策定し、試行段階である。本格導入時期は当初令和4年度を予定しているが、まだ最終的な意志決定をしていない。</p>

団体名		検討状況や検討のスケジュール
奈良県	大和高田市	・令和4年度に内部統制の対象となる事務の範囲の確定、対象事務の洗い出しを行い、内部統制に関する方針（地方自治法第150条第2項に基づくものか、準ずるものかは、現時点では未確定）の策定を進める予定。具体的な運用開始は、令和5年度を目標としている。
奈良県	五條市	・「内部統制制度」としての導入は行わないが、それを踏まえた適正な事務の仕組みづくりは検討している。
奈良県	宇陀市	・現在において検討委員会等は立ち上げてはいないが、自主的に内部統制の導入実施に向け、モニタリングにおける日常業務の見直しを行い、令和4年度においてリスクの洗い出し、予防と対応策の検討を実施予定。
奈良県	安堵町	・全庁で検討を行うべく検討会議等を行い、内部統制制度の導入に向けて検討している。
和歌山県	田辺市	・情報収集中であるが、導入時期は未定。
鳥取県	鳥取市	・地方自治法第150条第2項に基づくものではないが、地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドラインに準拠した組織内統制プロセスの整備を検討している。 ・ガイドライン準拠制度の試験運用を令和5年度に、制度確立を令和6年度に行うことを検討している。
島根県	浜田市	・内部統制制度について全庁的に研修を実施し、一部の部署において試行的にリスクの抽出等を実施した。 ・今後、さらに対象の部署を広げての試行実施を踏まえ、本格実施に向けて検討することとしている。
島根県	邑南町	・令和4年度に導入に向けた組織を構築し、作業に入る予定
岡山県	倉敷市	・新型コロナ対応等で具体的に検討が進んでいない。
岡山県	井原市	・内部統制体制について他市の事例を収集し検討しているが、制度の導入時期については、現時点では未定である。
広島県	尾道市	・現段階では具体的な導入予定はなく、推進体制も整っているとは言えない状況であるが、今年度は各部署ごとに数件程度、業務フローを作成し、業務執行上のリスクの識別や、それに対する対応策の洗い出しを行った。
広島県	府中町	・他市町の導入事例を研究中。
山口県	下関市	・平成30年度以降、内部統制制度の手法及び導入時期等について継続的に庁内検討を行っている。
山口県	山口市	・山口県や周辺政令指定都市で導入している先進事例等を研究している段階です。 ・まずは、全庁の業務の内容やプロセスを見える化していくことが内部統制にもつながるという考え方から、現在、民間企業と連携した業務量・プロセス調査を実施しています。 ・導入時期については、研究段階であるため、導入するかどうかを含め未定です。

団体名		検討状況や検討のスケジュール
香川県	高松市	・これまでの検討において、本市が独自に整備運用しているリスクマネジメント体制の多くの部分が法定の内部統制制度と共通しており、法の趣旨に沿ったものとなっていると考えている。法定の内部統制制度の導入に伴う業務負担を考慮すると、積極的に導入を検討する必要性までは見出していないが、今後も他の中核市の導入状況等を注視しつつ、検討していく予定としている。
香川県	綾川町	・職員の不祥事等もあり導入の必要性は認識している。具体的なスケジュールは未定。
愛媛県	松山市	・令和4年度中に、地方自治法第150条第2項に準ずる本市独自の制度の開始を予定している。
愛媛県	上島町	・担当課内協議中。
愛媛県	内子町	・具体的な導入とまではいかないが、未然に防ぐことのできる組織内の監査的な取り組みを、令和4年度より実施していきたいと考えている。
高知県	高知市	・検討はしているが、情報収集の段階であり、具体的なスケジュール等は決定していない。
高知県	南国市	・令和3年3月に市長部局と監査委員と意見交換を行った。部署ごとのリスク洗い出しや財務事務のマニュアル充実等、実効性を伴う体制整備を徐々に行うことについて検討を行っている。非常に手間と労力がかかることから、具体的な導入時期等は未定。
福岡県	久留米市	・コロナウイルス感染症対策や災害対応業務、各種プロジェクトの設置等、通常業務に加え多様な社会課題への緊急対応が必要となっている現状を踏まえ、内部統制制度の導入を検討する一方で、必要に応じた不断の取組により、求められる内部統制の段階的な構築を目指している。
福岡県	大野城市	・本市においては、社会的リスク（災害・テロ・緊急事態等）に対する「危機管理基本方針」と、組織・業務リスク（財務・個別業務・セキュリティ・法令順守等）に対する「組織リスクマネジメント基本方針」を定めており、当面は内部での運用とし、運用状況を検証したのちに、法律で定める「内部統制」について導入を判断することとしている。
福岡県	宗像市	・本制度の導入に向け、庁内で調整を行っている状況であるが、制度導入の具体的な目途は立っていない。
福岡県	川崎町	・スケジュールは未定だが、内部体制に取り組み体制、対象事務等について課内で協議中。
佐賀県	佐賀市	・義務化された、県の情報等の収集を行っている。
長崎県	諫早市	・他団体の状況を見ながら、本市における内部統制の在り方について、検討を進めている。

団体名		検討状況や検討のスケジュール
熊本県	大津町	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方自治法第150条第2項に基づく内部統制制度ではなく、町独自の内部統制制度として検討している。（スモールスタートで少しずつ取り組みを広げる。） ・ 今年度は既に作成している「リスク点検シート」の見直しを実施する予定。
熊本県	南阿蘇村	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和4年度に導入検討する会議を立上げる予定。
熊本県	相良村	<ul style="list-style-type: none"> ・ 導入するか否かの検討中
熊本県	あさぎり町	<ul style="list-style-type: none"> ・ 町議会から制度の導入を求められているが、導入の有無また時期については今後検討していく
大分県	大分市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総務省のガイドラインや他市の事例の調査・研究をおこない、本市における制度導入の可能性を関係課と協議したが、具体的な方向性の結論を出すまでには至らなかった。
大分県	津久見市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 導入について、現在検討中 ・ 詳細は、未定
大分県	竹田市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県下の状況を見ながら調査研究していく段階である。 (令和3年12月議会の一般質問で答弁)
大分県	玖珠町	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現在、内部統制の導入に向けた体制の検討を行っており、令和4年度から課題や対応策等の検討を開始する予定。
宮崎県	日向市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 先進事例の情報収集を行っており、制度導入に当たって、法に基づく制度を導入するのか、独自の制度を導入するのかを検討している段階である。
宮崎県	西都市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現在、総務課において、県内他自治体の状況等について情報収集を行っている状況であり、具体的な協議等についてはまだ実施していない。
鹿児島県	鹿児島市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 先行自治体の実施体制や課題などをさらに調査し、他都市の状況を踏まえ、導入の有無や時期、体制を検討したいと考えている。
鹿児島県	西之表市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 内部統制の基本的な要素の一つである業務リスク管理の観点では、令和2年度から取組を開始している。 ・ その他の項目については、調査研究を行っている段階である。
鹿児島県	伊佐市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 内部統制については、当該制度の担当課が未定のため、関係部局（総務課、財政課等）で協議し担当課を決定したのち、制度の導入について全庁横断的な検討を行うこととしている。
鹿児島県	姪良市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 検討しているが、検討する内容やスケジュールは未定。
鹿児島県	南種子町	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今後、内部統制制度の導入についての課題等を検討する予定

団体名		検討状況や検討のスケジュール
鹿児島県	屋久島町	<ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度第1回議会における町の施政方針にて導入を検討する旨示している。 ・具体的な内容やスケジュール等については、すべてこれから進めていくことになる。
沖縄県	うるま市	<ul style="list-style-type: none"> ・具体的なことは決まっていません。
沖縄県	渡嘉敷村	<ul style="list-style-type: none"> ・全庁横断的な検討を行うべく、令和3年度から検討を開始していますが、具体的な成果が得られていませんので、引き続き令和4年度も検討を行うが、その後導入に向けた具体的な計画を策定する時期は未定。
沖縄県	栗国村	<ul style="list-style-type: none"> ・今回の調査で初めて本制度を知ったので、今後、制度内容を精査し、令和4年度中で策定するかどうか検討したい。
沖縄県	渡名喜村	<ul style="list-style-type: none"> ・現在、導入に向けたガイドラインを確認しながらスケジュールを含め検討をしている。
沖縄県	久米島町	<ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度以降予定

4 内部統制制度を導入しないこととした団体の検討内容や導入しないこととした理由

団体名		検討内容や導入しないこととした理由
北海道	網走市	・今後、各部署が有する業務マニュアルやチェックリストの活用など独自の枠組みの中で対応するため。
北海道	黒松内町	・監査委員による例月検査において主な契約や財務状況に関する監視が行われていること及び組織や予算規模が都道府県、指定都市に比して小規模であること、導入が努力義務であり、近隣自治体にも導入予定がないことから導入を見送った。
北海道	浦幌町	・財務規則をはじめとした規程の整備や個別事務の手続きマニュアル等を整備するなど、事務の適正な執行のための体制を整備しているため
青森県	弘前市	・内部統制制度は比較的新しい制度であり、他自治体の動向等を把握する必要があること、また、内部統制の取組を一定の範囲で行っていること、都道府県及び政令指定都市以外の地方自治体は努力義務とされていることなどから、現時点では、内部統制制度を導入する方針とはなっていないが、事務処理上のリスクを回避し、適正な行政サービスを提供するため、引き続き制度内容の理解を深めていく。
岩手県	紫波町	・町が内部統制制度を取り入れる場合、①執行機関を超えた事務処理上の共通のルールや手順を敷くこと、②取組が簡便であること、③実効性が高い仕組みとする必要があると判断した。その際に、地方自治法第150条第2項に基づく内部統制の仕組みと抵触する部分があったことから、同法の趣旨を最大限に汲みつつ、町において息の長い取組として取り組める方法として町独自の内部統制制度を構築することとした。
岩手県	住田町	・ガイドラインに沿った方針の必要性については引き続き検討するが、当面は独自の業務マニュアル等で対応。
宮城県	色麻町	・市町村においては努力義務であるにとらえており、他に優先すべき事業は多く、率先して導入するものではないと判断したため。

団体名		検討内容や導入しないこととした理由
宮城県	美里町	<ul style="list-style-type: none"> ・内部統制制度の導入は必要であるとの認識のもと、地方自治法に基づく制度とするかについて検討した。 ・全職員に対し、内部リスク等の洗い出しを行った結果、想定されるリスクと実際に発生している不適切事案との乖離が多く生じている状況が確認された。 ・統制を図るべき組織規模が小さく、「想定」に対する業務量増加が懸念されることから、当面は、実態に則した内部統制を展開することとした。
山形県	山辺町	<ul style="list-style-type: none"> ・職員数も限られており、組織体制として導入が難しく、現状としては他自治体の導入、運用状況の情報を収集することとした。
山形県	飯豊町	<ul style="list-style-type: none"> ・現段階では、内部統制の目的に資する町独自の取組を行うことにしたため。
福島県	福島市	<ul style="list-style-type: none"> ・各都道府県、指定都市の内部統制評価報告書について、その取り組みの範囲などについて確認中です。令和4年度においては、法定の制度を導入しないこととしましたが、事務ミス防止等の取り組みを法定制度に準じた形で行うことを検討しています。
福島県	二本松市	<ul style="list-style-type: none"> ・実施に至るまでの人的対応が困難であるため
茨城県	水戸市	<ul style="list-style-type: none"> ・本市では、文書管理、予算管理、契約事務、会計事務等を所管する各課が連携しながら事務の適正な執行の確保に努めることとしているほか、監査委員による監査結果における指摘事項の再発防止に向けた全庁的な取組等を進めることにより、実質的に内部統制の確保を図っているため。
茨城県	下妻市	<ul style="list-style-type: none"> ・現段階で努力義務であること、及び、監査委員事務局が、総務課の行政管理の業務と選挙管理委員会の業務を兼務していること、又、他市の導入状況が極めて低いこと等を総合的に勘案し、導入は困難と判断した。
茨城県	笠間市	<ul style="list-style-type: none"> ・現行制度の中で、事務上のリスクを一定程度コントロールすることができていること、また、実施に伴う事務負担が多大であることから。
栃木県	那須烏山市	<ul style="list-style-type: none"> ・H29地方自治法改正（内部統制、監査制度の充実強化、長等の損害賠償責任の見直しなど）に伴う対応方針を定め、その中において、内部統制基本方針の策定については、指定都市でないため、努力義務とされていることを踏まえ、当面策定しないこととした。なお、庁内各課局に対しては、内部統制方針策定の有無にかかわらず、内部統制の目的を意識して各業務に取り組むよう指示をした。
群馬県	桐生市	<ul style="list-style-type: none"> ・人員の問題、事務の効率化の観点、また適切な監査を実施しているという点から実施しないこととした。

団体名		検討内容や導入しないこととした理由
埼玉県	秩父市	・今後、義務化されることが予想されるため、制度について研究していくこととした。
埼玉県	加須市	・本市の内部統制への対応といたしましては、内部統制の考え方を踏まえて、事務の適正な執行を確保するための基本方針を「加須市リスクマネジメント基本方針」とし、当方針に基づき、現実にはリスクが発生する前に必要な対策を講じることでリスクの発生を予防・抑制するとともに、現実には発生した場合も、被害を最小限に留めることができるような対応を図っているため。
埼玉県	羽生市	・（努力義務） 公益通報者保護事務取扱要綱やハラスメントの防止等に関する要綱、汚職等調査及び再発防止検討委員会設置要綱、不当要求防止（行政対象暴力の排除）に関する要綱など、業務の効率的かつ効果的な遂行、業務にかかわる法令等の遵守等の目的が達成されないリスクを一定の水準以下に抑える措置が講じられているから。
埼玉県	蓮田市	・都道府県や指定都市以外の市町村においては、内部統制制度の導入は努力義務とされているため。 ・内部統制制度に係るリスクの識別や評価等の業務に多大な職員の負担がかかるため。
千葉県	八千代市	・内部統制制度に関する研究等を行ったが、県内の市区町村の導入状況及び内部統制の実施体制の整備等を検討した結果、本市において実施することは困難と判断し、今後は適正な事務執行に関する取組を継続的に実施することとしたため。（令和2年度）
千葉県	我孫子市	・事務処理誤りが発生したことを受け組織的な対応を行うために制度の導入を検討したが、当市は努力義務であり時間を要する制度設計を行うことよりも、まずは再発防止策を最優先に取り組み組織的な対応策を講ずる必要があったことから、制度自体の導入は見送ることとした。
千葉県	富津市	・内部統制に関する方針案に総務省ガイドラインによる最低限記載すべき4点に加え、内部統制評価報告書の公表、庁内推進体制及び監査委員との連携を記載すべきであること並びに内部統制の対象事務は、導入段階においては必須である「財務に関する事務」に絞り、徐々に対象事務を増やすことを検討しましたが、近隣市の動向を踏まえ導入時期を決定することとなりました。

団体名		検討内容や導入しないこととした理由
東京都	千代田区	・当区では、国のガイドラインに示された内部統制の基本的要素（統制環境、リスク評価と対応、統制活動、情報と伝達、モニタリング、ICTへの対応）について、既に取り組んでいたところである。一方、令和2年度から全国的に内部統制制度を導入する自治体が増えてくるなかで、これを機会に、国のガイドラインの趣旨を踏まえた区独自の内部統制の取組みを強化していくこととした。
東京都	世田谷区	・従来から実施している事務の適正な執行に向けた取組に加え、内部統制制度の趣旨を踏まえた取組を実施することとしたため。
東京都	豊島区	・内部統制制度に準ずる取組を実施しているため。
東京都	江戸川区	・令和元年度に担当所管内において、平成31年3月に総務省より発出された「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」を参考に制度の導入について検討したが、①現状の執務実施体制で十分に実質的な内部統制が機能していること、②市町村は努力義務となっていること、等から導入しないこととした。
東京都	八王子市	・内部統制の仕組みとして、重要な役割を持つリスク管理体制を整え、リスク管理を推進することで、市民から信頼され続ける市政の実現を目指すこととした。内部統制の基本的要素の一つであるリスク管理を先行して実施し、管理体制（内部統制の評価（モニタリング）、監査・議会からの監視体制等）については、今後、法が見直され、内部統制が義務化された場合には、現行の体制を検証しつつ、法に基づく体制に移行する方針
東京都	町田市	・現状で、内部統制に関する様々な取組を実施しているため。 ・改正地方自治法に定められた内部統制制度を運用することで、体制整備や業務量の増加によるコスト上昇が見込まれるため。

団体名		検討内容や導入しないこととした理由
東京都	小平市	<ul style="list-style-type: none"> ・現在、リスク管理とその対応のあり方について、行財政改革の外部委員の意見を踏まえながら検討しているが、この中で外部委員から民間企業における内部統制制度に形骸化している部分があることや、運用面での負担の増大などの指摘があった。 ・そのため、地方自治法に規定する内部統制制度ではなく、制度の趣旨を踏まえたリスク管理の方法について令和4年度以降試行的な取組を行うこととした。
東京都	西東京市	<ul style="list-style-type: none"> ・内部統制制度を導入することにより、監査部局からのチェックや議会への報告をしていく必要があるが、内部統制専門組織を設置して対応している先進市の事例を研究中である。現在、内部統制制度の代わりに事務処理適正化等検討委員会を設置しており、さらに下部組織として予算書部会等といった複数の部会を設置し、事務執行におけるリスク管理と適正化に努めている。これらの組織を活用していくことで、内部統制制度の目標と同じ方向性に向かって取組を進めているところであるため、西東京市としては、内部統制制度の前にこれらの取組に当面力を入れていくという議論を経た結果、現時点では内部統制制度を導入していない。
神奈川県	藤沢市	<ul style="list-style-type: none"> ・当市においては、すでに2012年から独自の取組を進めており、現段階では、独自の内部統制の取組を強化し、段階的に整備していくこととしたため。
神奈川県	茅ヶ崎市	<ul style="list-style-type: none"> ・現状、管理部局を中心として全庁の業務に対する統制事務は行われているため。 ・内部統制にかかる評価等の枠組みをあえて作ることによる事務量の増加が懸念されるため。
神奈川県	秦野市	<ul style="list-style-type: none"> ・当面は、現在のコンプライアンス推進態勢を推進していくことに、注力するため
神奈川県	大和市	<ul style="list-style-type: none"> ・内部統制制度の導入は、マネジメントの強化により政策的課題への重点的な資源投入が可能となることや、業務効率化や業務目的の効果的な達成が図られることにより、信頼に足る行政サービスを住民が享受することに繋がるものとして認識しているが、他自治体における先進事例の調査・研究を行っていく段階であることから現時点では導入しないこととしている。
新潟県	三条市	<ul style="list-style-type: none"> ・地方自治法に定められた内部統制制度については導入しないが、趣旨を踏まえ、改めて市の統制環境や個々の取組の再確認を実施した。
新潟県	南魚沼市	<ul style="list-style-type: none"> ・当市では必要がないと考え導入しないこととした。

団体名		検討内容や導入しないこととした理由
石川県	加賀市	・関係部署間において制度に関して情報を共有し、政令市以外の市は努力義務であることから、当面は、県の取組や近隣自治体の導入状況の動向を注視することとした。
福井県	大野市	・地方自治法に基づく内部統制制度は、制度の運営に係る事務量が大きく、人員が削減傾向にある中で持続的に運営できないのではないかという疑念があったため、自団体の規模に応じたリスク管理を段階的に導入するものとして現在準備を進めている。
福井県	坂井市	・制度構築と運用に伴う効果と費用を考慮し、当面の間、現行の内部統制、監査委員監査による運用を続けていくこととしております。
山梨県	大月市	・過年度に導入を検討したが時期尚早であったことから、導入しないこととした。その際に、今後の近隣市町村の動向等を確認しながら、導入を検討することとしており、現時点では導入予定なし。
長野県	長野市	・想定リスクの洗い出しとその対応の見える化などについて検討し、当面の間、事務処理ミスの防止に特に重点を置いて対策することとした。
長野県	松川町	・当町では平成30年度に内部統制に類する事務事業マニュアルを作成し取り組んでいる。制度が重複することから導入までの検討に至っていない。
岐阜県	多治見市	・制度導入によるメリットがわからない中で、内部統制整備や運用の業務処理が増える割に効果が薄いと判断した。先進自治体を参考に制度導入について研究を継続し、本市の規模に見合った制度を検討していくこととしている。
岐阜県	土岐市	・事務の適正な執行を行うための関係規則等が整備されているため、直ちに内部統制制度を導入するということではなく、まずは独自の体制による有効な対策を講じていくこととした。
岐阜県	山県市	・山県市の特性に応じ、様々な形で事務の適正な執行の確保に努めているため、内部統制制度の導入には至りませんでした。
静岡県	富士宮市	・内部統制制度の導入が法的に義務化されていない現時点においては、新たな体制の整備や新たな運用の実施を進める考えは持っていない。
静岡県	袋井市	・業務の継続的な見直しについては、その他の現行制度において実施しているため。

団体名		検討内容や導入しないこととした理由
静岡県	伊豆市	・内部統制の導入の検討に当たっては、その構成要素や目的であるコンプライアンスへの取組もあわせて協議した。結果として、本市としては、まずコンプライアンスの推進に取組むこととし、ベースとなる「倫理規程」の策定、部局長等により組織した推進委員会では「推進基本方針」をまとめ、職員に周知した。当面は、この体制で進めることとしている。
静岡県	小山町	・地方自治法に基づく整備は行わないものの、リスクマネジメントのため、第10次行政改革大綱（R2～R6）に「内部統制の充実」を位置付け、業務手順書等の整備など事務手続の可視化に取り組むこととした。（R4以降） ・また、事務手続の可視化は、業務のBPRやDXによる行政手続オンライン化及び定型業務プロセス自動化の下準備として有効であることを認識し、取り組むこととしている。
愛知県	半田市	・予算、人事、事業等評価制や監査、リスクマネジメントチェックなど、これまでに備えている制度を通して、多面的、組織的な統制をはかるよう取り組んでおり、総合的な統制制度を現時点で必要としていないため。
愛知県	春日井市	・令和元年度より庁内会議を立ち上げ、内部統制制度の導入に向けて検討を重ねた結果、令和4年度より当該制度に準ずる春日井市独自の取組を実施することとし、努力義務とされる間は地方自治法第150条第2項に基づく制度は導入しないこととした。
愛知県	安城市	・義務自治体の導入実績を踏まえた検討が必要であるため。
愛知県	大府市	・本市は、政令指定都市ではなく導入義務はないため。
愛知県	阿久比町	・努力義務であり、同程度の規模の自治体において制度を導入している自治体が多かったため。
滋賀県	甲賀市	・包括的な導入ではなく一部の統制活動からの導入も可能であり、既にその機能を果たしている取組がある。
兵庫県	西宮市	・制度のスムーズな浸透を図るため、対象組織等を絞り込んだスモールスタートをすることとしたので、「法に基づく」ではなく「法に準じた」取組とした。
兵庫県	三木市	・努力義務となっている政令市を除いた近隣他市の導入状況を確認したが、努力義務の自治体の多くが導入しておらず、当市も努力義務とされていることも踏まえ導入を見送った。
兵庫県	川西市	・当市が抱えている問題の解決を図るに当たり、まずは、総務省ガイドライン（地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン）P4 1にある4つの目的のうち、財務報告等の信頼性の確保について重点的に取り組むこととしたため。

団体名		検討内容や導入しないこととした理由
兵庫県	小野市	・当市の規模においては事務監査、財務監査が適正に機能しており、新たに内部統制の仕組みをつくる必要まではないと判断したため。
兵庫県	丹波市	・丹波市ではコンプライアンス基本方針に基づく取組をしており、地方自治法における内部統制に関する方針の策定とこれに基づく必要な内部統制体制の取組みは、新たな職員の事務負担を伴うことから、現時点では、自治法に基づく内部調整制度を導入に向けた取組を進めていません。 ・なお、内部統制の取組については、引き続き他市の導入状況は把握するとともに、調査研究していくこととします。
兵庫県	南あわじ市	平成30年10月 一般職向け研修の実施 平成31年1月 管理職向け研修の実施 内部統制制度の導入の検討 イントラ内への内部統制に関するニュースを発信（以後不定期） 平成31年3月 地方自治法に規定する制度は導入しないが、法の趣旨に準じ、各事業を見直すこととした
兵庫県	朝来市	・内部統制の仕組みの必要性は認識しているが、現状においては、努力義務とされている方針策定までは実施せず、ガイドラインの内容を参考にしながら、内部統制の4つの目的の達成に努めることとし、方針策定については今後の状況を踏まえ検討していくこととしている。
鳥取県	米子市	・情報セキュリティポリシーや個人情報保護マニュアル等の個別のマニュアルの作成、研修の実施等の独自の取り組みにより代えることが可能と判断した。
広島県	廿日市市	・当初から国のガイドラインに沿った制度どおりに実施すると、事務負担が過大となる可能性がある。 ・リスク対策には、事務ごとの専門性が求められるが、既に実施している取組もあり、これらの取組を活用しながら本市独自の内部統制として推進することが効果的である。
山口県	宇部市	・義務化されていない制度に対し、多大なコストや労力をかけてまで評価・推進体制を導入する必要はないと判断し、費用対効果の観点から実施しないこととした。 ・また、行政事務を適正に執行するため、内部で徹底する取組をしている。
愛媛県	松前町	・現時点では、独自の制度や内部通知の利活用により対応することとしている。
愛媛県	愛南町	・現在のところ、導入しなければならないとする理由が見当たらなかったため

団体名		検討内容や導入しないこととした理由
福岡県	中間市	・当市では地方自治法第15条第2項に基づかない制度ではあるが、「中間市内部統制基本規程」を制定しており、それに従いリスク管理を行っている。そのため、制度の導入が努力義務とされている間は、現状のまま運用していく予定である。
福岡県	篠栗町	・県及び指定都市に義務付けられ、その他の地方公共団体については努力義務とされている本制度について、内部統制の必要性は理解しているものの、導入にあっては業務負担が大きいこと及び全庁的に業務遂行の適正化等に普段から努めていることから、法に基づく制度導入は見送ったもの。
佐賀県	伊万里市	・報告書の作成、監査の審査、議会へ提出、公表などの事務処理にかなりの時間を要するため、現段階では、地方自治法に基づかない内部統制制度に準ずる取組を実施することとなった。
長崎県	大村市	・自主的な取組を行っているため。
熊本県	人吉市	・当市においては、令和元年度に「市民から信頼される市政運営」を土台に、近年硬直化する財政状況を打破することも念頭において基本方針案の作成にとりかかった経緯があるが、近隣市町村の状況等から導入には至らなかった。 ・また、毎年度議会への報告が発生するなど、事務作業が煩雑になるおそれがあり、部長級の事務レベルで運用した方が、柔軟な運用が可能と考え導入しないこととした。
大分県	日出町	・法を参考に内部統制の基本指針を策定し、町独自のリスク管理の取組を行うこととしたため。
宮崎県	小林市	・個別のリスクに対応した自主的な取組を実施しているため
鹿児島県	瀬戸内町	・導入のための労力等を考慮し、現段階で努力義務となっているため導入を見送った。
沖縄県	那覇市	・令和3年度に検討を行った結果、本市においてはこれまで培ってきたISO9001品質マネジメントシステムの仕組みやノウハウがあるため、これを継承しつつ、地方自治法第150条第2項に規定する内部統制制度に準じ、内部統制の基本的な枠組みを踏まえた、本市独自の品質管理システムを構築することとした。
沖縄県	糸満市	・財務に関する事務及び情報管理に関する事務については、主管課の現行業務においてある程度は対応できているものとして、内部統制制度の具体的な導入はしないこととした。

5 内部統制制度に準ずる取組を実施している団体の状況

市	町村	区	
95	22	7	<p>美瑛町、青森市、弘前市、八戸市、三沢市、北上市、遠野市、一関市、雫石町、紫波町、利府町、美里町、飯豊町、相馬市、矢吹町、笠間市、つくば市、足利市、栃木市、那須烏山市、前橋市、加須市、深谷市、新座市、吉川市、横瀬町、船橋市、我孫子市、千代田区、新宿区、大田区、世田谷区、中野区、豊島区、荒川区、八王子市、調布市、東村山市、福生市、多摩市、西東京市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、逗子市、秦野市、綾瀬市、長岡市、上越市、富山市、魚津市、川北町、福井市、小浜市、坂井市、甲府市、南アルプス市、山中湖村、長野市、松本市、飯田市、伊那市、駒ヶ根市、安曇野市、松川町、高森町、泰阜村、飛騨市、熱海市、磐田市、下田市、函南町、岡崎市、半田市、新城市、飛島村、東浦町、伊賀市、大津市、福知山市、吹田市、高槻市、枚方市、泉佐野市、寝屋川市、摂津市、東大阪市、交野市、大阪狭山市、明石市、西宮市、伊丹市、高砂市、川西市、小野市、丹波市、朝来市、奈良市、宇陀市、湯梨浜町、琴浦町、津山市、大竹市、廿日市市、宇部市、徳島市、高松市、三豊市、松前町、筑後市、中間市、大野城市、朝倉市、粕屋町、伊万里市、佐世保市、五島市、人吉市、大津町、日出町、小林市、西之表市、那覇市</p>

6 内部統制制度に準ずる取組の具体的な内容

団体名		取組
北海道	美瑛町	<ul style="list-style-type: none"> ・行政組織運営委員会による取組（コンプライアンス関係、業務上におけるリスク管理等） ・行政組織運営委員会では、内部部局でのリスクの洗い出し、評価等を行い、対応策を整理している。
青森県	青森市	<ul style="list-style-type: none"> ・「不適正経理等の再発防止のための改善プログラム」を始めとする、本市の状況に合わせた各種取組を実施している。 <p>このプログラムでは、例えば、監視機能の強化として、(1)内部チェック機能の強化、(2)公益通報制度の窓口の拡充、(3)外部チェック機能導入、といった項目を定め、それぞれの主管が取組を実施しているもの。</p>
青森県	弘前市	<ul style="list-style-type: none"> ・不祥事防止のための行動指針や事務処理ミス取扱基準、情報セキュリティポリシーなどを制定し、職員へ周知徹底を図っているほか、コンプライアンス研修を実施するなど、不適正な事務処理等の発生を未然に防止するための取組を推進し、発生した場合の早期対応等に取り組んでいる。また、過去に、同様の不祥事を防止するため、全庁的に事務の点検を行い、改善を図った事例もあり、必要に応じて準じた取組を行ってきたところである。
青森県	八戸市	<ul style="list-style-type: none"> ・業務上の重大ミスや職員の不祥事等のリスクを評価及びコントロールし、市の業務の信頼性と効率性を継続的に確保するための取組として、平成25年1月に「業務リスクマネジメント実施方針」を策定し、業務リスクの洗い出し・評価、対応策の検討・実践を行っている。
青森県	三沢市	<ul style="list-style-type: none"> ・公金等取扱いに関する運用指針を制定し、公金等の取扱いについて毎年チェックする体制を整えるなどリスク管理を行っている。
岩手県	北上市	<ul style="list-style-type: none"> ・「北上市行政マネジメントシステム」を平成26年に定め、市民の要求などに適応した行政サービスの質が維持され、事務の適正な執行が図られているかを確認するため、必要に応じて内部監査を実施することとしている。また、北上市情報セキュリティ対策基準に基づき、情報セキュリティ及び特定個人情報の取扱いに係る内部監査を実施している。
岩手県	遠野市	<ul style="list-style-type: none"> ・会計事務検査（主に現金を取り扱う事務の所管課を対象に、会計事務の適切な執行状況を会計課が検査する。…【追記】当該検査は、各所管課の自己点検記録票の提出による例月書面検査及び管理状況に係る会計管理者の例年実地検査により行うものである。 ・情報セキュリティ内部監査（全課を対象に、ICT環境や個人情報が適切に管理されているかICT主管課員及び監査員（管理職のうちから指定する者）が監査する。）

団体名	取組
岩手県 一関市	<p>○毎年度実施している主な取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・準公金取扱状況調査（市が事務局事務を担っている任意団体） 具体的には、市の職員が通帳を管理している任意団体があり、通帳と帳簿について年2回のチェックを行っているもの。（10年ほど前、任意団体の通帳の不正経理があり、他課の所属長同士でクロスチェックしている） ・現金の出納及び保管に係る事務処理調査 業務上のリスク等を記載するなどし、内部リスク管理の手段に位置付けている職員全員に作成が義務付けられており（毎年度更新を行う）、その中で、 <ul style="list-style-type: none"> ・次年度に引継ぐ未決事項 ・通帳と帳簿の確認 を行っている。 ・業務マニュアルの作成（更新）による職員の引継ぎ ・一関市情報セキュリティポリシーに基づく取組 「個人番号関係事務」を取扱う課等の職員に対し、毎年度、情報セキュリティ研修の実施（義務付け） 個人情報を取り扱う部署の情報セキュリティ管理者（各課長等）は、システム管理記録の作成、ログの管理・分析を行う（不正を発見した場合は当該職員の懲戒処分あり）。
岩手県	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度に内部リスク管理に関する基本方針を定め、部署ごとにリスク一覧とリスク評価シートを作成し、内部リスク評価を行うこととしている。
岩手県	<ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度から地方自治法第150条第2項に準じた町独自の内部統制制度に取り組むこととし、令和2年度から方針を策定、公表し体制整備や取組内容に係る検討、準備、仮運用を進めてきた。 ・予定どおり来年度から財務事務を対象に内部統制制度を導入する予定である。
宮城県	<ul style="list-style-type: none"> ・行政サービスの継続的な改善を推進し、効率的・効果的な行政を運営するため、「利府町行政品質向上マニュアル」を制定し、目標管理表による進捗管理、効果検証を行い、マネジメント記録表により町長からの改善指示を受ける仕組みとなっている。
宮城県	<ul style="list-style-type: none"> ・業務のマニュアル化や財務処理に限らず発生した不適正事案に対する再発防止対策、組織内のモニタリング体制の強化をメインとした内部統制基本方針を定め、監査委員との定期的な意見交換を行いながら、基本方針に基づき、総務課が主体となり、発生した事案の原因とその再発防止策を検討し、関係例規の改正を含めた事務手続の改善を行い、研修等により全庁的に周知徹底する体制により、実行性のある内部統制を進めている。

団体名		取組
山形県	飯豊町	<ul style="list-style-type: none"> ・ 内部統制に準ずる取組として「飯豊町快適業務デザインに係る基本方針」を定め、下記の取組を実施している。 ・ 推進体制の整備（町長とトップとした組織設置） ・ 職員の役割の明確化（管理職の適正業務統制、室長、主査の業務処理統括、職員のマニュアルに沿った適正な事務執行など） ・ 対象リスクの想定（全庁リスクと個別リスク） ・ 関係機関との連携（議会や行政委員会との情報共有） ・ リスク発生時記録表の作成及び情報の共有化等（ヒヤリハット事例の勉強会）
福島県	相馬市	<ul style="list-style-type: none"> ・ ISO規格に則った行政経営システムを全庁的に導入し、効果的・効率的な業務の実施、継続的な改善、リスクマネジメント等に取り組んでいる。
福島県	矢吹町	<ul style="list-style-type: none"> ・ 町独自の内部統制基本方針及び実施方針、リスク管理実施要領を策定し、リスク管理シートを用いて年間を通したリスク管理に取り組んでいる。
茨城県	笠間市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各部署において、業務上、想定されるリスクや対応策、課題を洗い出し、これらのリスク対策と情報共有に努めている。
茨城県	つくば市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 適正な事務執行の推進及び事務処理のミス防止等の観点から監査を行い、職員のスキル及び市民サービスの向上を図ることを目的とする「内部指導監査」を令和3年度から実施している。 ・ なお、内部指導監査責任者は総務部長とし、事務局は総務課に置いている。
栃木県	足利市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 物品購入・業務委託契約事務、予算の執行管理、預金通帳等の管理、組織体制、職員の意識改革について実施計画を定め、適正な事務執行に努めている。
栃木県	栃木市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 内部通報制度（栃木市コンプライアンス推進条例による。内部公益通報について定めている。） ・ 事務処理ミスの報告（例規等なし。該当事案をとりまとめ、必要に応じて庁内で情報共有を行う。） ・ 関係団体の経理状況調査（例規等なし。年1回、各課へ照会し、不適切な取扱いがあった場合は是正指導を行う。）
栃木県	那須烏山市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 毎年4月、新採用職員対象の内部研修においては、内部統制を目的に財務会計、文書作成、情報セキュリティ等の研修を行っている。
群馬県	前橋市	<ul style="list-style-type: none"> ・ リスクの発生原因別にチェックリストを作成し、実務レベルで事故等を未然に防ぐ取組 ・ 庁内組織である「コンプライアンス推進委員会」を設置し、コンプライアンス行動指針を定め、職員行動規範（適正なサービスの確保、事務の適正執行、個人情報の保護、不当要求への対応及び交通法規の遵守等）の周知徹底及び事案発生時の再発防止を図る取組

団体名		取組
埼玉県	加須市	・「加須市リスクマネジメント基本方針」に基づき、各課において想定される事務執行上のリスクをリスク管理表として整理し、可視化するとともに、現実にリスクが発生する前に必要な対策を講じることができるよう、事務処理マニュアルの整備や事務処理上の二重チェックの実施、報告、連絡、相談の徹底など、多くのルールに基づいて業務を遂行するほか、コンプライアンス研修やタイムマネジメント研修を実施し、事務の質及び効率性、職員資質の向上を図るなど、実効性のあるリスクマネジメントに取り組んでいる。
埼玉県	深谷市	<ul style="list-style-type: none"> ・階層別研修において、コンプライアンス研修の実施 ・行政評価において、事務品質に関する指標を設けリスク管理を実施し、改善が必要な状況の場合は改善方法を改善改革プランとして管理。 ・行政事故マニュアルにより、コンプライアンス違反により発生した事故及び今後の対応を報告・共有する体制を整備 ・公金検査による適切な財産管理体制の整備。 ・事務分掌規則に、各担当における所掌範囲を明確に規定。 ・職務権限規程に、業務内容に応じ決裁区分を明確に規定。 ・事務引継書による適切な業務執行体制の整備。 ・職員等の不正等について、外部・内部問わず、行政監察員（弁護士）への通報制度を整備 ・行政評価における事務品質に関する指標により評価 ・セキュリティ監査 ・システム評価 ・セキュリティ研修の実施、データ書き込み制限、外部記録媒体の利用制限等
埼玉県	新座市	<ul style="list-style-type: none"> ・本市独自の内部統制に係る方針の策定 ・職員に対する内部統制に係る周知・啓発 ・各所属におけるリスク評価シートの作成 ・事故対応報告書の作成
埼玉県	吉川市	・ISO9001供給者適合宣言（自己適合宣言）を行い、内部監査を実施している。主に、市民サービスについて、目標による進捗状況の管理を行っている他、業務プロセスについて、管理表を作成して業務の最適化に取り組むとともに、職員個人の知識や能力に依存せずに業務遂行が行われるように文書化して管理を行っている。（内部統制制度の目的「①業務の効率的かつ効果的な遂行」に該当する取組）
埼玉県	横瀬町	・国が示した『地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン』を基に町が作成した『監査基準に基づくリスクチェックリスト表』を使用して、監査事務職員及び各課長においてチェックを実施している。
千葉県	船橋市	・当該制度に準じて本市の内部統制に関する方針及び行動計画を策定し、内部統制制度導入、実施の試行に取り組んでいる。
千葉県	我孫子市	・過去に事務処理誤りが発生した国県への補助金等申請事務を対象として、各所管課は業務の一連の流れを記載した業務フロー図等を作成し、各フローにおけるリスクを分析した上で、対応策を整備している。

団体名		取組
東京都	千代田区	<ul style="list-style-type: none"> ・法令等の遵守を徹底するため、各所管にて作成された手引き・マニュアル等を全体が見えるように新たにまとめ、若手職員を含め、改めて職員が認識する。 ・定期監査で各所管にて受けた指摘を全庁的なリスクとしてとらえ、指摘事項をチェックリスト化し、各所管において他部署の指摘事項も含めた確認を行い、正しい事務処理方法を徹底する。 ・管理監督者のチェック意識をより一層醸成させるために、承認者である職員に対して、昇進時の研修にチェックリストを周知し、所属内で誤りが正される体制を強化する。
東京都	新宿区	<p>各部の組織目標に「コンプライアンスの向上と組織ガバナンスの改善」の項目を設け、職員研修の実施や会計事務の点検（支出遅延調査、公金管理の点検、金銭検査等）などに取り組んでいる。</p>
東京都	大田区	<ul style="list-style-type: none"> ・大田区内部統制取組方針の策定（法第150条の規定に基づく方針である旨の記載なし） ・大田区内部統制推進会議の設置 ・大田区内部統制の手引きの策定 ・大田区内部統制取組報告書の作成 <p>[準ずる取組]</p> <ul style="list-style-type: none"> ●自己点検チェックリストの活用 全部局に共通するリスクを30項目抽出したうえで、リスク対応策を示した自己点検チェックリストを作成し、各所属においてリスクの対応状況等を確認した ●業務マニュアル等の整備 自己点検チェックリストを活用し、業務におけるリスクを「見える化」するための手段として、必要に応じて業務マニュアル等の整備を行った ●リスクコントロール表の活用 事務処理ミスが発生した所属において、リスク管理の視点から原因を分析し、リスク対策及び取り組みの振り返りを実施することで再発防止を図った
東京都	世田谷区	<ul style="list-style-type: none"> ・コンプライアンス推進委員会の設置（コンプライアンス確保に向けた全庁的な推進体制） ・コンプライアンス基本方針の策定、リスクマネジメント、職員の意識啓発に向けた取組等

団体名		取組
東京都	中野区	<p>・「内部統制のしくみ再構築に係る基本方針」（平成23年）により内部統制の基本的枠組及び主な取組みについて定め、「中野区内部統制に関する規則」（平成24年）により、内部統制推進会議の設置、内部統制責任者の設置及び内部統制責任者所掌事務の分掌について定めている。</p> <p>不適切な財務事務処理など事故・事件の発生した所管から「リスク管理・危機管理情報連絡票」により報告を受け、必要に応じて内部統制推進会議を開催し、対応状況及び原因、再発防止策等について協議・検討し、全庁に共有及び注意喚起等対応を指示している。</p>
東京都	豊島区	<p>①コンプライアンス専任組織の設置</p> <p>②対策会議の開催</p> <p>③リスクマネジメント指針の策定</p> <p>④リスク報告体制の強化及び全庁的な情報共有</p> <p>⑤PDCAサイクルの確立</p>
東京都	荒川区	<p>・平成13年度から、包括外部監査制度を導入し、監査委員制度を補完し、専門性・独立性の強化を図るとともに、外部の専門家の目によりチェック機能を一層充実させてきた。</p> <p>・こうした外部専門家の指摘を契機として、当該外部監査のテーマや指摘のあった部署に限らず、現金管理や契約事務、指定管理者制度に係る事務、債権管理事務など様々な内部事務等におけるリスク分析やその改善などの取組について、各部署の実情に合わせた分析・改善を行うなど、専門家の視点を活かして、各事務のブラッシュアップを行っている。</p>
東京都	八王子市	<p>・「八王子市リスク管理基本方針」を策定（令和3年4月1日策定）し、業務の有効性及び効率性の向上を図るとともに事務の適正性を確保するため、リスク管理を推進している。</p> <p>具体的には、リスクチェックシートを活用し、「財務に関する事務におけるリスク」を全庁的に洗い出し、その対応策等について確認を行っている。</p>
東京都	調布市	<p>・市における行財政改革の計画である「行革プラン」において、「業務上のリスクへの対応」を位置づけ、計画に基づく取組を実施している。</p> <p>例えば、弁護士資格を有する専門職による相談事業を通じて、問題が発生する事案について事前にサポートを受けリスクの未然防止を図っている。また、年間を通じた研修実施や、庁内会議において伝票作成時の注意事項を共有し、確実な会計事務につなげている。</p>
東京都	東村山市	<p>・各部署における定期的な業務のリスク分析及び評価（事務点検やチェックリストの作成など）</p> <p>・チェックリスト等を活用した、各職員による定期的な自己点検の実施</p> <p>・情報セキュリティ研修などの管理部門におけるテーマ別職員研修の実施</p>
東京都	福生市	<p>・財務報告等の適正な実施や、業務における法令等の遵守などの内部統制の目的に対し、それぞれ所管する部署がリスクの把握に努めており、規則や訓令によるものの他、各種マニュアルの作成による基準等のルールづくりとともに、全庁的な指示や通知の発出などで情報共有を行い、各部署における点検・確認の徹底を図っている。</p>

団体名		取組
東京都	多摩市	・事務処理の適正性を維持・向上させ、業務効率や市民・職員満足度を高めるための取組として、毎年度、各部（局）の目標の作成において、「内部改革・内部体制強化の取組」を設定している。また、過去の監査指摘をもとに、課ごとに「監査指摘事項に基づく自己点検シート」を作成し、自己点検および必要な対応措置を実施している。
東京都	西東京市	・西東京市では、副市長を座長とし、庶務担当課長が委員となっている事務処理適正化等検討委員会（以下「委員会」という。）を要綱にて設置しています。委員会では、下部組織として、部会を設置しています。部会については、次の各号に掲げるとおりとなります。 (1) 事務処理適正化検討部会 事務処理全般の監査委員からの指摘事項及び意見に関する内容の調査分析及び対応策の検討並びに庁内研修 (2) 事務報告書作成検討部会 事務報告書の正確性の確保について検討、当該年度の原稿に反映 (3) 予算書等作成検討部会 予算編成・決算調整の適正化と情報共有 (4) 賦課システム運用等検討部会 システムの欠陥、職員の誤操作による大量の抽出処分ミスを防ぐ方策の検討及び税制改正を各賦課システムへ適正に反映させるための情報の連携・共有 座長の指示の元、各部会で検討を行い、検討結果を委員会に報告し、報告を受けた委員である庶務担当課長は、部内会議にて情報共有し、現場への周知を図る形となっています。
神奈川県	平塚市	1.デジタル推進課職員が平塚市情報セキュリティポリシーに基づき、全職員に自己点検実施後、抽出課への内部監査を実施、その後、各課へフィードバックしている。 2.市民情報・相談課職員が、平塚市個人情報保護条例の遵守状況について、各課の運用、安全管理状況について確認を行っている。その後、研修等で各課へフィードバックしている。 3.環境政策課職員が、本市独自の環境マネジメントシステム（ひらつかエコモード）により、環境法令の遵守状況の確認、啓発、監査を実施している。 4.行政総務課職員が、経理事務を伴う協議会等を所管している課に対し、適正な会計が行われているかを確認している。 5.職員課及び消防総務課職員が、安全衛生に関して、職場巡視や危険防止のための調査・点検をしている。
神奈川県	鎌倉市	・リスクマネジメントとして、各部署で業務を遂行する上で抱えるリスクの把握、評価・対応、モニタリング・改善という取組を実施している。

団体名	取組
神奈川県 藤沢市	<ul style="list-style-type: none"> ・「藤沢市内部統制基本指針」を2019年1月に策定するとともに、同年4月に内部統制推進室（現行革内部統制推進室）を設置し、「藤沢市内部統制推進のための運用ガイドライン」を同年6月に策定した。「藤沢市内部統制推進本部会議」や「藤沢市内部統制庁内推進委員会」において「ガイドライン」で定めた取組のほか、取り組むべき内部統制について検討を行い、内部統制体制の整備及び運用を全庁的に推進している。 ・また、「業務記述書兼リスク管理表」を全ての業務について各課で作成して関係する法令等、業務の流れ、事務担当者、リスク等を把握し、全庁に共通するリスクのうち、財務に関する事務及び情報管理に関する事務について「藤沢市内部統制制度における重要リスク一覧」を設け、モニタリング等に活用している。 ・一年間に取り組んだ結果・内容については、「藤沢市内部統制に関する取組結果報告書」を取りまとめ、市議会に報告、ホームページで公表しているほか、内部統制の整備状況及び運用状況について外部有識者による評価を実施している。
神奈川県 小田原市	<ul style="list-style-type: none"> ・本市では、本市職員におけるコンプライアンスの定義を、法令遵守に留まらない高い倫理意識を含めたものとし「市職員コンプライアンス基本方針」を制定している。この基本方針を受け、推進計画を定め、様々な取組を実施している。実施状況に対しては、外部アドバイザーからアドバイザーを受け、その結果を市長を委員長とする「市職員コンプライアンス推進委員会」等に報告し、進捗管理を行うとともに、不祥事等が生じた際には、防止策等の検討を行っている。
神奈川県 逗子市	<ul style="list-style-type: none"> ・リスクマネジメントとして、市長が主宰する庁内会議を設置し、必要な連絡又は協議、情報伝達が全職員にできる仕組みとしている。 ・市長を最高責任者とする情報セキュリティ推進本部を設置し、リスク管理や事故防止対策を行っている。 ・現状の取組を充実させる取組として、文書管理、財務会計、契約事務などに関するマニュアルを備え、全職員が適切な事務執行が行われるよう取り組んでいる。 ・監査委員等の指摘などのリスクにつながる事項については、情報伝達を行い、改善を図る仕組みをとっている。 ・不祥事が生じた場合には、コンプライアンス違反についての報告を行い、再発防止に取り組んでいる。
神奈川県 秦野市	<ul style="list-style-type: none"> ・秦野市コンプライアンス基本方針の策定のうへ、リスクの確認を毎年度に実施し、評価・分析等を行っている。その内容については、庁内組織であるコンプライアンス推進委員会で報告し、市ホームページでも公表している。
神奈川県 綾瀬市	<ul style="list-style-type: none"> ・市では行政活動を行う上で、法令等の遵守や個人情報の保全是もちろん、「綾瀬市監査委員監査基準」に基づき監視を行っている。また、行政会議等の会議を通して組織内の情報伝達を行い、組織外についても市の広報やHPのほか、各部局ごとに随時、関係者と情報共有を行っている。また、限られた予算の中で効果的な運営を行うため、企画・財政の管理部門で事業に対する審査及び評価を実施しているほか、ICT技術については、庁内でプロジェクトチームを立上げ、「綾瀬市スマート自治体推進指針」を策定し、順次ICT技術の活用体制を整えている。

団体名		取組
新潟県	長岡市	<ul style="list-style-type: none"> ・一部の所属（主に部局の代表課）においては、試行実施を開始。 ・その他の所属については、平成26年度から市独自のリスクマネジメントに取り組んでおり、全ての事務事業を対象にリスクの洗い出し・評価、予防策の策定・見直しを行っている。 <p>※内部統制の試行と比較し、リスク一覧等を活用した全庁統一的な基準によるリスクの洗い出しをしていない、評価部局による評価をしていない等の違いがある。</p>
新潟県	上越市	<ul style="list-style-type: none"> ・取組名：綱紀保持ミーティング ・内 容：庁内の不適切な事務事例を参考に、年度当初に各所属において係単位で不適切事務が生じるリスクを洗い出し、対応策を策定している。
富山県	富山市	<ul style="list-style-type: none"> ・令和2年3月に「富山市内部統制に関する指針（暫定版）」を策定し、令和2年度以降、内部事務から発生しうるリスクの洗い出し、及びリスクへの対処方法等の検証を試行しているところである。なお、令和4年度から令和6年度にかけて、内部事務システムの導入・更新を予定しており、現在洗い出したリスクの他に、システム導入後に発生しうる新たなリスクについての検証も行う必要があることから、内部統制制度の本格導入は令和6年度以降を目途として。
富山県	魚津市	<ul style="list-style-type: none"> ・業務手順書を作成し、行っている業務が法令等の遵守がなされているか確認を行っている。結果については事務事業評価制度を導入している。また、定期監査や例月監査により適正な支出が行われているか確認を行っている。
石川県	川北町	<ul style="list-style-type: none"> ・適正な予算執行に向けて、予算要求のヒアリング時に、発生が懸念されるリスクにも対応できるよう指示を行うなどの取組を実施している。（運用での取組であり、明文化されたものはない。）
福井県	福井市	<ul style="list-style-type: none"> ・適正な財務事務実践を目的とし、その重要性や努力義務とされている内部統制制度の将来的な義務化も念頭に、職員が自ら、業務の理解度をチェックする仕組として「財務事務に関する自己診断」を令和3年4月から試験的に導入した。 ・当該自己診断は、財務事務関係4所属が作成した「収入、支出、契約、予算、財産管理」の5ジャンル計90間について、自席のパソコンを使いWeb上で行うもので、現在は各所属の庶務担当者を中心に実施し、財務事務に関するミスの解消を図っている。 ・また、自己診断実施職員を対象にしたウェブアンケート調査の結果から、職員の理解度や指摘の傾向を分析して最適な設問への見直しを行い、自己診断によるミス発生防止効果を向上させる。
福井県	小浜市	<ul style="list-style-type: none"> ・収納金管理について、会計上のリスクを洗い出したところ、リスクがあることが判明した。評価を行ったところ、収納金の保管等に問題があった。そのため、こういったリスク対応として、会計事務の手引きを作成し、収納金管理のチェック体制や保管場所等について記載し、職員に周知するとともに、年1回職員研修を実施し、注意事項を伝えている。

団体名		取組
福井県	坂井市	<ul style="list-style-type: none"> ・財務事務のリスクを点検し、物品管理のミスにより、適正に物品が管理されないリスクがあることが判明した。評価した結果、物品の範囲を一層明確化するために、物品の細分類表を作成し、職員に周知を図り、職員研修でも注意事項として伝えている。 ・また、工事手続きの適正化、円滑化に関するリスク点検の結果、埋蔵文化財の事前調査手続が適正に行われないリスクがあるため、そのリスク評価を踏まえ、手順表を作成し、職員周知し、研修で注意を促している。
山梨県	甲府市	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度から全庁的に「財務に関する事務」に限定し、「リスク評価」を試行実施している。
山梨県	南アルプス市	<ul style="list-style-type: none"> ・南アルプス市事務処理ミス再発防止行動指針を策定し、業務改善及び事務処理ミス発生の防止に努めている。 ・令和2年度から南アルプス市内部統制推進体制検討委員会を立ち上げ、内部統制制度の導入に向けて、推進体制や課題、その対応策等を検討した。 ・令和3年6月から南アルプス市内部統制制度を試行導入し、基本方針（案）をHPに掲載している。 ・令和4年度に内部統制評価報告書を作成し、監査委員の意見を付し、議会へ報告を行う予定である。
山梨県	山中湖村	<ul style="list-style-type: none"> ・平成26年度にリスク管理基本方針を策定し、内部統制の4つの目的について、庁内で各課業務におけるリスクを洗い出し、対応等について意見交換を実施、結果の周知を行った。
長野県	長野市	<ul style="list-style-type: none"> ・事務引継書の標準化 ・各所属において、想定されるリスクを洗い出し、そのリスク管理のために確認すべき、既存の条例、マニュアル等をリスト化
長野県	松本市	<ul style="list-style-type: none"> ・各所属では、発生したリスク及び発生可能性のあるリスクを踏まえ、マニュアルや見える化シート等の整備を進めています。また、文書管理、予算管理、契約事務、会計事務等を統括する各課が、研修や統一マニュアルの作成等を通じて、連携しながら、庁内における事務の適正執行の確保に努めています。
長野県	飯田市	<ul style="list-style-type: none"> ・通常の行政運営上のリスク管理について、①危機管理対応、②会計事務、③情報公開・個人情報保護、④交通事故の手順書による対応管理及び、⑤行政評価システム（自己評価及び外部評価の繰り返し）での事務事業ベースでの管理、⑥監査体制における財務活動の監視の組合せでの取組を進めている。
長野県	伊那市	<ul style="list-style-type: none"> ・包括的な取組は行っていないが、個別の取組として、年1回、全職員を対象とした情報セキュリティーやハラスメント、交通安全にかかわる研修を実施している。適正な会計事務を行うため、実務担当者用のマニュアルを作成し、契約及び会計事務の説明会を実施、監査とは別に定期的に抜打ちで金庫や外部団体等に係る帳簿の点検を行っている。現場での安全を確保するため、対象者に刈払機、チェーンソー等の安全教育を毎年実施している。公印の無断使用を防止するため、新たに規程を設けて押印手続での原議書照合をルール化して厳格に確認している。

団体名	取組
長野県 駒ヶ根市	<ul style="list-style-type: none"> ・適正な事務の執行管理とチェック体制のありかたについて、検討した中で、次の取組を行っている。 ・予算執行状況及び事務事業執行状況を実施することにより、予算執行状況の確認のほか、事務事業の不調や何らかの課題解決について、組織的に共有・対応できるように四半期毎に確認することとし、チェック体制を強化した。 ・鍵の管理について、鍵の管理簿の作成と適切な管理のためのマニュアルを作成し、チェック体制を強化した。 ・公印の使用について、公印の置き場所を公印管理者の席の近くに移すとともに、公印使用管理簿により押印するよう書類のチェック体制を強化した。
長野県 安曇野市	<ul style="list-style-type: none"> ・リスク管理のため業務マニュアルを作成し必要に応じて見直しを行っている。
長野県 松川町	<ul style="list-style-type: none"> ・リスク管理のため統一の様式を作成し、事務事業をマニュアル化することで各事務が適正に行えるよう見直しを図りながら取り組んでいる。
長野県 高森町	<p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務事業・予算の執行に伴う各種の契約事務については、地方自治法、財務規則等に基づき適切に運用されるべきところで、その運用については、全職員に通知しているが、未だに、これら諸規定の解釈や実際の運用が、職員によって異なる場合や、慣例の中で行われる事例が散見される。 <p>【対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各種の契約事務手続の運用について、再度通知。これに基づき適正を期するよう職員へ周知。
長野県 泰阜村	<ul style="list-style-type: none"> ・各所属において発生または発生した場合リスクを伴う事案について、月2回開催している管理職会議で問題点の状況共有及び再発防止のためのチェック機能の方法検討の上、職員に指示
岐阜県 飛騨市	<ul style="list-style-type: none"> ・年1回以上の報告書作成といった手続は実施しないが、市の規模に見合った内部統制に準ずる取組を実施している。内容としては、各部署において業務に潜在するリスクを洗い出し、独自のリスク管理シートで管理している。また、顕在化した場合は、その発生原因と対応結果及び再発防止策等について庁内幹部会議で報告・共有し、全職員に周知することとしている。
静岡県 熱海市	<ul style="list-style-type: none"> ・財務に関する事項（公金の取扱い）について、公金取扱い事務担当ごとにと事務フローを作成させるとともに、定期的に公金の取扱いについて自己点検を行わせ、必要に応じて事務フローの見直しを行わせている。

団体名		取組
静岡県	磐田市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 内部組織である磐田市コンプライアンス推進会議、第3者機関である磐田市コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスに対する取り組みを報告、検証している。 ・ コンプライアンス委員会では、令和元年12月の「公契約関係競売入札妨害事件に関する報告書～職員の不祥事防止に向けた行動指針～」に則り、市の再発防止対策の進捗状況の確認、意見及び助言をしてもらう第三者委員会である。また、職員実態調査という不当要求等に関する職員アンケート結果について報告し、意見や助言をいただいている。
静岡県	下田市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 業務上のリスク評価とそれに基づく業務手順書の整備
静岡県	函南町	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和2年度より所管課において、リスク管理のため、事務フロー（業務手順書）の作成に取り組んでおり、関連法令等や業務手順を明確にすることで人事異動で担当者が変わっても統一した見解のもとに人的なミスをなくすことを目的としている。
愛知県	岡崎市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 行政手続上の不備があった事案等を題材として、行政手続全般についてチェックシートを用いて事務改善を促す試行的な取組を開始している。
愛知県	半田市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 予算、人事、事業等評価制や監査、リスクマネジメントチェックなど、これまでに備えている制度を通して、多面的、組織的な統制をはかるよう取り組んでいる。
愛知県	新城市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 内部統制制度に基づく業務手順書等の整備を行っている。
愛知県	飛島村	<ul style="list-style-type: none"> ・ 内部統制委員会の開催 ・ 自己点検（職員に対して、点検シートを用いたリスク評価の実施） ・ 内部監査（所属に対して、特定テーマの監査の実施） ・ 職員向け研修
愛知県	東浦町	<ul style="list-style-type: none"> ・ 内部統制制度に関する方針はないが、国の内部統制リスク例を参考に、各課リスクの洗い出しを行っており、それに準じ、事務の適正な執行の確保を心がけている。
三重県	伊賀市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2016(平成28)年2月に「伊賀市内部統制に関する基本方針」を策定し、平成28年度からそれに基づき取り組みを行っている。各課が行った法令遵守の確保に関する取組、リスク管理に関する取組、懲戒処分・矯正措置の状況を取りまとめた内部統制運用状況報告書を作成し、庁内に情報共有を行っている。報告書について、監査委員による審査、議会への提出及び住民に対しての公表は行っていない。
滋賀県	大津市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大津市内部統制の構築に関する指針に基づき、所属においてリスク点検シートを作成し、日常的にリスク管理を行っている。リスク管理に関する評価は行っていないが、年に一度、他所属の職員がモニタリングを実施し、点検を行っている。
京都府	福知山市	<ul style="list-style-type: none"> ・ リスクの対策のため不適切な事務を行った所属へ聞き取りや再発防止の取組を実施している
大阪府	吹田市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1 業務におけるリスクの見える化、2 対応策の整備、3 予防・抑制活動と改善の実施といったリスクマネジメントの手順を示し、その手順に基づいたPDCAサイクルによる職員の意識改革やルールの見直しを促している。
大阪府	高槻市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事務処理ミスの公表要綱の運用において、リスクの把握、改善策の検討等を実施している。また、いわゆる公正職務条例、内部通報規則及び暴力団排除条例に基づく取組を実施している。

団体名	取組
大阪府 枚方市	<ul style="list-style-type: none"> ・自治法に基づかない、ガイドラインに準じた取組を実施している。具体的には①目的②対象事務④長の氏名⑤内部統制の実施対象とする組織の範囲⑥推進体制⑨監査委員との連携⑩内部統制評価報告書の議会への報告⑪内部統制評価報告書の公表について記載があり、対象事務として財務に関する事務以外としては公務員倫理、情報管理、マネジメント関係、物品管理、文書事務、個人情報保護、情報セキュリティがある。また、全庁的な規則や指針等を策定しており、内部統制を推進する部局は既存の部局（総務担当、行政改革担当）で評価する部局も既存の部局（総務担当）である。 ・長を議長とする部局長級の会議など内部統制に関する会議（内部統制制度推進本部会議）を設置しており、教育委員会、上下水道局、市立ひらかた病院においても実施している。
大阪府 泉佐野市	<ul style="list-style-type: none"> ・150条第2項による市長等の基本方針を策定していないこと以外は、外部評価委員会も設置し、議会への報告、監査委員からの意見も入れ、ほぼ制度に準じて内部統制制度を導入している。令和3年11月に庁内説明会を実施し内部統制の6つの基本的要素として①統制環境②リスクの評価と対応③統制活動④情報と伝達⑤モニタリング⑥ICTへの対応業務の範囲として、地方自治法第150条の財務に関する事務については必須とし、必要に応じて、長が認めるものとして対象とする事務を追加。内部統制の対象とする事務の範囲を1 予算執行 2 収入 3 支出 4 契約 5 現金・切手等 6 資産 総務課 7 情報管理 8 例規 9 文書 10 ICTとした。 ・その月のうちに発生した業務を対象：1 予算執行、2 収入、3 支出、4 契約、5 現金等取扱い、6 資産管理、7 情報管理、8 例規、9 文書管理、10 ICTの各項目について、その月に発生した業務でのリスク対応を月末にまとめて報告する。 ・その報告形式：内部統制事務自己点検報告とリスク評価シートにより報告を行う。そのリスク評価内部統制推進プロジェクトチーム事務局で集約し、リスク評価シートについてはプロジェクトチームでの是正措置又は改善措置などについて評価を行うこととしている。
大阪府 寝屋川市	<ul style="list-style-type: none"> ・定期監査等の指摘事項を活用したリスク管理の取組 ・ICTの活用によるリスク管理の取組
大阪府 摂津市	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度にコンプライアンス基本方針を策定する予定。主な取組内容は以下の通り。 ・「職員行動規範」を定め、部長級職員で構成される会議体で達成状況等を定期的に確認 ・外部の有識者によるコンプライアンスに係る課題対策への助言 ・公益通報制度の積極的な活用
大阪府 東大阪市	<ul style="list-style-type: none"> ・平成30年度に東大阪市内部統制基本方針を策定し、リスク評価シートなどガイドラインに沿った取組を行っている。
大阪府 交野市	<ul style="list-style-type: none"> 業務におけるリスクを把握、評価し、対応策の整備及び運用を行っている。
大阪府 大阪狭山市	<ul style="list-style-type: none"> ・現金を取扱い業務等、対象業務を限定し、PDCAサイクルである計画（リスクの抽出）・実施・評価（当該事務の所管部以外の職員により実施）・改善を繰り返す手法を用いて、内部統制制度を運用している。
兵庫県 明石市	<ul style="list-style-type: none"> ・年に1回、「業務上のリスク」について、各部署において予測・評価・対応策に係る意見交換を実施した上で総務課において検討結果を取りまとめている。

団体名		取組
兵庫県	西宮市	～R3年度 内部統制体制の整備 R4年度 対象組織と対象リスクを絞り込んで運用開始(予定) R5年度 初回の内部統制評価の作成・公表(予定)
兵庫県	伊丹市	・令和2年12月から令和4年3月までの期間（評価対象期間は令和3年1月から同年8月）で、内部統制制度を試行的に実施しているところである。この試行実施の結果を踏まえてさらに検討を加えた上で令和5年度から本格実施を始めることを視野に入れているが、現時点では、試行実施が完了していないため、正式に地方自治法上の内部統制制度を導入するか、始めるとしてその時期を令和5年度からとするかについては、検討が未了であるため未定である。
兵庫県	高砂市	・公益通報制度による取組 ・監査、会計課による公金のチェックなど ・リスクへの対応として、年1回会計課職員が各課を回り、現金出納簿の確認、現金の有無の確認、日計表の確認、それらがあっているかなどを行っている。
兵庫県	川西市	・地方自治法第150条第2項に基づかない、当市独自の「川西市内部統制基本方針」を策定、内部統制に関する会議を設置し、業務リスクの把握を行っている。
兵庫県	小野市	・方針管理制度：長の方針を部下へブレイクダウンし、職員がその方針に沿った、より具体的な方針を立て、その実績とプロセスを評価されることで、PDCAマネジメントサイクルを機能させ、組織全体が市の方針に沿った適正な業務遂行ができるような仕組みとしている。 ・報連相：長への報告・連絡・相談を小さな事案から日常的にスピーディーに行い、データベースで全庁的に情報共有と水平展開を行っている。
兵庫県	丹波市	・丹波市コンプライアンス基本方針の実践行動に基づき会計事務処理要領（マニュアル）を作成しており、各職員は要領を確認しながら事務処理を実施。会計事務処理要領は、毎年修正しながら、職員へ周知している。
兵庫県	朝来市	・法令遵守については、「朝来市公正な職務の執行の確保に関する条例」や「朝来市職員倫理規則」、「コンプライアンス推進指針」等を策定し、職員研修を実施しつつ徹底を図っている。 ・また、「業務手順書」や「行政マネジメントシート」を作成し、評価・見直しをしながら、行政運営の適正化に努めている。
奈良県	奈良市	・各所属においてリスクマネジメント報告書のリスク内容（定型リスク、課特有リスク）に応じリスク対策を立案、運用、自己評価を行う。 ・リスクマネジメント報告書に基づき、内部統制の観点からそれぞれの想定リスクに対し、各所属においてコントロールがあり、実際に実施されているかを確認する。 ・備品の適切な管理のための固定資産台帳との照会を行う。
奈良県	宇陀市	・内部体制の運用として、業務手順書の見直しや、リスクの洗出しと予防・対応策の検討の実施予定。
鳥取県	湯梨浜町	・QMSによる内部監査 ・法に基づく情報セキュリティ委員会の条例設置、情報セキュリティポリシーの導入

団体名		取組
鳥取県	琴浦町	<ul style="list-style-type: none"> ・各種事務マニュアル作成・運用 ・補助金・委託料等支出関連チェックリスト作成、財政担当による事務手続検査（不定期）
岡山県	津山市	<ul style="list-style-type: none"> ・市政に対する市民の信頼を損なうような事務処理ミスが発生を防止するための指針として、令和元年5月に「正確で適正な事務処理に向けて」を策定。当該指針に基づき各部署で作成したリスク個票に従い、事務処理におけるリスクマネジメントの取組を実施している。
広島県	大竹市	<ul style="list-style-type: none"> ・方針等は作成していないものの、定期監査において内部統制に関する共通指摘要望事項及び当該事項に対する改善措置内容を全庁共有の上、特に重点的に取り組むべき事項については正副市長及び部長級以上の職員で構成される会議で共有の上、全課に通知等を発出する等により、内部統制を図る。また必要に応じて共通の事務フローを作成する等、リスク低減のための事務改善を実施している。
広島県	廿日市市	<ul style="list-style-type: none"> ・基本的な全庁共通事務に係るチェックリストを作成・活用し、法令等の根拠や手続き等の確認、意思決定時のチェックの習慣化、常態化などを図るための取組を令和4年度から実施予定
山口県	宇部市	<ul style="list-style-type: none"> 令和3年度に「行政事務を適正に執行するためのガイドライン」を策定し、令和4年度から各課等におけるリスク管理を行い、総務課で把握と改善指導等を実施する予定。
徳島県	徳島市	<ul style="list-style-type: none"> ・「財務会計事務の手引」等のマニュアルや、定期監査における指摘事項のうち頻出事例等を庁内で共有することなどにより、財務会計事務の適正な執行に努めている。 ・「徳島市職員不祥事防止マニュアル」に基づき不祥事防止に取り組むとともに、「徳島市政における要望等に対する公正な職務の執行の確保に関する条例」の適正な運用に努め、公正な市政の推進に取り組んでいる。
香川県	高松市	<ul style="list-style-type: none"> ・リスクマネジメント体制整備要綱を制定し、市長を最高責任者とするリスクマネジメント組織を定め、各所属がリスクマネジメント会議においてリスクの特定や分析、再発防止策について協議し、その結果を全庁で共有する。また、体制の整備運用が適切かを毎年モニタリングし、公表している。
香川県	三豊市	<ul style="list-style-type: none"> ・三豊市事務処理ミス等の公表に関する規程を制定している。事務処理ミス、職員の非違行為及び事件があった場合、対応の経過等を部長会議に報告し、また、再発防止策を報告することで、事務処理ミス等の情報を共有し、再発防止を図っている。
愛媛県	松前町	<ul style="list-style-type: none"> ・組織全体に適用する内部統制の取り組みとして、松前町職員倫理条例を制定し、職員の倫理の保持に関し必要な事項を定めている。 ・所属長による人事面談により、各所属において職員への適切な指導と人材育成が図られる仕組みを整備している。 会計事務（収入・支出）についてリスクを抽出し、各課に対応策の作成を指示している。

団体名		取組
福岡県	筑後市	<ul style="list-style-type: none"> ・法令等の遵守に関する取組（所属毎に業務上のリスクと対策を協議。その結果を全職員周知） ・財務・会計に係る説明会の実施及び財務状況報告（新規採用職員研修、各所属代表を対象とした年1回の説明会） ・人事評価制度を活用した業務の効率化（評価着眼点に業務の効率化を設定） ・情報セキュリティポリシーの設置及び職員への周知（筑後市が保有する資産の情報セキュリティ対策について、総合的・体系的かつ具体的にとりまとめたもの。どのような資産をどのような脅威から、どのようにして守るかについての基本的な考え方並びに情報セキュリティを確保するための体制、組織及び運用を含めた規定。情報セキュリティ基本方針及び情報セキュリティ対策基準からなる。）
福岡県	中間市	<p>（1）業務執行上のリスクの把握</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各課の所属長（課長）は、業務執行上のリスクを把握し、その対応策を所属部長に報告。部長は、報告を行った課長と対応策等について協議、確認するとともに、その結果を庁内会議で報告する。 <p>（2）内部統制の自己点検</p> <ul style="list-style-type: none"> ・課長は、把握したリスクに係る内部統制の整備及び運用状況の自己点検を四半期ごとに実施し、その結果を所属部長に報告。部長は、報告を行った課長と内容について協議、点検、確認するとともに、その結果を総務部長に報告する。
福岡県	大野城市	<ul style="list-style-type: none"> ・事務処理に不備が多く、監査委員から同じ指摘を何度も受けていた現状を踏まえ、これまで業務のチェックを個人のスキルに頼っていたものから、組織的にシステム化された形でチェックする体制を整備するため、リスク評価を行ったうえで、共通業務（財務・契約・文書等）の業務手順書・チェックリストを作成し、活用している。
福岡県	朝倉市	<ul style="list-style-type: none"> ・財務に関する事務のうち会計・契約に関する事務 会計事務処理要領、契約ガイドライン、各種入札マニュアル等を定め、職員に周知し、会計・契約に関する事務の法令等を遵守しつつ、適正な業務の執行につながる取組を実施 ・そのほか、コンプライアンスの推進を庁内で徹底するため、コンプライアンス推進会議を設置
福岡県	粕屋町	<ul style="list-style-type: none"> ・推進体制に関する要綱を定め、各所属課においてリスク管理・法令等の遵守・資産の保全等を項目としたモニタリングシートを作成し、随時（概ね毎月末）、チェックをする。1年度分を総括して報告書を作成し、推進委員会に諮る。
佐賀県	伊万里市	<ul style="list-style-type: none"> ・地方自治法に基づかない内部統制基本方針を定め、令和2年度から市民サービスに影響があるなど優先度が高いリスクの評価を開始し、令和3年度からは全リスクの評価を進めている。
長崎県	佐世保市	<ul style="list-style-type: none"> ・本市独自の内部統制制度として、平成25年7月に基本方針を策定及び公表し、全業務を対象としたリスク評価シート（リスク管理調査表）を作成し、年度末に部局長によるモニタリングを実施するなどのリスクマネジメントを行っている。
長崎県	五島市	<ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度からの本格実施に向け、全庁的な共通リスク及び各所属の個別リスクの洗い出し及び対応策の設定を行い、これに基づくリスク管理の試行を令和3年度から実施している。 ・令和4年度は、内部統制に関する方針の策定、推進・評価体制の決定などに取り組むこととしている。

団体名		取組
熊本県	人吉市	・庁内における「事務処理ミス対策協議会」を設置し、また、「事務処理ミス対応基本方針」を策定し、事務処理の執行、チェックが組織的に働くよう取り組んでいる。また、起きてしまった事務処理ミスについては、検証し、全職員にフィードバックを行い、再発防止に努めている。
熊本県	大津町	・内部統制制度導入に向けた協議 ・リスク点検シートの見直し ・財政や法制執務の研修 ・ハラスメント防止対策の強化（懲戒処分指針の見直しや要綱の新設）
大分県	日出町	・基本方針の策定、リスク管理の取組（セルフモニタリングの実施・検証）等
宮崎県	小林市	・過去に監査委員から指摘を受けた事務及び不適正な事例が生じた事務等について、個別に具体的な改善策を集約し、全庁的に共有している。 ・先に挙げた監査委員から指摘を受けた事務について分析した結果、その多くが人為的なミスが起りやすい事務（財務、文書、勤怠管理等）であったことから、ICTを活用したシステムを構築し運用することでミスの発生防止を図っている。
鹿児島県	西之表市	・業務リスク管理の面からは、令和2年度から「西之表市業務リスク管理委員会」を設置し、業務リスク管理の推進体制を構築した。 ・令和2・3年度は、職員を対象とした業務リスクの研修も併せて実施している。
沖縄県	那覇市	・本市においてはこれまで培ってきたISO9001品質マネジメントシステムの仕組みやノウハウがあり、令和4年度からはこれを継承しつつ、地方自治法第150条第2項に規定する内部統制制度に準じ、内部統制の基本的な枠組みを踏まえた、本市独自の品質管理システムを構築することとしている。 具体的には、 ・新たな品質方針に、ISO認証適用時の品質方針（市民満足度の向上、丁寧な接遇、さわやかな窓口対応、協働等）を、基本的な考え方として引き続き位置づけ。（ISO継承） ・各部課は、年度当初に、不備等管理表や要望一覧表等を基に、自らの部課の業務に関するリスクを洗い出し、リスク評価シートを作成して対応策の確認を行い、必要に応じて組織目標に設定する。（内部統制に依拠、リスク管理の強化） ・不備や市民等からのクレーム・要望が発生した場合は、是正・改善措置要領に従い対応する。品質管理推進員は、不備等管理表又は要望一覧表に確実に入力させる。（ISO継承） ・内部監査員を配置し、内部監査を実施する。（監査技能の専門性向上、外部監査は包括外部監査や監査委員監査等による） ・監査は、全庁画一的に行うのではなく、リスク・アプローチの手法により、重大な不備やリスクの高い業務等を対象とし、対象部署を絞って行う。（効率的・効果的な監査、被監査部署の負担軽減） ・重要な監査結果や重大な不備が発生した等の場合は、必要に応じ品質管理推進会議を開催して必要な是正・改善措置等を検討する。また、他部署においても同様の事象が起きないよう、当該部署のみならず関係部署にも指示等を行い、全庁的な是正・改善措置を実施する。（監査の実効性の確保） ・品質管理統括者（市長）は、品質管理の整備状況及び運用状況について、年度末に、内部監査の結果や是正・改善措置状況等を基に評価を行い、品質管理評価報告書を作成する。（内部統制に準拠）

7 内部統制に関する方針を策定している団体の状況

都道府県	47			北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県
指定都市	20			札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市、熊本市
市区町村	市	町村	区	岩見沢市、恵庭市、栗山町、秋田市、大田原市、下野市、渋川市、朝霞市、四街道市、港区、文京区、台東区、墨田区、杉並区、北区、板橋区、足立区、日野市、清瀬市、東久留米市、岐阜市、羽島市、安八町、豊橋市、豊田市、彦根市、長浜市、湖南市、長岡京市、豊中市、泉南市、姫路市、三田市、勝央町、唐津市、宮崎市、喜界町、恩納村
	25	5	8	

8 内部統制に関する方針の記載している項目に関する状況

項目	団体数	
①目的	105	団体
②対象事務	99	団体
③方針である旨	93	団体
④長の氏名	97	団体
⑤実施対象組織の範囲	30	団体
⑥推進体制	60	団体
⑦評価対象期間	13	団体
⑧評価基準日	8	団体
⑨監査委員との連携	65	団体
⑩報告書の議会への報告	40	団体
⑪報告書の公表	65	団体
⑫その他	55	団体

9 内部統制に関する方針に記載されている対象事務（財務に関する事務を除く）

団体名		事務内容
北海道		<ul style="list-style-type: none"> ・適正な管理及び執行を確保する必要がある事務 ※実行委員会等について道が事務局を担い、道の本務として事務分掌などに明確に位置づけて行う業務も対象
宮城県	仙台市	<ul style="list-style-type: none"> ・市長の権限に属する事務全般を対象とする旨規定。 ・公営企業管理者及び行政委員会の権限に属する事務についても一体的に推進する旨規定。（公営企業・行政委員会における具体的な対象事務については、基本方針ではなく各部局策定の要綱に規定）
山形県		<ul style="list-style-type: none"> ・適正な管理及び執行を確保する必要がある事務 （近年生じた当該所属独自のリスクによる不祥事案を想定。）
栃木県		<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報等保護に関する事務 ・公文書管理に関する事務 ・情報セキュリティに関する事務
栃木県	大田原市	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報等の保護に関する事務 ・公文書の管理に関する事務 ・情報セキュリティに関する事務
群馬県		<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報保護に関する事務 ・公正な職務の執行を損なうおそれのある働きかけへの対応に関する事務
群馬県	渋川市	<ul style="list-style-type: none"> ・（公正な職務の執行を損なうおそれのある）働きかけへの対応に関する事務
埼玉県	さいたま市	<ul style="list-style-type: none"> ・本市が行う全ての事務事業
東京都	港区	<ul style="list-style-type: none"> ・区の業務に係る全ての事務を内部統制の対象範囲とし、①財務に関する事務、②個人情報の取扱いに関する事務については、内部統制制度におけるリスク選定、予防策の実施、評価の対象として、重点的に取り組むこととしている。
東京都	文京区	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報に関する事務
東京都	墨田区	<ul style="list-style-type: none"> ・区長が取組を指示した事務 （令和2年度） <ul style="list-style-type: none"> ・事務事業の決定手続の漏れや誤り ・特殊勤務手当の誤支給
東京都	北区	<ul style="list-style-type: none"> ・非公開情報等の漏えい
東京都	足立区	<ul style="list-style-type: none"> ・情報管理に関する事務 ・生命・安全の確保に関する事務
神奈川県		<ul style="list-style-type: none"> ・情報管理（ICT、重要情報保護、文書）に関する事務 ・その他全庁的なリスク（服务等）を有する事務
神奈川県	川崎市	<ul style="list-style-type: none"> ・情報管理に関する事務
新潟県		<ul style="list-style-type: none"> ・業務マネジメント、文書管理、情報管理に関する事務

団体名	事務内容	
富山県	・情報管理に関する事務	
岐阜県	・許認可、事務引継、自動車運転、公印管理、情報管理、組織運営	
岐阜県	岐阜市	・市が行う全ての事務を対象。ただし、財務に関する事務についてのみ、地方自治法第150条第2項の規定を適用
静岡県	・情報の管理に関する事務	
静岡県	静岡市	・市長の権限に属する全ての事務
静岡県	浜松市	・その管理及び執行が法令に適合し、かつ、適正に行われることを特に確保する必要がある事務として市長が認めるもの
愛知県	名古屋市	・情報管理に関する事務
愛知県	豊田市	・その他市長が必要と認める事務
三重県		・コンプライアンスを推進する上で、リスクが高く対応が必要と考えられる範囲の事務
滋賀県	長浜市	・その他市長が必要と認める事務（情報管理、資産保全等）
京都府	京都市	・個人情報管理に関する事務
大阪府	堺市	・情報管理に関する事務
兵庫県	神戸市	・その他市長が必要と認める事務（文書管理に関する事務）
兵庫県	三田市	・その他市長が必要と認める事務
奈良県		・文書管理に関する事務、法令管理に関する事務、人事管理に関する事務、情報管理に関する事務、ICTに関する事務、その他行政上の事務
和歌山県		・財務事務に関する事務のほか、適正な管理及び執行を確保する必要がある事務
鳥取県		・個人情報管理、公文書管理及び情報管理に関する事務
岡山県	岡山市	・情報の管理及び処理に関する事務
岡山県	勝央町	・情報管理に関する事務 ・その他必要と認める事務
愛媛県		・公文書の管理に関する事務 ・情報セキュリティに関する事務 ・個人情報の保護に関する事務
高知県		・個人情報保護に関する事務 ・コンプライアンスに関する事務
福岡県	福岡市	・その他市長が必要と認める事務（現時点で該当事務なし）
長崎県		・基本方針において、「長崎県における内部統制対象事務は、地方自治法第150条第1項第1号に定める、「財務に関する事務」を中心とします。」と定め、財務事務の周辺の事務を幅広く対象としている。（情報管理、文書管理など）
熊本県		・県が行う事務

団体名		事務内容
熊本県	熊本市	<ul style="list-style-type: none"> ・適正な管理及び執行を特に確保する必要がある事務 (例：令和3年度の対象事務：情報セキュリティに関する事務、前年度「事件・事故、業務上のミス等の公表基準」に基づき公表した事案)
大分県		<ul style="list-style-type: none"> ・情報管理に関する事務 ・その他所属固有の事務（所属固有の事務において、影響度・発生危険性の面から、重要性の高いリスクに係るもの）
宮崎県		<ul style="list-style-type: none"> ・適正な管理及び執行を確保する必要がある事務
宮崎県	宮崎市	<ul style="list-style-type: none"> ・財務に関する事務以外で、その管理及び執行が法令に適合し、かつ、適正に行われることを特に確保する必要がある事務として市長が認めるもの。 ※別途伺い定めにより、上記について「情報管理に関する事務」と定めている。
鹿児島県		<ul style="list-style-type: none"> ・情報管理に関する事務、業務・サービス管理に関する事務 (R4.3.7方針改定により追加)
沖縄県		<ul style="list-style-type: none"> ・情報管理に関する事務 ・業務・サービス管理に関する事務 ・施設管理に関する事務
沖縄県	恩納村	<ul style="list-style-type: none"> ・情報管理に関する事務 ・業務・サービス管理に関する事務 ・施設管理に関する事務

10 内部統制に関する方針に記載されている項目の内容（47頁の①～⑪を除く）

団体名		項目内容
北海道	札幌市	・内部統制の見直し
宮城県		・内部統制機能の改善
宮城県	仙台市	・事務処理手順等の水準向上と事務効率化を継続的に追及すること ・重大な事務処理事故等に対しては、迅速かつ適切に対処するとともに、全組織共通の教訓として再発防止に取り組むこと など
秋田県	秋田市	・内部統制の見直し
山形県		・知事部局以外の任命権者との連携（情報の共有）
福島県		・内部統制の見直し
茨城県		・内部統制の見直し
栃木県		・内部統制を活用した業務の改善 ・内部統制の見直し
栃木県	大田原市	・内部統制を活用した業務の改善 ・内部統制の見直し
栃木県	下野市	・内部統制を活用した業務の改善 ・内部統制の見直し
群馬県		・「群馬モデル」としての内部統制の推進（知事のリーダーシップ発揮、内部統制の対象事務（再掲）、専門の弁護士）
埼玉県		・内部統制の見直し
千葉県	千葉市	・基本方針の見直し
千葉県	四街道市	・方針の見直し 内部統制体制の整備及び運用状況、監査委員からの指摘等を踏まえ、必要に応じ本方針の見直しを行います。
東京都	足立区	・事故・ミスの原因や再発防止策の全庁展開
神奈川県	川崎市	・基本方針の見直し 内部統制の進捗を踏まえ、必要に応じて本方針の見直しを行う。
神奈川県	相模原市	・基本方針の見直し
新潟県		・公営企業及び他の執行機関の事務に関する内部統制の推進（必要な情報の提供及び共有により、連携して制度の導入及び推進を図る） ・内部統制の見直し
新潟県	新潟市	・内部統制の見直し
富山県		・内部統制の見直し
石川県		・内部統制の改善
福井県		・内部統制の改善

団体名		項目内容
山梨県		・内部統制の見直し →県を取り巻く状況の変化、内部統制評価報告書及び監査委員からの指摘等を踏まえ、内部統制に関する方針について見直しを検討します。
長野県		・モニタリングの実施 ・内部統制基本方針の見直し
岐阜県		・岐阜県内部統制基本方針では、平成18年に発生した不正資金問題に対する深い反省を踏まえ、「岐阜県政再生プログラム」や「岐阜県職員倫理憲章」に基づき、透明性が高く信頼される岐阜県政に生まれ変わるための改革を基盤とした内部統制制度を確立することについて記載している。 ・内部統制の見直し ・行政委員会等と協調した内部統制の推進
静岡県	浜松市	・基本方針の見直し（内部統制の進捗を踏まえ、必要に応じて方針の見直しを行うことを定めている）
愛知県		・方針の見直し
三重県		・内部統制の見直し
滋賀県		・方針の見直し
京都府		・内部統制の見直し ・内部統制の行政委員会等他任命権者への情報提供
大阪府	大阪市	・内部統制の見直し（評価結果や監査委員、市会からの意見を踏まえ、柔軟に見直しを行う。）
大阪府	堺市	・内部統制の見直し
大阪府	豊中市	・内部統制の見直し
兵庫県		・知事部局以外の取組 知事部局以外の行政委員会、公営企業等は、知事部局の取組を参考に、既存の会計事務の審査体制を活用して、リスクの識別・評価、対応等を推進することとする。
兵庫県	神戸市	・内部統制の見直し
兵庫県	姫路市	・方針の直接の対象とはならない委員会等への情報提供
兵庫県	三田市	・内部統制の見直し
島根県		・内部統制に関する方針の見直し
岡山県		・取組 ・体制の見直し
岡山県	岡山市	・方針の見直し
広島県		・評価体制、各所属における内部統制の取組 ・方針の見直し
山口県		・内部統制に係る推進体制・運用手法等の見直し ・他の任命権者に対する情報提供
徳島県		・公営企業における内部統制の推進

団体名		項目内容
香川県		<ul style="list-style-type: none"> ・ 内部統制の見直し ・ 行政委員会等との連携
愛媛県		<ul style="list-style-type: none"> ・ 内部統制推進部局の役割 ・ 内部統制評価部局の役割
高知県		<ul style="list-style-type: none"> ・ 内部統制の改善
福岡県		<ul style="list-style-type: none"> ・ 内部統制の情報提供(方針の直接の対象とはならない委員会等に対しても、内部統制について必要な情報の提供を行っているもの)
佐賀県		<ul style="list-style-type: none"> ・ 事務マネジメントに係る体制等の見直し ・ 他の執行機関等における事務マネジメントの推進
佐賀県	唐津市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 内部統制の見直し
長崎県		<ul style="list-style-type: none"> ・ リスク管理体制の改善等について
熊本県		<ul style="list-style-type: none"> ・ 方針の見直し
大分県		<ul style="list-style-type: none"> ・ 内部統制の見直し
宮崎県		<ul style="list-style-type: none"> ・ 内部統制の導入に関する基本的な考え方
宮崎県	宮崎市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「内部統制制度の導入に関する基本的な考え方」として、人口減少社会に対応した行政体制の確立が求められていることや、リスクの存在を前提とすることなどの他、方針全体の総括を記載している。また、「内部統制の有効性の確保」として、リスクの識別、分類、評価及び分析が必要なことや、モニタリングの導入について記載している。
鹿児島県		<ul style="list-style-type: none"> ・ 行政委員会等との連携（行政委員会等における内部統制について、必要な情報の共有を行い、連携して制度の導入及び推進を図る旨を記載。） <p>(R4.3.7方針改定により追加)</p>

11 内部統制制度に関する全庁的な規則や指針等の策定状況

策定している団体	策定していない団体
87 団体	18 団体

全庁的な規則や指針等を策定している団体

都道府県	41			北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県
指定都市	20			札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市、熊本市
市区町村	市	町村	区	岩見沢市、恵庭市、秋田市、渋川市、四街道市、港区、文京区、台東区、墨田区、杉並区、北区、足立区、日野市、清瀬市、東久留米市、羽島市、安八町、長浜市、湖南市、豊中市、泉南市、姫路市、三田市、勝央町、唐津市、宮崎市
	17	2	7	

全庁的な規則や指針等を策定していない団体

都道府県	6			富山県、石川県、和歌山県、山口県、徳島県、長崎県
指定都市	0			
市区町村	市	町村	区	栗山町、大田原市、下野市、朝霞市、板橋区、岐阜市、豊橋市、豊田市、彦根市、長岡京市、喜界町、恩納村
	8	3	1	

12 内部統制推進部局の設置状況

新設部局を 設置している団体	既存部局が 担当している団体	該当部局を 設置していない団体
5 団体	99 団体	1 団体

新設部局を設置している団体

都道府県	4			北海道、新潟県、山口県、福岡県
指定都市	0			
市区町村	市	町村	区	岐阜市
	1			

既存部局（総務担当部局）が担当している団体※複数回答あり

都道府県	8			宮城県、群馬県、神奈川県、石川県、愛知県、高知県、熊本県、大分県
指定都市	5			さいたま市、相模原市、岡山市、広島市、熊本市
市区町村	市	町村	区	5 栗山町、大田原市、下野市、渋川市、文京区、台東区、墨田区、杉並区、北区、清瀬市、東久留米市、安八町、豊橋市、彦根市、長浜市、長岡京市、豊中市、三田市、勝央町、恩納村
	11	4		

既存部局（行政改革の担当部局）が担当している団体※複数回答あり

都道府県	31			青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、埼玉県、千葉県、富山県、石川県、山梨県、長野県、岐阜県、三重県、滋賀県、京都府、奈良県、和歌山県、鳥取県、岡山県、徳島県、香川県、愛媛県、佐賀県、長崎県、熊本県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県
指定都市	6			千葉市、新潟市、浜松市、広島市、北九州市、福岡市
市区町村	市	町村	区	2 朝霞市、港区、板橋区、日野市、豊田市、泉南市、唐津市、宮崎市
	6	0		

既存部局（人事・監察の担当部局）が担当している団体※複数回答あり

都道府県	5			長野県、静岡県、島根県、岡山県、熊本県
指定都市	5			札幌市、川崎市、名古屋市、京都市、広島市
市区町村	市	町村	区	0 岩見沢市、恵庭市、四街道市、彦根市、湖南省
	5	0		

既存部局（その他※）が担当している団体※複数回答あり

都道府県				9	宮城県、東京都、福井県、静岡県、大阪府、兵庫県、奈良県、岡山県、広島県
指定都市				8	仙台市、横浜市、相模原市、静岡市、大阪市、堺市、神戸市、広島市
市区町村	市	町村	区	1	秋田市、足立区、羽島市、姫路市
	3	0			

該当部局を設置していない団体

都道府県				0	喜界町
指定都市				0	
市区町村	市	町村	区	0	
	0	1			

※既存部局（その他）の具体的な部局

団体名		具体的な部局
宮城県		・ 出納局
宮城県	仙台市	・ 市長部局：総務局総務部コンプライアンス推進担当課長 ・ 各行政委員会及び公営企業：別添の各要綱に規定のとおり
秋田県	秋田市	・ 全部局の次長級職員を構成員とするプロジェクトチーム
東京都		・ 総務局コンプライアンス推進部
東京都	足立区	・ ガバナンス担当部ガバナンス担当課
神奈川県	横浜市	・ 総務局コンプライアンス推進課
神奈川県	相模原市	・ 総務局コンプライアンス推進課、財政局財政部財政課、管財課、契約課、 税務部債権対策課、都市建設局下水道部下水道経営課及び会計課
福井県		・ 関係課によるチーム（財政課、人事課、財産活用課、情報公開・法制課、 統計情報課、審査指導課、会計課）
岐阜県	羽島市	・ 市長室危機管理課
静岡県		・ 広聴広報課、財政課、電子県庁課、法務文書課、人事課、税務課、資産経 営課、建設業課、会計支援課、出納審査課、用度課
静岡県	静岡市	・ 静岡市内部統制推進委員会
大阪府		・ 総務部法務課
大阪府	大阪市	・ 総務局監察部監察課内部統制推進担当
大阪府	堺市	・ 総務局行政部行政管理課
兵庫県		・ 出納局会計課

※既存部局（その他）の具体的な部局

団体名		具体的な部局
兵庫県	神戸市	・行政改革担当課、人事担当課、組織制度担当課、財務担当課、契約担当課、資産活用担当課、会計担当課、監察担当課、ICT担当課の課長級職員で構成される「内部統制の推進に関するプロジェクトチーム」を推進部局としている。
兵庫県	姫路市	・総務局総務部職員倫理課
奈良県		・会計局総務課
岡山県		・総務部総務学事課、総務部デジタル推進課、総務部財政課、総務部財産活用課、県民生活部県民生活交通課、土木部技術管理課、出納局会計課、出納局内部事務課、出納局用度課
広島県		・各局幹事課長及び内部統制対象事務の制度所管課長を構成員とする「内部統制推進連絡会議（事務局：総務局行政経営管理課）」を推進部局としている。
広島県	広島市	・庁内横断的な事務に係る制度を総括して所管する部局相互の有機的な連携を図り、内部統制を総合的かつ効果的に推進するため、内部統制推進グループを置く。同グループは、次の者をもって構成する。 企画総務局次長、公文書館長、企画総務局行政経営部長、企画総務局行政経営部情報政策担当部長、企画総務局人事部長、企画総務局研修センター所長、財政局次長、財政局契約部長、会計室長

13 内部統制評価部局の設置状況

新設部局を 設置している団体	既存部局が 担当している団体	該当部局を 設置していない団体
7 団体	95 団体	3 団体

新設部局を設置している団体

都道府県	4			栃木県、新潟県、愛媛県、沖縄県
指定都市	2			川崎市、大阪市
市区町村	市	町村	区	四街道市
	1	0	0	

既存部局（総務担当部局）が担当している団体※複数回答あり

都道府県	7			宮城県、秋田県、群馬県、高知県、長崎県、熊本県、大分県
指定都市	6			さいたま市、相模原市、静岡市、岡山市、広島市、熊本市
市区町村	市	町村	区	栗山町、大田原市、渋川市、港区、台東区、墨田区、北区、清瀬市、東久留米市、岐阜市、安八町、豊橋市、彦根市、長岡京市、豊中市、姫路市、三田市、恩納村
	11	3	4	

既存部局（行政改革の担当部局）が担当している団体※複数回答あり

都道府県	19			北海道、青森県、岩手県、宮城県、山形県、神奈川県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、静岡県、奈良県、広島県、山口県、香川県、熊本県、宮崎県、鹿児島県
指定都市	5			仙台市、千葉市、新潟市、浜松市、北九州市
市区町村	市	町村	区	秋田市、朝霞市、杉並区、板橋区、泉南市、唐津市、宮崎市
	5	0	2	

既存部局（人事・監察の担当部局）が担当している団体※複数回答あり

都道府県	13			茨城県、埼玉県、千葉県、長野県、愛知県、滋賀県、京都府、和歌山県、鳥取県、島根県、徳島県、福岡県、熊本県
指定都市	5			札幌市、名古屋市、京都市、神戸市、福岡市
市区町村	市	町村	区	岩見沢市、彦根市、湖南市、泉南市
	4	0	0	

既存部局（その他※）が担当している団体※複数回答あり

都道府県	8			福島県、東京都、岐阜県、三重県、大阪府、兵庫県、岡山県、佐賀県
指定都市	4			仙台市、横浜市、相模原市、堺市
市区町村	市	町村	区	恵庭市、文京区、墨田区、足立区、羽島市、豊田市、長 浜市、豊中市、泉南市、勝央町
	6	1	3	

該当部局を設置していない団体

都道府県	0			
指定都市	0			
市区町村	市	町村	区	下野市、日野市、喜界町
	2	1	0	

※既存部局（その他）の具体的な部局

北海道	恵庭市	・現在、独立した部局は設けておらず、各課の評価を推進部局が取りまとめて評価報告書を作成している。
宮城県	仙台市	・市長部局：総務局総務部行政経営課（②-2 行政改革の担当部局） ・各行政委員会及び公営企業：別添の各要綱に規定のとおり
福島県		・出納局審査課
東京都		・総務局コンプライアンス推進部
東京都	文京区	・内部統制対象事務を全庁的に所管する部署等（企画政策部財政課、企画政策部情報政策課、総務部総務課、総務部職員課、総務部契約管財課、会計管理室）
東京都	墨田区	・総務担当を中心とした、行政経営、財政、ICT推進、法務、職員（人事）、契約、会計管理の担当からなる、内部統制評価作業部会を設置した。
東京都	足立区	ガバナンス担当部コンプライアンス推進担当課
神奈川県	横浜市	・総務局コンプライアンス推進課内部統制評価担当
神奈川県	相模原市	・総務局コンプライアンス推進課、財政局財政部財政課、管財課、契約課、税務部債権対策課、都市建設局下水道部下水道経営課及び会計課
岐阜県		・コンプライアンス担当部局（※推進部局、評価部局共に同一所属（行政管理課）だが、行政改革担当係を推進部局とし、コンプライアンス担当係を評価部局としている）
岐阜県	羽島市	・市長室危機管理課

※既存部局（その他）の具体的な部局

愛知県	豊田市	・総務部法務課
三重県		・防災対策部危機管理課
滋賀県	長浜市	・会計管理者
大阪府		・総務部法務課
大阪府	堺市	・総務局行政部法制文書課
大阪府	豊中市	・総務部契約検査課、財務部財政課、財務部資産管理課、会計課
大阪府	泉南市	・会計課
兵庫県		・出納局審査・指導課
岡山県		・総務部行財政改革推進監
岡山県	勝央町	・副町長が指名する職員3名 ※総務担当部局から別途3名
佐賀県		・出納局会計課

14 内部統制に関する会議の設置状況

設置している 団体	設置していない 団体
82 団体	23 団体

内部統制に関する会議を設置している団体

都道府県	39			北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県、東京都、新潟県、富山県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、大阪府、兵庫県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県
指定都市	17			札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、岡山市、広島市、北九州市、熊本市
市区町村	市	町村	区	岩見沢市、恵庭市、秋田市、渋川市、朝霞市、四街道市、港区、文京区、台東区、墨田区、杉並区、北区、足立区、日野市、清瀬市、安八町、豊橋市、豊田市、長浜市、湖南市、豊中市、泉南市、三田市、勝央町、唐津市、宮崎市
	17	2	7	

内部統制に関する会議を設置していない団体

都道府県	8			埼玉県、神奈川県、石川県、京都府、奈良県、和歌山県、山口県、大分県
指定都市	3			静岡市、神戸市、福岡市
市区町村	市	町村	区	栗山町、大田原市、下野市、板橋区、東久留米市、岐阜市、羽島市、彦根市、長岡京市、姫路市、喜界町、恩納村
	8	3	1	

内部統制に関する会議を設置している場合の会議名及びその構成員

団体名		会議名及びその構成員
北海道		<ul style="list-style-type: none"> ・会議名：Smart道庁推進本部 ・構成員：副知事、知事の事務部局の部長、会計管理者、総務部職員監、総合政策部次世代社会戦略監、総合振興局長、振興局長及び東京事務所長
北海道	札幌市	<ul style="list-style-type: none"> ・会議名：札幌市内部統制会議 ・構成員：市長（議長） 3副市長（委員） 全局長職（委員）
北海道	岩見沢市	<ul style="list-style-type: none"> ・会議名：岩見沢市内部統制推進会議 ・市長を最高責任者、各部長を統括責任者、各課長を責任者とした内部統制の推進体制組織を設置。
北海道	恵庭市	<ul style="list-style-type: none"> ・組織マネジメント推進本部 市長、副市長、教育長、部長、消防長、局・室長 ・組織マネジメント推進会議 副市長、教育長、部長、消防長、局・室長
青森県		<p>会議名：青森県内部統制推進会議</p> <p>会長：知事 副会長：副知事 構成員：知事部局の各部長（総務部長、企画政策部長、環境生活部長、健康福祉部長、商工労働部長、農林水産部長、県土整備部長、危機管理局长、観光国際戦略局长、エネルギー総合対策局长、出納局长、地域県民局长（東青、中南、三八、西北、上北、下北）</p>
岩手県		<ul style="list-style-type: none"> ・内部統制推進・評価委員会…副知事を委員長として部局長等で構成。推進方策の決定や評価を行う。
宮城県		<ul style="list-style-type: none"> ・会議名：内部統制システム推進会議 ・構成員：知事，副知事，教育長，公営事業管理者，各部局長
宮城県	仙台市	<ul style="list-style-type: none"> ・会議名：仙台市行政経営推進本部会議 ・構成員：市長、副市長、危機管理監、会計管理者、各局（区役所、消防局、教育委員会事務局及び公営企業を含む。）の長及び担当局長
秋田県		<ul style="list-style-type: none"> ○部局長会議 （構成：知事、副知事、警察本部長、教育長、知事部局各部局長、総務部危機管理監） ○内部統制推進幹事会 （議長：総務部長 議長補佐：総務部次長 その他幹事：各部局主管課長、各地域振興局総務企画部長、議会事務局総務課長、各行政委員（会）事務局筆頭課長、教育庁総務課長、警察本部会計課長）
秋田県	秋田市	<p>部局長会議</p> <p>（構成員：市長、副市長、全部局長の全21名）</p>

団体名		会議名及びその構成員
山形県		<ul style="list-style-type: none"> ・ 会議名 「山形県内部統制推進本部」 ・ 構成員 知事部局の各部長、会計管理者、各総合支庁長、企業管理者、病院事業管理者、県議会事務局長、教育長及び警察本部長
福島県		<ul style="list-style-type: none"> ・ 福島県内部統制推進本部 (本部長：知事、副本部長：副知事、本部員：各部局長等)
茨城県		<ul style="list-style-type: none"> ・ 名称：内部統制推進会議 ・ 構成員：副知事、各部局次長等、内部統制推進部局（行政経営課） ※ 情報共有のため、教育庁・企業局・病院局・警察本部も会議に参加
栃木県		<ul style="list-style-type: none"> ・ 行政改革推進本部会議 構成員：知事、副知事、各部局長
群馬県		<ul style="list-style-type: none"> ・ 群馬県内部統制推進・評価会議 (議長：知事、議長代理：副知事、委員：各部長等、参与：内部統制弁護士)
群馬県	渋川市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 渋川市内部統制推進・評価会議 (議長：市長 副議長：市長戦略部長 委員：教育長、総務部長、総合政策部長、市民環境部長、福祉部長、スポーツ健康部長、産業観光部長、建設交通部長、危機管理監、上下水道局長、教育部長 参与：弁護士)
埼玉県	さいたま市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 内部統制推進委員会 (委員長：副市長、委員：都市戦略本部長、総務局長、財政局長、水道局長、副教育長、危機管理監、行政管理監)
埼玉県	朝霞市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 朝霞市内部統制に係る庁内対策委員会 構成委員：市長、副市長、部長級職員
千葉県		<ul style="list-style-type: none"> ・ 千葉県コンプライアンス推進本部会議 本部長：知事、副本部長：両副知事、本部員：各部局長等
千葉県	千葉市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 千葉市内部統制委員会 (委員長：市長) (副委員長：総務局を分担する副市長) (委員：上記以外の副市長、局区長、会計管理者、行政委員会・議会の事務局長)

団体名		会議名及びその構成員
千葉県	四街道市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 四街道市内部統制推進本部 本部長：市長 副本部長：副市長 本部員：危機管理監、経営企画部長、総務部長、福祉サービス部長、健康こども部長、環境経済部長、都市部長、上下水道部長、会計管理者、消防長、教育長、教育部長、議会事務局長
東京都		<ul style="list-style-type: none"> ・ 【会議名】 東京都コンプライアンス推進委員会内部統制部会 ・ 【構成員】 知事の担任する事務を分掌し処理するために設けられた局等の長
東京都	港区	<ul style="list-style-type: none"> ・ 【港区内部統制推進委員会】 委員長：企画経営部長 副委員長：企画経営部区役所改革担当課長 委員：企画経営部企画課長、企画経営部区長室長、企画経営部財政課長、総務部情報政策課長、総務部契約管財課長、会計室長事務取扱 <ul style="list-style-type: none"> ・ 【港区内部統制評価委員会】 委員長：総務部長 副委員長：総務課長 委員：総務部人事課長、教育委員会事務局教育推進部教育長室長
東京都	文京区	<ul style="list-style-type: none"> ・ 文京区内部統制推進本部（本部長：区長、副本部長：副区長及び教育長、本部員：庁議を構成する部長等） ・ 文京区内部統制推進本部幹事会（幹事長：総務部長、副幹事長：会計管理者及び監査事務局長、幹事：総務部総務課長外7人）
東京都	台東区	<ul style="list-style-type: none"> ・ (会議名)内部統制推進委員会 ・ (構成員)副区長、教育長、部長級
東京都	墨田区	<ul style="list-style-type: none"> ・ 墨田区内部統制推進本部会議 部長を区長、副本部長を副区長、本部員を教育長及び部長（部長相当職を含む。）とした。
東京都	杉並区	<ul style="list-style-type: none"> ・ 行財政改革推進本部内部統制評価部会 ・ 議長：総務部長 ・ 委員：企画課長、行政管理担当課長、財政課長、総務課長、経理課長、人事課長、人材育成担当課長、区民生活部管理課長、保健福祉部管理課長、子ども家庭部管理課長、都市整備部管理課長、環境課長、会計課長、庶務課長

団体名		会議名及びその構成員
東京都	北区	<ul style="list-style-type: none"> ・内部統制推進会議 ①政策経営部長 ②総務部長 ③危機管理室長 ④地域振興部長 ⑤区民部長 ⑥生活環境部長 ⑦健康福祉部長 ⑧北区保健所長 ⑨まちづくり部長 ⑩十条・王子まちづくり推進担当部長 ⑪土木部長 ⑫会計管理室長 ⑬教育委員会事務局教育振興部長 ⑭教育委員会事務局教育環境調整担当部長 ⑮教育委員会事務局子ども未来部長 ⑯区議会事務局長
東京都	足立区	<ul style="list-style-type: none"> ・会議名：ガバナンス推進委員会 ・構成員：総務担任の副区長を委員長、総務担任でない副区長、教育長を副委員長として、各部・室・局長級管理職を委員とする会議
東京都	日野市	<ul style="list-style-type: none"> ・日野市内部統制推進本部 市長（本部長）・副市長・教育長・市立病院院長・部長・市立病院事務長
東京都	清瀬市	<ul style="list-style-type: none"> ・会議名：清瀬市内部統制推進委員会 ・構成員：理事者及び部長級
神奈川県	横浜市	<ul style="list-style-type: none"> ・内部統制委員会（委員長：副市長、副委員長：委員の中から委員長が指定、委員：区局長、委員長が指定した職員） ・区局内部統制推進委員会（委員長：区局長、副委員長・委員：委員長が指定した職員） ・内部統制評価会議（議長：副市長（総括内部統制責任者）、構成員：その他の副市長）
神奈川県	川崎市	<ul style="list-style-type: none"> ・会議名：川崎市内部統制委員会 ・構成員：委員長は市長、副委員長は副市長、委員は局区本部長
神奈川県	相模原市	<ul style="list-style-type: none"> ・会議名：内部統制会議 ・構成員：市長、副市長、教育長、公室長、各局長、各区長、各執行機関事務局長、会計管理者 会議名：内部統制調整会議 構成員：市長を除く内部統制会議構成員
新潟県		<ul style="list-style-type: none"> ・内部統制推進・評価会議 （議長：知事、副議長：副知事、構成員：知事部局の部局長・他の執行機関の長、オブザーバー：病院事業管理者及び企業管理者）
新潟県	新潟市	<ul style="list-style-type: none"> ・新潟市内部統制推進会議 （議長：市長、副議長：副市長、委員：各部区長） ・部区等内部統制推進会議 （議長：部区等の長、委員：部区等に属する課長及び機関の長など）

団体名	会議名及びその構成員
富山県	<ul style="list-style-type: none"> ・富山県内部統制推進・評価本部 本部会議：本部長 副知事、副本部長 経営管理部長、本部員 各部局の次長等 幹事会：幹事長 総務課行政経営班長、副幹事長 出納課課長補佐、幹事 各部局連絡課課長補佐、関係課課長補佐
福井県	<ul style="list-style-type: none"> ・コンプライアンス推進会議 ・構成員：総務部長、会計管理者、各部副部長、会計局審査指導課長、議会局次長、監査委員事務局次長、人事委員会事務局次長、労働委員会事務局次長、警察本部警務部会計課長
山梨県	<ul style="list-style-type: none"> ・内部統制推進会議 議長：総務部次長 副議長：出納局次長 構成員：各部局次長
長野県	<ul style="list-style-type: none"> ・コンプライアンス推進本部会議（危機管理部長、企画振興部長、総務部長、県民文化部長、健康福祉部長、環境部長、産業労働部長、観光部長、農政部長、林務部長、建設部長、会計局長、企業局長、議会事務局長、教育次長、人事委員会事務局長、監査委員事務局長、労働委員会事務局長）
岐阜県	<ul style="list-style-type: none"> ・会議名：幹部会議 ・構成員：知事、副知事、会計管理者、代表監査委員、教育長、警察本部長、各部局長、議会事務局長（陪席：人事委員会事務局長、労働委員会事務局長 他）
岐阜県 安八町	<ul style="list-style-type: none"> ・業務見える化推進会議（町長、副町長、教育長、調整監、総務課長、各部門長）
静岡県	<ul style="list-style-type: none"> ・会議名：静岡県内部統制推進本部会議 ・構成員：経営管理部を担任する副知事、経営管理部長、出納局長、知事戦略局理事兼総務課長、危機管理監代理兼危機管理部部長代理兼デジタル推進官、くらし・環境部部長代理兼デジタル推進官、スポーツ・文化観光部部長代理兼デジタル推進官、健康福祉部部長代理兼デジタル推進官、経済産業部部長代理兼デジタル推進官、交通基盤部部長代理兼デジタル推進官、企業局次長、議会事務局次長兼次長、人事委員会事務局長、監査委員事務局長、労働委員会事務局長、収用委員会事務局長

団体名		会議名及びその構成員
静岡県	浜松市	<ul style="list-style-type: none"> ・浜松市コンプライアンス推進会議 （座長：市長、副座長：副市長、委員：教育長、水道事業及び下水道事業管理者ほか部区局長級職員） ・浜松市コンプライアンス推進会議内部統制部会 （部会長：総務部長、部会員：企画調整部長、財務部長及び会計管理者）
愛知県		<ul style="list-style-type: none"> ・内部統制連絡会議 構成員：総務局総務部総務課長、総務局総務部総務課担当課長（行政改革）、各局等主管課（班長）、企業庁管理部総務課（班長）、病院事業庁管理課（班長）
愛知県	名古屋市	<ul style="list-style-type: none"> ・名古屋市内部統制委員会 委員長：市長 委員：副市長、各局室長（区にあっては中村区及び中区）
愛知県	豊橋市	<ul style="list-style-type: none"> ・豊橋市内部統制推進会議 （会長：市長 副会長：副市長 委員：部長級職員）
愛知県	豊田市	<ul style="list-style-type: none"> ・豊田市内部統制委員会 【構成員】 総務部長、市長部局の各副部長、消防本部・上下水道局・教育委員会・監査委員事務局・議会事務局の各副部局長
三重県		<ul style="list-style-type: none"> ・コンプライアンス推進会議（座長：総務部副部長兼コンプライアンス総括監 構成員：各部局総務担当課長等） <p>※既存の会議に内部統制に関する会議としての役割を付与</p>
滋賀県		<ul style="list-style-type: none"> ・県政経営会議（知事、副知事、各部局長） ・県政経営幹事会議（各部局の幹事課長） ・行政経営改革調整会議（各部局の次長等） ・行政経営改革連絡員会議（各部局の幹事課総括補佐等）
滋賀県	長浜市	<ul style="list-style-type: none"> ・コンプライアンス推進本部会議（副市長及び各部局長で構成） ・内部統制連絡会議（各部局次長で構成）
滋賀県	湖南市	<ul style="list-style-type: none"> ・湖南市内部統制推進会議 （議長：市長、副議長：副市長、委員：各部（局）長）

団体名		会議名及びその構成員
京都府	京都市	<ul style="list-style-type: none"> ・京都市内部統制推進本部会議 (本部長：市長、副本部長：副市長、統括本部員：人事担当局長、本部員：各部署局長級職員、準本部員：他任命局長級職員等) ・京都市内部統制推進部会 (部会長：人事担当局長、部会員：各部署部長級職員、準部会員：他任命部長級職員等)
大阪府		<ul style="list-style-type: none"> ・内部統制推進委員会 (委員長：総務部長、委員：知事部局の次長級)
大阪府	大阪市	<ul style="list-style-type: none"> ・会議名：内部統制連絡会議 ・構成員：市長、副市長、局等の長 ※ 議長等は設置していません。
大阪府	堺市	<ul style="list-style-type: none"> ・堺市内部統制推進本部 (本部長：市長、副本部長：副市長、本部員：上下水道局長、教育長、各局（区）長など（詳細規程参照）)
大阪府	豊中市	<ul style="list-style-type: none"> ・（会議名）内部統制推進本部会議 ・（構成員）市長、副市長、各部署局長
大阪府	泉南市	<ul style="list-style-type: none"> ・行財政改革推進本部会議（本部長：市長、副本部長：副市長・教育長、本部員：総合政策部長、総務部長、行革・財産活用室長、市民生活環境部長、都市整備部長、福祉保健部長、健康子ども部長、教育部長、議会事務局長） ・内部統制検討部会（部会長：行革・財産活用室長、部会員：人事課長、会計課長）
兵庫県		<ul style="list-style-type: none"> ・兵庫県内部管理推進会議 (議長：知事、副議長：副知事、会議員：防災監、会計管理者、技監、各部長、各県民局・県民センター長、東京事務所長) ・兵庫県内部管理推進委員会 (委員長：企画県民部長、委員：各部筆頭局長、出納局長、各県民局副局長・県民センター副センター長)
兵庫県	三田市	<ul style="list-style-type: none"> ・政策会議 市長、副市長、教育長、危機管理監、経営管理部長、市参与
鳥取県		<ul style="list-style-type: none"> ・【会議名】業務適正化推進本部会議 ・【構成員】本部長：副知事、本部員：各部署局長、事務局長：行財政改革局長、業務適正化推進幹：人事企画課長、業務適正化監察幹：行政監察・法人指導課長

団体名		会議名及びその構成員
島根県		<ul style="list-style-type: none"> ・会議名 内部統制推進本部会議 ・構成員 本部長 知事 副本部長 副知事 構成員 各部局長等
岡山県		<ul style="list-style-type: none"> ・内部統制推進会議（構成：知事、副知事、部局長）
岡山県	岡山市	<ul style="list-style-type: none"> ・岡山市内部統制推進本部 構成員 本部長：市長 副本部長：副市長 本部員：局区室長、行政委員会事務局長、教育長、公営企業管理者
岡山県	勝央町	<ul style="list-style-type: none"> ・勝央町内部統制会議 ・議 長：副町長 ・構成員：教育長、各部参事6名、議会事務局長、会計管理者
広島県		<ul style="list-style-type: none"> ・会議名：内部統制推進連絡会議 ・委員長：総務局行政経営部長 ・委員：幹事課及び制度関係課 <p>（「内部統制推進連絡会議設置運営要綱」別表1及び別表2のとおり）</p>
広島県	広島市	<ul style="list-style-type: none"> ・会議名：内部統制会議 ・構成員：市長、副市長、局長、担当局長、区長、会計管理者、消防局長、水道局長、教育次長、市選挙管理委員会事務局長、人事委員会事務局長、監査事務局長、農業委員会事務局長、議会事務局長
徳島県		<ul style="list-style-type: none"> ・会議名：徳島県内部統制推進本部 ・構成員：知事、副知事、政策監、経営戦略部長、監察局長、危機管理環境部長、政策創造部長、未来創生文化部長、保健福祉部長、商工労働観光部長、農林水産部長、県土整備部長、総合県民局長、教育長、警察本部長
香川県		<ul style="list-style-type: none"> ・香川県内部統制本部会議 ：知事、副知事、審議監、各部長 等
愛媛県		<ul style="list-style-type: none"> ・内部統制推進会議 （会長：副知事、メンバー：次長級職員）

団体名	会議名及びその構成員
高知県	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高知県内部統制推進会議 （副知事、総務部副部長（総括）、各部（総務部を除く）の予算の総括を担当する副部長、会計管理局次長、予算の総括を担当する教育次長、警察本部警務部参事官） ・ 内部統制推進プロジェクトチーム会 （リーダー：行政管理課長、スタッフ：法務文書課長、財政課執行管理室長、デジタル政策課長、管財課長、土木政策課長、会計管理課長、総務事務センター課長）
福岡県	<ul style="list-style-type: none"> ・ 福岡県内部統制推進本部 （本部長：副知事、副本部長：総務部長、本部員：各部長、会計管理者、秘書室長）
佐賀県 唐津市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会議名：部長会議 ・ 構成員：市長、副市長、教育長、部長（部長相当職を含む。）、市民センター長、会計管理者、ポータル企業局次長
長崎県	<ul style="list-style-type: none"> ・ 内部統制推進会議 知事、副知事、統轄監、各部局長
熊本県	<ul style="list-style-type: none"> ・ 熊本県における事務の的確・適正な執行の確保に関する推進・評価会議 （議長：知事、構成員：副知事、各部局長）
熊本県 熊本市	<ul style="list-style-type: none"> ・ （会議名）熊本市内部統制本部 ・ （構成員）市長、副市長、政策局長、総務局長、財政局長、文化市民局長、健康福祉局長、環境局長、経済観光局長、農水局長、都市建設局長、中央区長、東区長、西区長、南区長、北区長、会計管理者、消防局長、交通事業管理者、上下水道事業管理者、病院事業管理者、教育長、監査事務局長、人事委員会事務局長、選挙管理委員会事務局長、農業委員会事務局長及び議会事務局長

団体名	会議名及びその構成員
宮崎県	<ul style="list-style-type: none"> ・ 内部統制推進会議 (議長：副知事、副会長：総務部長、委員：総合政策部次長（政策推進担当）、総務部次長（総務・市町村担当）、総務部次長（財務担当）福祉保健部次長（福祉担当）環境森林部次長（総括）、商工観光労働部次長、農政水産部次長（総括）、会計管理局次長 ・ 内部統制推進会議幹事会 (幹事長：人事課行政改革推進室、副幹事長：人事課課長補佐（総括）、人事課課長補佐（労務担当）、委員：総合政策課課長補佐、総務課課長補佐、福祉保健課課長補佐（総括）、環境森林課課長補佐（総括）、商工政策課課長補佐、農政企画課課長補佐（総括）管理課課長補佐（総括）、会計課課長補佐（総括）、情報政策課課長補佐、財政課課長補佐、財産総合管理課課長補佐、総務事務センター課長補佐、物品管理調達課課長補佐
宮崎県 宮崎市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 内部統制推進会議 会長・副会長：副市長2名 構成員：部局長26名（公立大学事務局長以外）
鹿児島県	<p>会議名：内部統制に関する推進会議 構成員：副知事を会長とし、部局長級により構成。</p>
沖縄県	<ul style="list-style-type: none"> ・ 沖縄県内部統制推進本部 (本部長：沖縄県知事、副本部長：沖縄県副知事、本部員：政策調整監、知事公室、各部、出納事務局及び労働委員会事務局の長)

15 内部統制の評価対象期間における取組に係る計画や手続等の作成状況

作成している 団体	作成していない 団体
76 団体	29 団体

評価対象期間における取組に係る計画や手続等の作成している団体

都道府県	43			北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県	
指定都市	15			札幌市、仙台市、さいたま市、横浜市、川崎市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、大阪市、堺市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市	
市区町村	市	町村	区	6	秋田市、渋川市、四街道市、港区、台東区、墨田区、杉並区、北区、足立区、日野市、清瀬市、岐阜市、安八町、長浜市、豊中市、泉南市、姫路市、宮崎市
	11	1			

評価対象期間における取組に係る計画や手続等の作成していない団体

都道府県	4			石川県、和歌山県、山口県、徳島県	
指定都市	5			千葉市、相模原市、京都市、神戸市、熊本市	
市区町村	市	町村	区	2	岩見沢市、恵庭市、栗山町、大田原市、下野市、朝霞市、文京区、板橋区、東久留米市、羽島市、豊橋市、豊田市、彦根市、湖南市、長岡京市、三田市、勝央町、唐津市、喜界町、恩納村
	14	4			

16 業務レベルのリスク対応策の整備（関連する規則・規程・マニュアル等の改訂等）の事例

団体名		事例
北海道		・ Smart道庁推進本部（内部統制推進部局）からの質的重要性が大きいリスクである「道が事務局を担う実行委員会等での不適切な事務」が提示され、行政改革の担当部局において「実行委員会方式による事業実施マニュアル」を作成するとともに、「マニュアルに基づき事業執行状況を随時公表する」などの対応策を整備した。
北海道	札幌市	・ 制度所管部局による全庁的な規則等の改訂は行っていない。 ・ 各課におけるリスク評価の結果、個別の業務レベルでマニュアル等の整備を行っているが、内部統制推進部局で個別には把握していない。
北海道	岩見沢市	・ リスクを洗い出し、リスクを分類し、発生頻度、影響度、優先度を区分し、対応策について全庁共通マニュアル、業務マニュアル、業務フロー図、チェックシート等の整備状況を一覧にしている。 毎年、整備状況を見直し、新たなリスク等について追加している。
青森県		①総務部（内部統制推進部局）から出納局（財務に関する事務を所管する部局）にリスク評価を依頼。 ②出納局において、過去の不適正な事務処理事例を基に内部統制の対象となるリスクやリスク対応策を整備。 ③総務部において、出納局のリスク評価結果を基に次年度の内部統制の取組実施通知（自己検査表）を年度毎に更新。 ※「青森県内部統制に関する要綱」において、出納局は業務上のリスク対応策を整備することとしている。
宮城県		・ 重点リスクに係る所属独自取組の整備（※宮城県内部統制行動計画～財務事務編～P26,27参照） …リスク評価で今年度新たに選定した2件と、前年度選定した2件、前々年度選定した2件のうちの1件の計5件を、今年度の所属重点リスクとする。そのリスク回避（対処）のチェックポイントを調製し、所属独自取組として整備する。
宮城県	仙台市	・ 後期高齢者医療に係る職権による資格喪失処理漏れの事務ミスを受け、処理手順を明確にした手順書を策定した。
秋田県		・ 本県においては、庁内ワーキンググループにおいて洗い出したリスクについて、その発生を抑止するため、13の類型ごとにリスク対応策をチェックシート化した「内部統制確認シート」を用いて事務処理を行っている。
秋田県	秋田市	・ 内部統制推進部局から、全課所室に共通するリスクや、業務レベルのリスクが提示され、各部局において対応策を整備し、関連するマニュアル等の改訂を行った。

団体名		事例
山形県		・リスク項目（①収入、②公金管理、③現金の収納・管理、④支出（一般）、⑤支出（給与・旅費）、⑥契約事務、⑦入札事務、⑧債権、⑨補助金、⑩財産、⑪情報管理、⑫チェック体制、⑬事務の進捗管理、⑭規範意識）ごとに対応策と当該対応策の根拠通知を記載した一覧表を作成。
福島県		・総務部（内部統制推進部局）と出納局（内部統制評価部局）で連携しながら、リスク回避（対処）チェックポイントや会計事務リスク分類表を作成し、各部局に対して、対応策の着眼点等を周知するなど、対応策の整備を行った。
茨城県		・内部統制リスク評価シートにおいて、各所属に具体的なリスク対応策を示した上で、各所属は採りうる対応策を選択し、実施することとした。
栃木県		・内部統制推進部門（行政改革ICT推進課）において内部統制の取組・運用の手引を作成し、全部局（教育委員会、警察本部を含む）でリスク評価シートに基づくリスク評価を実施するとともにリスク管理が適切に行われているかを内部統制評価部門（内部監査室）がモニタリング（内部監査）により確認する体制を整備
群馬県	渋川市	・規則の改定等に至るような事例はなかったが、切手の取扱いについて、所属ごとに「郵便切手受払簿」を整備し、紛失等のリスクを低減させる対応を行った。
埼玉県		・「リスク評価シート等作成手順」を作成
埼玉県	さいたま市	・一例 「特定要望（不当要求）に対する不適切な対応」のリスクに対し、内部統制制度開始に伴い、「さいたま市特定要望の記録及び報告に関する要綱」や「行政対象暴力対応マニュアル」の見直しを行い、一部改訂した。
千葉県		・過去の不祥事例、監査委員の指摘等を踏まえ、リスク一覧として整理した。 ・推進部局は、作業手順を標準化し規程等を確認する「作業一覧表」、作業手順を図で示した「業務全体フロー図」、リスク一覧から選定したリスクの対策を講じた「リスク評価シート」で構成する内部統制3様式標準形を用意。これを基に、各部局は必要な内部統制3様式を整備した。

団体名		事例
千葉県	千葉市	<ul style="list-style-type: none"> ・内部統制委員会で決定した「重点取組リスク」※を推進部局が各課に示し、各課では、所管事業に照らしてこれらリスクへの対応の必要性等を検討し、設定したリスク対応策を事業マニュアル等に反映することとしている。 <p>※「重点取組リスク」：特に誤りが発生しやすい事例、実際に発生したときの影響度が高い事例、過去の不祥事事例及び監査委員事務局の意見を踏まえ、全庁的に発生しうるリスクであって各課レベルで対応策を講じる必要があるものをいう。</p>
千葉県	四街道市	<ul style="list-style-type: none"> ・選定されたリスクについて、各所属で対応策を整備し、実施しているが、現在のところ関連する規則・規程について改訂した事例はない。
東京都		<ul style="list-style-type: none"> ・リスク対応策として、下記の4つの規則等を整備している。 <p>【例】会計事務：東京都会計事務規則 等 物品事務：東京都物品管理規則 等 契約事務：東京都契約事務規則 等 財産事務：東京都公有財産規則 等</p>
東京都	文京区	<ul style="list-style-type: none"> ・各部署は、リスク例を参考に業務におけるリスクを識別し、及び評価して重要性が大きく優先的に取り組むリスクについて、マニュアル、チェックリスト、進行管理シート等を整備した。
東京都	台東区	<ul style="list-style-type: none"> ・各所属において、年度当初にリスク対応チェックリストを作成することにより、評価対象期間における業務レベルのリスク対応策の整備に努めている。
東京都	墨田区	<ul style="list-style-type: none"> ・ルール・法令等の整備・周知徹底、補足資料の添付、情報共有の徹底、電子化、チェック体制強化、手順書等の整備及び遵守、進捗管理の徹底、事後チェック・見直し、システム整備・充実、OJT・研修、サービス管理の徹底、操作者や機器の限定、代替手段の確保、事務改善による負担軽減 等
東京都	杉並区	<ul style="list-style-type: none"> ・郵券管理方法の不備に係るリスク評価数が多いことを受け、推進事務局からのマニュアル再周知と、会計管理部門によるチェックシートの作成・周知を行った。

団体名		事例
東京都	北区	・各職員が、担当業務プロセス単位でリスク認識及びリスク対応策の検討を行うため、全職員を対象に「リスク対応計画シート」を作成した。
東京都	足立区	・リスク評価シートに、当該年度中に整備する「リスク対応ツール」（マニュアル、規則、規定等）と「その他のリスク対応策」（定期的な注意喚起等）を所管毎に記載する。 内部統制推進部局において、年度の間と1月に進捗確認を行い、整備状況の遅れが見られる所管には、注意喚起や整備に向けた支援を行う。
神奈川県		・内部統制実施要領を制定し、リスク一覧の中で業務レベルのリスク対応策について記載
神奈川県	横浜市	・各課において、リスクの内容に応じて、①マニュアル等の活用、②書類・データ管理、③業務分担・引継ぎの見直し、④複数名によるチェックの実施、⑤責任職による点検・進捗管理、⑥教育・研修の実施、⑦注意喚起・意識啓発などの観点から、対応策を策定し、実行しました。
神奈川県	川崎市	・事務の分類ごとに、事務に潜むリスクや対策、マニュアルなどを見える化、一覧化したリスクチェックリストを整備、配布するとともに、各課において予防的措置を講じるなどの取組を実施している。
神奈川県	相模原市	・推進評価部局により抽出及び評価の結果を示したリスク評価シートにおいて、各リスク対策に有用なマニュアル等及びリスク対策例を示しており、これを参考に各課・機関において実情に応じたリスク対応策を整備している。
新潟県	新潟市	・各所属で所管する全事務事業に占める「財務に関する事務」の有無を把握し、所属として重点的にリスク管理する事務を選定した。当該事務のリスクを洗い出し、その重要性を評価した上で、重要度の高いものに対する対応策を決定し、関連する法令やマニュアル・手順書の整備を行った。
福井県		・リスク評価による各部局における規則等の改定事例はなし。ただし、推進部局として、不適事項が多かった項目に対する再発防止策を通知するとともに、財務事務関連のQ & Aを拡充、周知を図った。
山梨県		・チェックリストを導入し、適切な業務運営の強化 ・業務執行計画を策定し、それに基づく上司による業務の進捗管理
長野県		・契約事務に係る手順書を作成

団体名		事例
岐阜県		<ul style="list-style-type: none"> ・リスク：公金紛失 ・リスク対応策：(1)現金の収納は、出納員、分任出納員、現金出納員又は会計員が行う。(2)収納した現金は、収納した日（その翌営業日まで）に金融機関等へ払込をする。(3)つり銭は、年度当初に保管する金額について決裁を得る。
岐阜県	岐阜市	<ul style="list-style-type: none"> ・内部統制推進部局から各課に対し、7月1日～10月29日の間に事務取扱マニュアルの内容及び運用が適正であるか点検を指示し、不備が見つかった場合は、速やかに是正措置が講じられた。
岐阜県	羽島市	<ul style="list-style-type: none"> ・10月を「内部統制周知月間」に設定。各課で課内研修を実施、研修結果（「課内研修実施報告書」に記載）を担当課へ報告。課内研修に伴いリスクの新規追加、見直し・解除等が発生した場合、リスク検討表等へも記載し報告してもらった。
岐阜県	安八町	<ul style="list-style-type: none"> ・リスク評価シート（当町ではリスク分析対策シート）を作成し、これに基づいて対策を講じている。
静岡県		<ul style="list-style-type: none"> ・影響が大きいリスクの発生を抑制するため、個々のリスクの起こりやすさや重大性を検討し、担当課が各所属あて実施する会計事務指導検査、物品事務指導検査、財産事務指導検査等の指導基準の見直しを行い、内部統制上の不備に相当する事務誤りを「文書指示」とする改正を行った。
静岡県	静岡市	<ul style="list-style-type: none"> ・各所属において「リスクチェックシート」を作成し、リスクに対する対応策を整備した。その上で、必要に応じて各所属において業務マニュアル等の改訂を行った。 ・各所属で実際に発生したリスクについては、逐一、コンプライアンス推進課に報告することとしており、コンプライアンス推進課において、所管課が講じるとした当該リスクに係る再発防止の措置を確認している。
愛知県		<ul style="list-style-type: none"> ・内部統制推進部局が、制度所管課のリスクの識別・評価を基に、全庁的リスクを設定し、各局に対し、明示している。
愛知県	名古屋市	<ul style="list-style-type: none"> ・総務局（内部統制推進部局）から、業務リスクの識別の参考としてリスクの重要性についての目安・考え方及び対象事務（財務及び情報管理）ごとに類型化したリスク一覧を提示し、各所属においてマニュアルの見直し等を行った。
愛知県	豊橋市	<ul style="list-style-type: none"> ・財務部より「市有財産の不適切な事務処理」が提示され、チェック体制の複層化や、不適切事例の共有といった対応策が提示された。
三重県		<ul style="list-style-type: none"> ・各所属においてリスク対応策を整備する際、必要に応じて関連する規則・規程・マニュアル等を改訂することとしているが、個々の事例について把握していない。

団体名		事例
滋賀県		<ul style="list-style-type: none"> ・「滋賀県事務適正化推進要領」に定める事務適正推進チェックシートの「当該事務の根拠・参考」に記載しているとおり。 ・令和3年度は令和2年度評価報告書の内容を踏まえ、契約事務に関するリスク対応策の更新を実施した。
滋賀県	長浜市	<ul style="list-style-type: none"> ・財務事務等で管理すべきリスク40項目について、リスク事案が発生した際に要因と対策を記載するチェックシートを整備。またその中でも特に重要度の高い12項目に対する重点項目評価シートを設け、事前の予防策の策定及び年間評価等を管理している。その上で、各所管において事務実施マニュアル等を整備している。
京都府		<ul style="list-style-type: none"> ・各リスク項目について、財務会計や財産管理等の制度所管所属と内部統制推進部局が連携し、リスク対応策を示すとともに、量的重要性及び質的重要性を数値化し、重要性の高いリスクについては、全庁的に対応する「共通リスク」及び「リスク対応策」として整備。
京都府	長岡京市	<ul style="list-style-type: none"> ・収入金の受領事務において、横領等を防止するため複数人での対応・確認を行うこととした。
大阪府	大阪市	<ul style="list-style-type: none"> ・推進部局が提示する実施要領に基づいて、局等の長が対応策を整備すべき事務（以下「整備対象事務」という。）を選定。整備対象事務を所管する課長級職員が、整備対象事務にかかるリスクの識別・評価を行い、重大性の高いリスクについて対応策を整備し、必要に応じて関連する規則・規程・マニュアル等の改訂等を行う。
大阪府	堺市	<ul style="list-style-type: none"> ・前年度の評価結果等を踏まえ、内部統制推進部局が各制度所管課と検討の上、リスク一覧表や対応策の見直しを実施し内部統制取組マニュアルを更新した。
大阪府	豊中市	<ul style="list-style-type: none"> ・契約保証金免除に関する事務の不備が多数あったため、本市「契約保証金の納付の免除の事務取扱について」を改正し、契約保証金を免除できる場合の例を一層明確にしました。
大阪府	泉南市	<ul style="list-style-type: none"> ・会計課から個人情報（納付書）紛失のリスク事案が報告され、会計課において対応策を整備し、関連する現金取扱マニュアルの改定を行った。
兵庫県	姫路市	<ul style="list-style-type: none"> ・各所属における公金取扱マニュアルの改訂など
奈良県		<ul style="list-style-type: none"> ・過去3年間における不適正事務処理、職員の処分、情報漏洩事故等の問題発生事案や監査の指摘事項等からリスクの洗い出しを実施した。その上で、洗い出したリスクを発生原因別に整理し、それぞれのリスクについて発生頻度と影響度を3段階で評価し、リスクの分析を行い、その中で発生頻度が「高」又は影響度が「大」と分類したものについて、各所属においてチェックするリスクとして取りまとめを行った。

団体名		事例
鳥取県		・実地検査や自己点検で確認された不適切事務等について、リスク分析を行い、県民サービスの提供に支障を及ぼし、県民の信頼を損ねる可能性のある重要度の高い不適切事務について未然防止策（重要度の高いリスクと未然防止策）を策定している。
島根県		・法令の確認 ・チェック体制の強化 ・定期的なスケジュール確認
岡山県		・内部統制推進事務局から、質的重要性・量的重要性を勘案して、組織として対応すべきリスクを提示し、業務所管課においてチェックリストの作成や見直し等を行うなどの対応を行った。
岡山県	岡山市	・出納整理期間時に財務会計の事務処理を誤るリスクを減らすため、会計課が「出納整理期間に行う事務の手引き」を作成 ・工事契約の際のチェックリストの改訂（関係法令の手続を漏らすことのないよう、設計図書チェックリストの項目に「関係法令の手続き」の欄を設け、届出が必要なものがないか複数の職員で確認するとともに、契約担当課においても当該項目についてチェックされているかどうか確認する。）
広島県		・過去の不祥事や監査委員からの指摘等を基にリスクを洗い出し、特に重要性が大きい、もしくは、発生頻度が高いと評価したリスクについて、リスクの発生を防止するために確認すべき法令・マニュアル等を整理し、リスク評価シートを作成した。
広島県	広島市	・内部統制推進部局においては、全庁横断制度（会計事務、契約事務、個人情報保護に係るもの等）の所管課が整備しているリスク対応策（規則、要綱、手引、通知等）を取りまとめ、制度所管課に情報提供しており、制度所管課はこれを踏まえて、各種制度の実務に即した具体的なリスク対応策を整備している。
山口県		・質的重要性・量的重要性が大きいリスクのうち、複数のリスクに共通する財務事務に関する確認漏れ・作業漏れの防止を徹底するため、会計管理局において、会計事務チェックリストを作成した。
香川県		・香川県内部統制基本方針に基づく手引きを随時更新

団体名		事例
福岡県		<ul style="list-style-type: none"> ・規則等の改訂等によるリスク対応策の整備は無い。 ・主な事例としては、会計部局が作成している財務事務に係るチェックシートの活用を徹底するといったものや、支払遅延防止のため請求書を共有の保管箱で管理するといったもの。
福岡県	北九州市	<ul style="list-style-type: none"> ・内部統制の手引きを改訂したほか、各課で業務マニュアルを整備しており、毎年度改訂等を行っている。
福岡県	福岡市	<ul style="list-style-type: none"> ・取組の対象事務については、対象事務に関連する対応策を整備し、対象課が必要に応じて業務マニュアル等の改定を行った。
佐賀県		<ul style="list-style-type: none"> ・推進部局は、財務事務に関する過去の監査指摘、過去の処分事例、ヒヤリハット事例、本県及び他団体の不正の事例等を網羅的に把握し、それらが過去に経験したものであるか否か及び全庁的なものであるか否かを分類し、さらに量的重要性及び質的重要性を勘案した上で、事務マネジメントで対処すべきリスクとして抽出し、対応策を設定する。 ・リスク及び対応策の設定に当たっては、まず、制度所管所属が、その所管する制度についての検討を行い、それを元にして、推進部局が検討を行う。 ・対応策の設定に当たっては、費用対効果を勘案し、過剰な対応策をとっていないか検討するとともに、実施後もその適切性の検討を行い必要な改善をしている。 ・リスク及び対応策を分類し業務レベルの評価シートにまとめた。
長崎県		<ul style="list-style-type: none"> ・文書発送誤りのリスクへの対応策として、以下のルールを設定。 ●通知文書の内容が相手方ごとに異なる場合は、文書の起案者又は校合者が通知文書の相手と封筒の宛名書きが合致しているか最終確認して封緘する。 ●通知文書の様式の宛名書き欄を郵便番号、住所と名称を記入することとし、窓付き封筒を使用して郵送する。
熊本県		<ul style="list-style-type: none"> ・推進部局は、本県の過去の不祥事例、監査による指摘事項なども踏まえ、対象事務に係る優先的に対応するリスクを決定の上、各所属へ通知。 ・各所属は取組みの対象とするリスクのうち、各所属における量的重要性及び質的重要性が特に大きいものを1つ識別し、リスク評価シートに記載し、重点的に対応を講じる。

団体名		事例
熊本県	熊本市	・総務局技術管理課から質的重要性が大きい、『システム（統合型GIS）の不調による各窓口業務の停止によるリスク』が提示され、ハードウェア管理にかかる各課指示および定期的な検査という対応策を整備し、業務機能の継続運用にかかる問題点の点検およびマニュアルの改訂が行われた。
大分県		・令和2年度の各所属での取組実績や内部統制推進PT会議での検討結果を踏まえ、「リスク一覧表（財務事務編）」の改訂を行った。
宮崎県		・令和2年度の内部統制において発生したリスクに対して、リスク対応策を追加（「県ホームページに掲載するときは、内容、添付資料等の確認を十分に行う」）し、令和3年度の内部統制実施に際して、内部統制の点検に使用する内部統制実践シートの改訂を行った。
鹿児島県		・支払事務について、課内執行管理表の作成及び庁内システムスケジュール機能による例月の処理期限登録等により進捗管理を行い、処理漏れや遅延を防ぐ。 ・入札事務について、積算誤り防止のためのチェックリストを用いたクロスチェック体制により確認するとともに、誤りにつながる要因が見つかれば随時チェックリストを更新する。
沖縄県		・すべての所属において発現が見込まれる共通のリスクを洗い出し、具体的にリスクへの対応策を示し、全ての所属に識別及び対応策を求めた。

17 令和2年度内部統制評価報告書における評価対象期間の状況

令和2年度内部統制 評価実施団体	令和2年度内部統制 評価未実施団体
84 団体	21 団体

評価対象期間が令和2年4月1日～令和2年12月31日の団体

都道府県				1	青森県
指定都市				0	
市区町村	市	町村	区		
	0	0	0		

評価対象期間が令和2年4月1日～令和3年2月25日の団体

都道府県				0	
指定都市				0	
市区町村	市	町村	区		
	0	1	0	安八町	

評価対象期間が令和2年4月1日～令和3年3月31日の団体

都道府県				46	北海道、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県
指定都市				20	札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市、熊本市
市区町村	市	町村	区		
	9	1	6	恵庭市、渋川市、朝霞市、港区、文京区、台東区、墨田区、杉並区、北区、羽島市、豊橋市、豊田市、長岡京市、姫路市、勝央町、宮崎市	

18 令和2年度内部統制評価報告書における評価基準日の状況

評価基準日が令和2年10月15日の団体

都道府県				0	
指定都市				0	
市区町村	市	町村	区	豊田市	
	1	0	0		

評価基準日が令和2年12月31日の団体

都道府県				1	青森県
指定都市				0	
市区町村	市	町村	区		
	0	0	0		

評価基準日が令和3年2月25日の団体

都道府県				0	
指定都市				0	
市区町村	市	町村	区	安八町	
	0	1	0		

評価基準日が令和3年3月31日の団体

都道府県				45	北海道、岩手県、宮城県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県
指定都市				20	札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市、熊本市
市区町村	市	町村	区	恵庭市、渋川市、港区、文京区、台東区、墨田区、杉並区、北区、羽島市、豊橋市、長岡京市、姫路市、勝央町、宮崎市	
	7	1	6		

評価基準日が令和3年4月1日の団体

都道府県				0	
指定都市				0	
市区町村	市	町村	区	朝霞市	
	1	0	0		

評価基準日が令和3年5月31日の団体

都道府県				1	秋田県
指定都市				0	
市区町村	市	町村	区		
	0	0	0		

19 令和2年度内部統制評価報告書における作成日の状況

作成日が令和3年2月の団体

都道府県				0	
指定都市				0	
市区町村	市	町村	区	0	安八町
	0	1	0		

作成日が令和3年3月の団体

都道府県				0	
指定都市				0	
市区町村	市	町村	区	0	羽島市
	1	0	0		

作成日が令和3年4月の団体

都道府県				0	
指定都市				0	
市区町村	市	町村	区	0	豊田市
	1	0	0		

作成日が令和3年5月の団体

都道府県				0	
指定都市				5	千葉市、相模原市、新潟市、静岡市、北九州市
市区町村	市	町村	区	0	
	0	0	0		

作成日が令和3年6月の団体

都道府県				6	栃木県、千葉県、愛知県、滋賀県、広島県、宮崎県
指定都市				10	札幌市、横浜市、川崎市、浜松市、京都市、神戸市、岡山市、広島市、福岡市、熊本市
市区町村	市	町村	区	3	墨田区、杉並区、北区、長岡京市、宮崎市
	2	0	0		

作成日が令和3年7月の団体

都道府県	23			北海道、青森県、宮城県、秋田県、山形県、群馬県、東京都、神奈川県、新潟県、岐阜県、三重県、奈良県、和歌山県、山口県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、長崎県、熊本県、大分県、鹿児島県、沖縄県
指定都市	4			仙台市、さいたま市、大阪市、堺市
市区町村	市	町村	区	恵庭市、渋川市、文京区、台東区
	2	0	2	

作成日が令和3年8月の団体

都道府県	11			岩手県、埼玉県、富山県、石川県、福井県、山梨県、静岡県、京都府、兵庫県、島根県、徳島県
指定都市	1			名古屋市
市区町村	市	町村	区	朝霞市、港区、豊橋市、姫路市、勝央町
	3	1	1	

作成日が令和3年9月の団体

都道府県	5			茨城県、長野県、大阪府、岡山県、佐賀県
指定都市	0			
市区町村	市	町村	区	
	0	0	0	

作成日が令和3年10月の団体

都道府県	1			福島県
指定都市	0			
市区町村	市	町村	区	
	0	0	0	

作成日が令和3年11月の団体

都道府県	1			鳥取県
指定都市	0			
市区町村	市	町村	区	
	0	0	0	

20 令和2年度内部統制評価報告書における整備上の不備の状況

整備上の不備数が0の団体

都道府県	29			岩手県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、埼玉県、東京都、神奈川県、石川県、福井県、静岡県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、熊本県、鹿児島県
指定都市	11			さいたま市、川崎市、相模原市、新潟市、浜松市、名古屋市、堺市、神戸市、広島市、福岡市、熊本市
市区町村	市	町村	区	恵庭市、朝霞市、墨田区、北区、羽島市、安八町、豊橋市、豊田市、長岡京市、勝央町、宮崎市
	7	2	2	

整備上の不備数が1～10の団体

都道府県	9			青森県、富山県、山梨県、長野県、岐阜県、愛知県、滋賀県、大分県、宮崎県
指定都市	3			千葉市、静岡市、大阪市
市区町村	市	町村	区	渋川市、台東区
	1	0	1	

整備上の不備数が11～20の団体

都道府県	3			北海道、千葉県、長崎県
指定都市	1			岡山市
市区町村	市	町村	区	港区
	0	0	1	

整備上の不備数が21～30の団体

都道府県	3			宮城県、群馬県、沖縄県
指定都市	0			
市区町村	市	町村	区	文京区、姫路市
	1	0	1	

整備上の不備数が31～40の団体

都道府県				1	島根県
指定都市				1	札幌市
市区町村	市	町村	区	杉並区	
	0	0	1		

整備上の不備数が41～50の団体

都道府県				0	
指定都市				1	京都市
市区町村	市	町村	区		
	0	0	0		

整備上の不備数が51～100の団体

都道府県				2	新潟県、三重県
指定都市				0	
市区町村	市	町村	区		
	0	0	0		

整備上の不備数が101～の団体

都道府県				0	
指定都市				3	仙台市、横浜市、北九州市
市区町村	市	町村	区		
	0	0	0		

整備上の重大な不備数が0の団体

都道府県	47			北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県
指定都市	20			札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市、熊本市
市区町村	市	町村	区	恵庭市、渋川市、朝霞市、港区、文京区、台東区、墨田区、杉並区、北区、羽島市、安八町、豊橋市、長岡京市、勝央町、宮崎市
	7	2	6	

整備上の重大な不備数が1~2の団体

都道府県	0			
指定都市	0			
市区町村	市	町村	区	豊田市、姫路市
	2	0	0	

評価基準日までに是正された整備上の重大な不備数が0の団体

都道府県	47			北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県
指定都市	18			札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、広島市、福岡市、熊本市
市区町村	市	町村	区	恵庭市、渋川市、朝霞市、港区、文京区、墨田区、杉並区、北区、羽島市、安八町、豊橋市、豊田市、長岡京市、姫路市、勝央町、宮崎市
	9	2	5	

評価基準日までに是正された整備上の重大な不備数が1～10の団体

都道府県	0			
指定都市	2			岡山市、北九州市
市区町村	市	町村	区	台東区
	0	0	1	

21 令和2年度内部統制評価報告書における運用上の不備の状況

運用上の不備数が0の団体

都道府県				1	香川県
指定都市				2	さいたま市、福岡市
市区町村	市	町村	区	恵庭市、羽島市、安八町、豊田市	
	3	1	0		

運用上の不備数が1～10の団体

都道府県				6	秋田県、東京都、長野県、京都府、鳥取県、長崎県
指定都市				1	浜松市
市区町村	市	町村	区	文京区、杉並区、長岡京市、勝央町	
	1	1	2		

運用上の不備数が11～20の団体

都道府県				4	山形県、茨城県、神奈川県、山梨県
指定都市				0	
市区町村	市	町村	区	朝霞市、墨田区、豊橋市	
	2	0	1		

運用上の不備数が21～30の団体

都道府県				1	埼玉県
指定都市				1	名古屋市
市区町村	市	町村	区	渋川市、台東区、北区、姫路市	
	2	0	2		

運用上の不備数が31～40の団体

都道府県				1	徳島県
指定都市				2	相模原市、熊本市
市区町村	市	町村	区	港区	
	0	0	1		

運用上の不備数が41～50の団体

都道府県				2	静岡県、鹿児島県
指定都市				3	札幌市、川崎市、北九州市
市区町村	市	町村	区		
	0	0	0		

運用上の不備数が51～60の団体

都道府県				1	熊本県
指定都市				1	京都市
市区町村	市	町村	区		
	0	0	0		

運用上の不備数が61～70の団体

都道府県				4	北海道、群馬県、石川県、和歌山県
指定都市				0	
市区町村	市	町村	区		
	0	0	0		

運用上の不備数が71～80の団体

都道府県				1	青森県
指定都市				1	岡山市
市区町村	市	町村	区		
	0	0	0		

運用上の不備数が81～90の団体

都道府県				1	沖縄県
指定都市				1	新潟市
市区町村	市	町村	区		
	0	0	0		

運用上の不備数が91～100の団体

都道府県				1	愛媛県
指定都市				1	広島市
市区町村	市	町村	区		
	0	0	0		

運用上の不備数が101～200の団体

都道府県				14	岩手県、宮城県、岐阜県、滋賀県、大阪府、兵庫県、奈良県、岡山県、広島県、山口県、福岡県、佐賀県、大分県、宮崎県
指定都市				3	横浜市、大阪市、堺市
市区町村	市	町村	区		
	0	0	0		

運用上の不備数が201～300の団体

都道府県	7			栃木県、千葉県、新潟県、富山県、福井県、島根県、高知県
指定都市	2			仙台市、静岡市
市区町村	市	町村	区	宮崎市
	1	0	0	

運用上の不備数が301～の団体

都道府県	3			福島県、愛知県、三重県
指定都市	2			千葉市、神戸市
市区町村	市	町村	区	
	0	0	0	

運用上の重大な不備数が0の団体

都道府県	21			青森県、埼玉県、東京都、富山県、石川県、福井県、長野県、三重県、京都府、兵庫県、奈良県、鳥取県、島根県、岡山県、徳島県、香川県、愛媛県、福岡県、大分県、宮崎県、鹿児島県
指定都市	10			札幌市、静岡市、浜松市、名古屋市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、北九州市、福岡市
市区町村	市	町村	区	恵庭市、渋川市、港区、台東区、墨田区、杉並区、北区、羽島市、安八町、豊田市、長岡京市、
	6	1	5	

運用上の重大な不備数が1~10の団体

都道府県	24			北海道、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県、神奈川県、新潟県、山梨県、岐阜県、静岡県、愛知県、大阪府、和歌山県、広島県、高知県、佐賀県、長崎県、熊本県、沖縄県
指定都市	9			さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、京都市、広島市、熊本市
市区町村	市	町村	区	朝霞市、文京区、豊橋市、勝央町、宮崎市
	3	1	1	

運用上の重大な不備数が11~20の団体

都道府県	1			滋賀県
指定都市	1			仙台市
市区町村	市	町村	区	
	0	0	0	

運用上の重大な不備数が101~の団体

都道府県	1			山口県
指定都市	0			
市区町村	市	町村	区	
	0	0	0	

22 令和2年度内部統制評価報告書における有効性の判断の状況

有効とした団体

都道府県				28	青森県、岩手県、福島県、群馬県、埼玉県、東京都、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、三重県、京都府、兵庫県、奈良県、鳥取県、島根県、岡山県、徳島県、香川県、愛媛県、福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県
指定都市				9	札幌市、静岡市、浜松市、名古屋市、大阪市、神戸市、岡山市、北九州市、福岡市
市区町村	市	町村	区	5	恵庭市、渋川市、朝霞市、港区、台東区、墨田区、杉並区、北区、羽島市、安八町、長岡京市
	5	1	5		

有効でないとした団体

都道府県				19	北海道、宮城県、秋田県、山形県、茨城県、栃木県、千葉県、神奈川県、新潟県、岐阜県、静岡県、愛知県、滋賀県、大阪府、和歌山県、広島県、山口県、高知県、熊本県
指定都市				11	仙台市、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、京都市、堺市、広島市、熊本市
市区町村	市	町村	区	4	文京区、豊橋市、豊田市、姫路市、勝央町、宮崎市
	4	1	1		

23 令和2年度内部統制評価報告書における整備上の重大な不備の内容及び当該不備に対する改善・是正の内容

団体名	① 具体的な重大な不備の内容	② ①の重大な不備に対する改善・是正の内容
愛知県 豊田市	<p>ア 建築物の「修繕業務」の事務手続き及び様式類に関する統一的なルールの整備が不足しており、各所属の対応にばらつきがある。</p> <p>イ 秘密文書の保管に係るルールは整備されているものの機密文書の保管に係るルールが整備されていない。</p>	<p>ア 建築物の「修繕業務」の執行に関する全庁の標準的な運用ルールの整備</p> <p>イ 文書管理規程等の再周知と機密文書の保管に係るルールの整備</p>
兵庫県 姫路市	<p>・条例の運用を誤っていた事案が判明</p>	<p>・第三者の専門委員による検証を行い、その結果を踏まえ再発防止に向けた改善策を講じる</p>

24 令和2年度内部統制評価報告書における評価基準日までに是正された整備上の重大な不備の内容及び当該不備に対する改善・是正の内容

団体名	① 具体的な評価基準日までに是正された整備上の重大な不備の内容	② ①の重大な不備に対する改善・是正内容
東京都 台東区	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個人情報漏洩や誤支給等のリスク 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個人情報の管理体制の見直しやダブルチェック等の確認体制の見直しにより是正・改善をおこなった。
岡山県 岡山市	<ul style="list-style-type: none"> ・ a複数の局において、土壌汚染対策法で義務付けられた届出を行わないまま工事に着手した事案 ・ b建築設計委託業務において、他課の検査員が検査を行うべきところを、自課で行った上、成果品が不十分なまま当該委託業務を合格とする検査報告書等を作成した事案 	<ul style="list-style-type: none"> ・ a法令を正しく理解するよう、文書による注意喚起を行うとともに、チェックリストを作成し、届出漏れがないか複数人で確認する体制を整えた ・ b局外他課への検査依頼の事務手続きを定め、円滑かつ適正な検査の執行を図るために、あらたに検査取扱要領を定め、その内容について周知徹底した
福岡県 北九州市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 複数の部局で土対法に基づく届出をせずに着手する事案が発覚。大きな不利益を生じさせたものではないが、全庁的な内部統制の「情報と伝達」に照らし、法令等に関する情報の取得や伝達の体制が不適切で社会的な不利益を生じさせる蓋然性が高い事案であると評価した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 届出の徹底に関する通知の発出、法令の理解を深めるための研修、公共工事関係法令の確認体制の強化、各課の業務マニュアル修正等の実施を確認した。

25 令和2年度内部統制評価報告書における運用上の重大な不備の内容及び当該不備に対する改善・是正の内容

団体名	① 具体的な「重大な不備」の内容	② ①の重大な不備に対する改善・是正の内容
北海道	a. 収納現金の亡失 b. 個人情報が入った文書の誤送付	a. 「金庫の管理責任者をあらかじめ指定し、現金(道税)等の保管又は返還は管理責任者が行う」など関係規定を整備 b. 複数人によるチェックの徹底等の取扱を周知 ※R4.2個人情報を含む文書誤送付マニュアルを作成し、R4年度の対応策を整備
岩手県	<ul style="list-style-type: none"> ・奨学金受給申請事務において、適切な対応を怠ったもの。 ・支払い事務の遅延及び私費立替が行われたもの。 ・手当の受給資格喪失に伴う適切な対応を怠ったもの。 ・占用手続などの各種事務について適切な対応を怠ったもの。 	<ul style="list-style-type: none"> ・当該事案に関する是正措置 ・所属におけるチェック体制の整備
宮城県	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉型障害児入所施設における施設入所支援等給付費の算定において、過大に請求を行うという運用上の重大な不備があった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・過大請求という重大な不備の原因は、当該施設の指定管理者が、報酬改定を認識せずに誤った算定を行ったものだが、県を含め関係者間で連携し、相互に確認する仕組みを構築することで、再発防止に取り組んだ。
宮城県 仙台市	<ul style="list-style-type: none"> ・暴力被害などによる住民基本台帳事務における 支援措置対象者に係る文書の誤送付など16件 	<ul style="list-style-type: none"> ・マニュアルに、支援措置の情報の確認手続に関する事項を追加し、画面のハードコピーにより担当者2名でチェックするなど

団体名	① 具体的な「重大な不備」の内容	② ①の重大な不備に対する改善・是正の内容
秋田県	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県発注工事において、官製談合防止法違反等の疑いで職員が逮捕・起訴された。これにより、県の事務事業の中でも特に透明性・公平性が求められる工事発注手続に疑念を持たれ、その体制等にも不信感を抱かせる事態となった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 業者の執務スペースへの入室制限の徹底を図るとともに、発注事務に係るコンプライアンス研修や執務環境のオープン化を実施したほか、最低制限価格制度から低入札価格調査制度への移行や設計書データ等の管理方法の改善、「事業者と1対1」の状況を回避するための執務環境の改善など、同様の事案を発生させないための方策を講じた。
山形県	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入札関係事務について、設計書の一部に積算の誤りがあったため、落札決定を取り消した物 など 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新たなチェックリストを作成し、複数人による確認を徹底など
福島県	<ol style="list-style-type: none"> 1 委託事業の不適切な執行 2 旅費の不正受給 3 超過勤務手当の不正受給 	<ol style="list-style-type: none"> 1 職場内の情報共有の徹底など、業務進行管理の徹底を行った。 2 旅行命令時点における管理職の面談による把握など確認の徹底を行った。 3 コンプライアンス研修の実施、超過勤務の実績確認の徹底など適切な管理を行った。
茨城県	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公金による私的使用目的の物品購入等 ・ 委託業務に係る予定価格の漏洩 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 財務規則等で定める事項について全庁的な点検・調査 ・ 物品購入時における内容の詳細確認や納品時の検査体制の強化 ・ 内部統制推進会議等を通じた適正な事務執行についての周知徹底

団体名	① 具体的な「重大な不備」の内容	② ①の重大な不備に対する改善・是正の内容
栃木県	<ul style="list-style-type: none"> ・ 所属長の決裁を受けていない文書に、公印管理者に無断で公印を押印し通知した。 (公印の不適切な取扱、公印の不適切な利用、公文書の改ざん・偽造の3項目のリスクに該当) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 不備発生所属において公印管理の厳格化や事務の進捗状況を複数の職員で管理する等の再発防止策を講じたほか、制度を所管する文書学事課において公印管理者宛てに公印の適正管理の徹底について通知した。
群馬県	<ul style="list-style-type: none"> ア 予定価格等の業者等への漏えい(2件) イ 個人情報の漏えい・紛失等(3件) 	<ul style="list-style-type: none"> ア 当該事務に係る手続の改善、全庁的な注意喚起、内部統制弁護士のヒアリングによる分析・確認等 イ 当該事務に係る通信手段の見直し、チェック体制の強化、全庁的な注意喚起
埼玉県 さいたま市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 【生活保護費の不正支出】 区役所に勤務する職員が、正規の決裁過程を経ずに、生業扶助費名目で17回にわたり、1,271万円の生活保護費を、生活保護を受給している1世帯に不正に支出した。 職員の故意による公金の不正支出という本市の行政に対する市民の信頼を著しく損ねる事案であり、損害額が1,271万円と多額であることから、大きな経済的・社会的な不利益を生じさせたもの。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 福祉課の業務の一部において、保護台帳の未整備やシステムID・パスワードの不適正な管理、意思決定、事務処理を行う際の決裁処理、ダブルチェック等のチェックが機能していない等の課題があったため、決裁における所属長の確認の徹底やシステムID・パスワードの適正な管理等の改善・是正を行った。
埼玉県 朝霞市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特別定額給付金業務での二重給付 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 書類審査等すべての作業をダブルチェックとし、確認体制の一層の強化を図った。

団体名	① 具体的な「重大な不備」の内容	② ①の重大な不備に対する改善・是正の内容
千葉県	<ul style="list-style-type: none"> 不動産貸付業及び駐車場業に係る個人事業税の一部について、貸付物件数等の誤認により課税対象外の方に課税していたこと及び税額が誤っていたことが判明した。 	<ul style="list-style-type: none"> 課税誤りが判明した事業者に対し、個別に経緯を説明し、謝罪をした上で、速やかに課税処分の取消し及び過誤納金の還付手続を進めるとともに、ダブルチェックの徹底、チェックシートの改訂による課税資料の確認体制の強化、貸付不動産等管理台帳の定期的な更新、事務処理マニュアルの徹底等、再発防止策を講じている。
千葉県 千葉市	<ul style="list-style-type: none"> 過去のリスク発生状況を踏まえたりスク対応策を講じていなかった結果、同一事業者に対し、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に規定する支払時期を超える支払いを繰り返し、当該事業者から遅延損害金の請求を受けるに至ったもの。 	<ul style="list-style-type: none"> 事務処理マニュアルの整備や請求書の管理方法の見直しなど、組織的な管理体制の整備を図った。
東京都 文京区	<ul style="list-style-type: none"> 児童手当等の支給において、支給額を決定する際の所得額算定に誤りがあり、過払い及び未払いという運用上の重大な不備があった。 	<ul style="list-style-type: none"> 過払い分については、返還を依頼し、未払い分については、速やかに支払を行った。また、当該事務に係るシステムの改修を行った。
神奈川県	<ul style="list-style-type: none"> 神奈川県県税条例の改正誤り 	<ul style="list-style-type: none"> 誤りを是正するための条例案について議会の議決を経た結果、適切な状況を回復。 今後は、条例改正の内容の確認を徹底するとともに、複雑な税法令等の解釈に関しては、他都道府県との情報交換を行うなど、外部の視点を取り入れ、再発防止に取り組む。

団体名	① 具体的な「重大な不備」の内容	② ①の重大な不備に対する改善・是正の内容
神奈川県 横浜市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 不適切な随意契約の方法による契約事務（相見積り） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全庁調査により実態を把握し、①研修による注意喚起の徹底、②制度等の見直し（緊急随意契約対象となる契約内容の明確化、簡易的な発注の制度化）、③事務負担軽減のためのサポート（見積合せ省略金額の拡大）を行いました。
神奈川県 川崎市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 行政財産の目的外使用許可又は貸付に伴う光熱水費等の未請求等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 組織ガバナンスの強化等のリスクマネジメントの徹底及び法令遵守への意識の強化、組織の情報共有や事務執行・管理手法の確立、電力量計等の適切な管理、使用の適切な把握、適正な財務処理の徹底、行政財産使用許可の適正処理等
神奈川県 相模原市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医薬品等の購入費用について複数者に対し支払が遅延していたもので、3箇年にわたり継続的に発生していた事案。複数年にわたる支払遅延を組織として認知できなかったことは、内部統制上、大きな問題であり、重大な不備であると判断したものの。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事案担当課において、速やかに支払うとともに原因調査を行い、これに基づく対策を講じ、再発防止の徹底を図った。また、推進評価部局において、支払状況に関し同様の事案がないか緊急事務点検の実施を全庁に指示した。
新潟県	<ul style="list-style-type: none"> ア 貸付金関係の通知書等をH30年度から借主に送付していなかった（事務処理のけ怠など）。 イ 事務所の鍵と関係団体の名簿を入れた鞆を用務先から戻る際に紛失した（個人情報等の漏洩）。 	<ul style="list-style-type: none"> ア 事務処理状況の管理台帳を複数人で確認し、事務引継を複数人で実施するようにした。 イ 重要物件等の取扱いに関して、職員への訓示を実施し、上司による持ち出しの事前許可等を徹底するようにした。
新潟県 新潟市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指名競争入札における最低制限価格の漏洩、学校預り金の不適正処理、建築確認申請における地区計画違反の見逃しの3件の運用上の重大な不備があった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事務に関する知識や経験不足、決裁者の役割不明確といった発生原因に対し、不適正事案としての組織内周知や業務チェック体制の再点検、決裁者の役割を明確にした。また、入札・契約事務の全庁調査を行い、不正を防ぐための事務見直しを行った。

団体名	① 具体的な「重大な不備」の内容	② ①の重大な不備に対する改善・是正の内容
山梨県	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉施設等整備費補助金等の国庫支出金について、支出処理を失念し、県及び市において、令和元年度の国庫支出金を受け入れできなかった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・所属における主担当・副担当制の強化 ・予算担当課における執行状況の確認体制の構築 ・職場研修の実施
岐阜県	<ul style="list-style-type: none"> ①高等学校において、職員により牛の売却代金累計108万円を横領された。 ②職員により、外国勤務手当のうち住宅手当相当額の一部として、累計168万円（評価対象期間中の累計約107万円）を不正受給された。 	<ul style="list-style-type: none"> ①教育長より関係学校長に対し、生産物売払収入に伴う会計事務の適正な実施を徹底するよう周知。全職員に対し、物品の処分に係る会計事務の適正な執行について周知・徹底。 ②実際の家賃支払額を現況確認することを制度化するとともに、全職員に対し、法令遵守・公務員倫理の保持等を徹底。
静岡県	<ul style="list-style-type: none"> (1)所得税の源泉徴収、保険料負担金の徴収誤り (2)不動産取得税の課税漏れ 	<p>(1)当該システムの改修を行い、誤りがないことを確認した。再発防止に向けて、システムの開発及び運用に当たっては、電子県庁課及び事業担当課の双方でシステム改修時の確認を行い、データ確認を行う手順書を定めた。(2)家屋評価事務マニュアルの改正を行い、マニュアルの遵守状況について本庁担当課が調査を行うことにより、評価家屋整理簿による管理を徹底することとした。</p>
愛知県	<ul style="list-style-type: none"> ・物品管理責任者（教員）が、学校で購入した天体望遠鏡一式を私物の天体望遠鏡と取り換えて窃取したことが、物品出納職員による年1回の物品点検時に発覚したものの。 	<ul style="list-style-type: none"> ・抜き打ちで使用状況を確認する。（継続） ・物品点検の重要性や不祥事が起きた場合等の影響を職員に周知する。

団体名	① 具体的な「重大な不備」の内容	② ①の重大な不備に対する改善・是正の内容
愛知県 豊橋市	<p>①消防本部において、システムの不正操作による時間外勤務手当の不正受給があった。</p> <p>②教育委員会における学校用物品の調達業務において、不適正な支出があった。</p>	<p>①コンプライアンス意識の徹底を図るとともに、システムの運用方法を変更し時間外勤務時間の確認体制を強化した。</p> <p>②事務処理手順書の再確認や、校長会議や研修等において不適切事例として本事例を周知した。</p>
滋賀県	<p>・プロポーザル事務処理誤り、現金出納中の違算金の発生、滋賀県(県税)納付書兼領収済通知書等の紛失など、計15件</p>	<p>・落札者等との交渉を行うとともに入札参加資格のチェックの徹底、収入未済としての会計処理を行うとともに係長級会議における周知及び事務処理手続の徹底、領収済通知書の回収及びチェック体制の強化など、計15件</p>

団体名	① 具体的な「重大な不備」の内容	② ①の重大な不備に対する改善・是正の内容
京都府 京都市	<p>1. 国等からの交付金について、所要見込額の算定を誤ったことにより、多額の過大交付を受けることとなった。</p> <p>2. 本市が実施する相談事業において、委託事業者の過失により、相談者情報に係るデータが、インターネット上で第三者にも閲覧できる状態になっていた。</p> <p>3. 指定管理者が管理していた公の施設のボランティアスタッフ等の個人情報が、インターネット上で第三者にも閲覧できる状態になっていた。</p>	<p>1. 当該交付金に係るマニュアルを新たに作成し、また、進捗管理台帳により組織的な管理を徹底することとした。根拠法令や申請要件等を正しく理解し、正確な算定を行うとともに、組織的な管理を徹底すること等について、全庁的な通知を发出し、注意喚起を行った。</p> <p>2. 速やかにサイトを改修し、相談者の情報を閲覧できないようにした。また、委託事業等の情報管理状況の点検及び適切な情報管理の徹底を図った。加えて、個人情報保護条例及び情報セキュリティ対策基準に則り、個人情報を含む電子情報等を適切に取り扱うこと等について、全庁的な通知を发出し、注意喚起を行った。</p> <p>3. 速やかにリストへのアクセス制限を行うとともに、インターネット上で検索できないように情報の削除を行った。また、適正な個人情報の取扱いについて周知徹底を行った。加えて、個人情報を取り扱う事務を外部委託する場合は、個人情報を保護するために必要な措置を講じること等について、全庁的な通知を发出し、注意喚起を行った。</p>
大阪府	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入札関連資料を職員が事業者に漏えいした。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 業務手順の見直し ・ 綱紀保持及び職務上知り得た情報の管理の徹底を周知

団体名	① 具体的な「重大な不備」の内容	② ①の重大な不備に対する改善・是正の内容
和歌山県	<p>①給与計算システムの不具合により、会計年度任用職員の令和2年12月分の報酬支給が1日遅延した。</p> <p>②使用料の徴収業務において、平成29年3月から令和3年1月までの間、自動徴収機に記録された金額と県に納付された金額が不一致だった。</p>	<p>①システムの改修を実施した。</p> <p>②根拠記録の徴収、確認方法の強化などの再発防止策を講じた。</p>
岡山県 勝央町	<ul style="list-style-type: none"> ・ Jアラート伝達試験住民向け放送において、個別受信機から放送が流れなかった 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災行政無線保守事業者と連携して再発防止策実施
広島県	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県議会の議決を欠いた物品購入契約 ・ 土壌汚染対策法において必要とされる手続を欠いた事案 ・ 文化財保護法等において必要とされる手続を欠いた事案 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 研修等の機会を通じた様々な立場の職員への周知 ・ マニュアルやチェックリスト等の見直し，規則改正やシステム改修 ・ 内部統制制度の「リスク評価シート」へ項目の追加 等

団体名	① 具体的な「重大な不備」の内容	② ①の重大な不備に対する改善・是正の内容
広島県 広島市	<p>ア 一部の制度運用課で、道路占用料に係る納入通知書の発送漏れが生じた。</p> <p>イ 一部の制度運用課で、道路占用料に係る督促状の発送漏れが生じた。</p>	<p>ア 納入通知書を発送した。制度運用課においては、納入通知書の発送等の手続をチェックできる台帳を作成し、複数人で事務処理が適正に行われているかの確認をする。また、制度所管課においては、制度運用課に本件事案の周知を図るとともに、制度運用課がチェックした台帳の提出を求め、進行管理を行う。</p> <p>イ 督促状を発送した。制度運用課においては、納付状況の確認を徹底するとともに、督促状の発送等の手続をチェックできる台帳を作成し、複数人で事務処理が適正に行われているかの確認をする。また、制度所管課においては、制度運用課に本件事案の周知を図るとともに、制度運用課がチェックした台帳の提出を求め、進行管理を行う。</p>
山口県	<p>・同一所属による物品購入代金等の支払遅延や二重払い等、同様の事案が繰り返し発生するという運用上の重大な不備があった。</p>	<p>・適正な支払手続等の周知・徹底及び研修の実施</p>
高知県	<p>①議会の議決を要する個人防護具の購入契約の締結に関し、専決処分の手続と議会への報告が遅れたもの</p> <p>②航空機の給油基地から排出された廃油の処理に関し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律で定められた特別管理産業廃棄物処理業に係る高知県知事の許可を有しない者に委託したもの（3件）</p> <p>③栄養士及び調理師の免許交付事務に関し、個人情報を含む書類の紛失や無断持ち出しが発生したもの（2件）</p>	<p>①管理職向け説明会での周知やチェックリストによる確認の徹底などを行うようにした。</p> <p>②廃棄物に関する学習の徹底や契約時の複数人での確認を行うようにした。</p> <p>③申請書類の受付や保管ルールの徹底、定期的な保管状況の確認を行うようにした。</p>

団体名	① 具体的な「重大な不備」の内容	② ①の重大な不備に対する改善・是正の内容
佐賀県	<ul style="list-style-type: none"> ・管理委託料の過大支出、不適切な見積り合わせ、知事印の不正使用、工事費の過大支出 	<ul style="list-style-type: none"> ・不備があった所属でチェック体制を強化したほか、全所属あてに注意喚起の通知を発出し、再発防止に取り組んだ。
長崎県	<ul style="list-style-type: none"> ・業務委託の入札において、入札参加者からの積算に関する特殊単価の質問書に対し、本来の積算内容とは異なる回答を行ったもの。落札決定後、失格者から設計書の開示請求があったにもかかわらず、保留することなく契約の締結を行った。しかし、後に質問書の回答に誤りがあったことが判明し、契約者と合意のうえ契約解除を行った。本案件は契約者に不利益を生じさせただけではなく、本来であれば落札者となり得た失格者にも影響を及ぼしたことに加え、県側の誤りによる契約解除は信用失墜につながるものであるため、重大な不備と判断した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・特殊単価がある場合には必ず事前公表 ・質問書に対する回答の複数人による確認の徹底 ・開示請求等があった場合の契約保留の検討
熊本県	<p>(1) 県が実施した公共工事について、土壌汚染対策法に基づく届出を実施していない事案が発生。</p> <p>(2) メール誤送付等により、個人情報流出する事案が発生。</p>	<p>(1) 土壌汚染対策法に係る制度周知の徹底及びマニュアルの見直しを実施。</p> <p>(2) 個人情報等を含む情報の発送において、チェック体制の強化や職員研修の実施</p>

団体名		① 具体的な「重大な不備」の内容	② ①の重大な不備に対する改善・是正の内容
熊本県	熊本市	①PCR検査の誤り ②土壌汚染対策法に基づく未届案件の発生 ③債務負担行為議決案件の当初予算計上漏れ案件	①検査手順書の改善、検体番号入力の際の検査工程での複数人読み合わせ確認及び記録の徹底、検査員の増員、検査結果判定までに必要な時間の確保 ②工事発注段階におけるチェックリスト整備、職員向け説明会の実施、法の趣旨等の周知徹底 ③担当課、局主管課、財政課において債務負担行為一覧を作成し予算要求と対比確認、財政課から全庁向けに周知文書発出、関係課において次年度の取組対象としてリスク選定
宮崎県	宮崎市	・多機能型事業所等について、サービスの利用に応じて支払われる給付費のうち定員規模別単価の算定誤りにより、3つの事業所に対して、給付費の過払い計72,000千円（概算）が発生していることが判明。その後、新たに他の3つの事業所に対しても、計10,700千円（概算）の過払いが発生していることが判明。 ・多機能型事業所等の定員規模別単価の算定誤りについて、事業所から市に相談があり、利用定員数の遡及的な変更と児童発達支援管理責任者の人数の遡及的な変更の2つの対応を行い、単価の算定誤りによる過払いは生じていないとの事務処理を行った。	・多機能型事業所等に取扱いに関する文書を送付し、制度の周知と注意喚起を行った。 ・多機能型事業所等に関する項目を追加した実地指導の指導調書により、実地指導の際に確認を行う。 ・定員規模の項目についてわかりやすく変更した体制加算届の様式により確認する。 ・部内で内部統制制度に関する研修や公務員倫理研修を行い、適正な事務執行についての意識改革を図った。 ・今後の内部調査結果などを踏まえ、引き続き、各種研修等の機会を捉え、事務処理の適正化に係る意識の向上を図る。

団体名	① 具体的な「重大な不備」の内容	② ①の重大な不備に対する改善・是正の内容
沖縄県	<ol style="list-style-type: none"> 1. 全庁的なネットワークシステムのダウン 2. 個人情報を含む公文書の紛失 3. 受給者証の不正発行 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 原因を確認し、再発防止策として同障害がおきないように機器の変更、全庁的に職員への注意喚起を図る文書の通知 2. 業務の際に個人情報を含む書類の持ち出し、返却の際は管理職が確認、公用の鞆を使用する等の対策 3. 職員への法令遵守の教育を徹底

26 令和2年度内部統制評価報告書において監査委員が審査意見を付した日の状況

審査意見を付した日が令和3年2月の団体

都道府県				0	
指定都市				0	
市区町村	市	町村	区	安八町	
	0	1	0		

審査意見を付した日が令和3年7月の団体

都道府県				0	
指定都市				1	千葉市
市区町村	市	町村	区		
	0	0	0		

審査意見を付した日が令和3年8月の団体

都道府県				12	北海道、東京都、石川県、福井県、京都府、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、大分県、宮崎県、鹿児島県
指定都市				16	札幌市、仙台市、さいたま市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市、熊本市
市区町村	市	町村	区	渋川市、文京区、台東区、杉並区、北区、羽島市、豊橋市、豊田市、長岡京市、姫路市、勝央町、宮崎市	
	7	1	4		

審査意見を付した日が令和3年9月の団体

都道府県				28	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、新潟県、富山県、山梨県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、兵庫県、奈良県、和歌山県、島根県、広島県、山口県、徳島県、香川県、熊本県、沖縄県
指定都市				3	横浜市、浜松市、名古屋市
市区町村	市	町村	区	恵庭市、墨田区	
	1	0	1		

審査意見を付した日が令和3年10月の団体

都道府県	3			神奈川県、大阪府、長崎県
指定都市	0			
市区町村	市	町村	区	
	0	0	0	

審査意見を付した日が令和3年11月の団体

都道府県	4			福島県、長野県、鳥取県、岡山県
指定都市	0			
市区町村	市	町村	区	港区
	0	0	1	

27 令和2年度内部統制評価報告書において監査委員の審査の過程で把握された重大な不備

団体名	具体的な不備の内容
神奈川県	<p>・新型コロナウイルス感染症への全庁対応を考慮し、自己評価の報告を行う所属を政策局、総務局及び会計局の本庁所属29所属に限定したが、総務局総務室では、このような対応が内部統制の評価に及ぼす影響について十分には把握していなかった。</p>

28 令和2年度内部統制評価報告書における監査委員の評価手続に係る審査意見（相当でないとしたもの）

団体名	具体的な審査意見の内容
熊本県	<ul style="list-style-type: none">・ 評価手続の一部に不適切な事項があり、評価手続に係る記載は一部適当でないが、当該事項を除いた範囲においては、評価結果に係る記載は相当であると考える。 (指摘事項)・ 職員への制度の周知不足を原因とするリスク発生報告書の提出漏れや遅れが一部の所属で発生している。

29 令和2年度内部統制評価報告書における監査委員の評価結果に係る審査意見（相当でないとしたもの）

団体名	具体的な審査意見の内容
神奈川県	<p>・内部統制を評価するに当たって、このように大多数の所属を除外して実施することは、その評価に重大な影響を及ぼすもので、評価手続に著しく不十分な点があると認められることから、内部統制の整備上の重大な不備に該当するものである。さらに、その結果、内部統制の評価が適切に行えず、その評価報告が十全に実施できなかったと認められることから、内部統制の運用上の重大な不備に該当するものである。</p>

30 令和2年度内部統制評価報告書における監査委員の審査での指摘事項

団体名	具体的な指摘内容
北海道 恵庭市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 内部統制の組織体制について（評価部局の設置）、職員の意識改革について
宮城県	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「運用上」と評価している「重大な不備」案件は、指定管理におけるリスクの識別、評価及びその対応策が整備されていなかったことに起因し、「整備上」とすることが適切と考える。
秋田県	<ul style="list-style-type: none"> ・ （業務レベルの内部統制の評価について）運用上の重大な不備に該当しないものとした判断は、令和2年度が内部統制の初年度であり、現時点では重大な不備に当たるかどうかの明確な判断基準がないため、やむを得ないと考える。今後、影響額や発生要因等を考慮した、重大な不備に当たるかどうかに係る一定程度の判断指標を設けるよう、検討されたい。
福島県	<ul style="list-style-type: none"> ・ 意見として次の3点あり ・ 職員の主体的な取組への不断の見直し ・ 内部統制の対象機関に「病院局」を追加 ・ 内部統制評価報告書は、同年度決算と同時
茨城県	<ul style="list-style-type: none"> ・ 評価対象期間において、運用上の重大な不備が存在していたことから、内部統制の適切な運用に努められたい。
群馬県	<ul style="list-style-type: none"> ・ リスク発生の未然防止の徹底、部局におけるリスクマネジメントの強化、運用上のリスクが発生した場合の報告の徹底について留意の上、内部統制制度の充実に向けた不断の見直しや着実な取組を行い、より実効性のある制度となるよう努められたい。
埼玉県 さいたま市	<ul style="list-style-type: none"> ・ ①評価関連書類の適切な記録及び保存、②デジタルトランスフォーメーションの推進に伴う新たなリスクの管理、③リスクの名称と分類の考え方、④評価報告書における重大な不備の記載方法、⑤運用上の重大な不備事案で得た教訓の全庁的共有、⑥研修内容の充実など組織として基本的事項の理解をより深める取組の推進、⑦定期監査指摘事項に関連するリスクの内部統制の取組への活用

団体名	具体的な指摘内容
千葉県	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個人事業税の課税誤りの重大な不備については、様々な再発防止策が講じられているが、未だ是正措置が継続中であるとともに、内部統制様式についてもあらたに整備中であることから、審査時点では、是正措置は十分とは言い難い状況にある。 ・ 監査委員が実施している定期監査の監査結果において、依然として多数の事務誤りが認められ、内部統制上、重大な不備につながることも懸念されることから、今後の制度の運用において、以下の点について、特に留意していただきたい。 ア 複数の土木事務所、農業事務所等において、予定価格の誤りにつながる工事の積算誤りが散見されたが、これまでの研修やチェックシートの作成など、再発防止策が十分に機能していないと考えられるので、入札事務の適正化に向けて、更なる改善が必要である。 イ 多くの所属において、収入・支出事務の遅延や誤りが認められている。中には長期間にわたり必要な調定事務を怠っていたにもかかわらず、このことが組織内で看過され、その後の事務手続においても、適正を欠く処理が行われていた所属も認められた。今後は、事務処理の適正化に努めるとともに、執行体制の整備を図る必要がある。
東京都 港区	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今後、他自治体における取組事例も参考にしながら、所管による不適正事務の把握や再発防止策等の詳細な検討を踏まえ、内部統制推進委員会のモニタリングにより、実効性を一層高めること ・ リスク選定及び自己評価を行う際の判断材料等を十分精査し、あらかじめ、より明確な基準とすることで内部統制制度の機能強化に取り組むこと
東京都 文京区	<ul style="list-style-type: none"> ・ 適切な評価結果の説明や客観的な重大な不備の判断のためには、内部統制の重大な不備と評価した、あるいは不適切な事項について重大な不備と評価しなかった具体的な根拠について、区の説明責任を果たすため報告書又は附属資料において明確にすることなど

団体名	具体的な指摘内容
東京都 杉並区	<ul style="list-style-type: none"> ・ 内部統制制度への取組の充実について ・ 財務に関する事務の研修等の充実について ・ 内部統制のリスクの識別について ・ 杉並区財務会計におけるリスク評価一覧について
神奈川県	<ul style="list-style-type: none"> ・ 監査委員がその他の監査等で把握した内部統制の重大な不備について、別表で列挙
神奈川県 川崎市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今後、他都市における取組事例も参考にしながら、重大な不備の判断に資する基準等の作成について検討されたい。
新潟県	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各所属において、より正確な自己評価を実施されたい。 ・ 事務処理の遺漏や遅延を防止するため、各所属において、組織的な業務管理を十分行うよう留意されたい。 ・ 個人情報等の漏洩に対し、更なる再発防止に取り組まれたい。
新潟県 新潟市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一度設定したリスクを安易に前例踏襲することないように、定期監査の結果を活用しリスクの検討をすべきであり、評価部局もその内容を評価すべき。 ・ 「運用上の重大な不備」の判断基準や判断の経過を明確にし、広く市民に対して説明責任を果たすべき。
岐阜県	<ul style="list-style-type: none"> ・ 【意見】 各所属から提出される業務レベルの内部統制における自己評価について、把握すべき不備の記載漏れが散見されたほか、職員の記載要領等の理解不足及びそれに伴う記載誤りに対して内部統制推進部局の指導による多くの修正が行われるなど、制度の周知が必ずしも十分でない認められたので、改めて制度の周知徹底を図られたい。
静岡県	<ul style="list-style-type: none"> ・ 付帯意見として、以下のとおり。(1) リスクや不備に対する判断基準をよりわかりやすく明確にし、職員の意識の全体的な底上げを図られたい。(2) 所属から報告のあった不備と報告書で評価対象とした不備に違いがあり、報告書で評価対象とした不備以外でも不備が発生しており、内部統制が十分機能していないことを含め、今回の報告書の評価結果をわかりやすい形で職員にフィードバックされたい。(3) 内部統制の対象とする29リスクの中で対応すべきものは、リスク解説書を改善することで対象に含めること、また、許認可の不適切な事務処理等を新たなリスクとして加えることなどを検討されたい。
静岡県 静岡市	<ul style="list-style-type: none"> ・ リスクのうち「ヒヤリハット」が適切に把握されていないという指摘 ・ 業務統括課が作成した「内部統制評価シート」に不備があるという指摘

団体名		具体的な指摘内容
静岡県	浜松市	<ul style="list-style-type: none"> ・以下、2点について、意見が付された。 (1)評価報告書及び附属資料の記載について十分な記載とすること (2)内部統制の推進について（各課の役割や重大な不備の基準の明確化）
愛知県		<ul style="list-style-type: none"> ・今後の本評価の運用の継続性や安定性の確保の観点から、その重大な不備の有無を判断するための公平・適正な基準作りに向けて鋭意努力されることを期待する。
愛知県	豊橋市	<ul style="list-style-type: none"> ・半期ごとのリスクの確認が行われていない点を指摘された。
三重県		<ul style="list-style-type: none"> ・事務処理の誤り等の運用状況における不備が多数発生していることに加え、リスクの評価と対応において、自所属等で過去に発生した不適切な事務処理等を認識した上で適切な対応策が検討されていないと見受けられる事例もあった。 このような状況を踏まえ、各所属及び職員に対し、内部統制制度のより一層の周知徹底を図るとともに、職員の負担にも配慮しながら、制度がより有効に機能するよう必要な見直しを行われたい。
京都府		<ul style="list-style-type: none"> ・定期監査にて指摘・注意した事務処理について、内部統制上、各所属の取組報告経過において改善の余地がある
大阪府		<ul style="list-style-type: none"> ・以下の項目について検討されたい。 (1) 推進部局と評価部局を異なる所属が担う体制の構築 (2) 重大な不備の判断基準及び判断過程の評価報告書へのわかりやすい記載 (3) DXの推進による内部統制の推進 (4) リスク評価・点検シートの改善
大阪府	堺市	<ul style="list-style-type: none"> ・内部統制評価手続における以下の事項について、改善が望ましいとされた。 ・業務レベルの内部統制の評価対象とする事務の範囲について ・重点項目の指定について ・業務レベルの内部統制の点検項目一覧表の活用について
奈良県		<ul style="list-style-type: none"> ・内部統制評価部局が行う内部統制に関する評価について、内部統制の整備上及び運用上の不備の評価に係る具体的、客観的な考え方についてさらに検討を進められたい。
岡山県	勝央町	<ul style="list-style-type: none"> ・評価範囲の絞り込み等による簡素化など、評価範囲決定プロセスの見直し
山口県		<ul style="list-style-type: none"> ・業務レベルの内部統制に関する各所属の自己評価において、不適切事項の取扱いに差異があることが認められたため、各所属の自己評価が同じ水準で適切に実施されるような取組を進めること。

団体名	具体的な指摘内容
徳島県	<ul style="list-style-type: none"> ・「リスク評価シート」を活用したリスク発現の防止・抑制 ・対応策の継続的な再評価・見直しなどによる効果的な制度運用
大分県	<ul style="list-style-type: none"> ・内部統制に資する「リスク一覧表」の整備が遅れている所属が散見されるなど、取組に濃淡があった。 ・職員研修の充実強化により制度についての熟知と意識の醸成を進めるとともに、先進的な取組事例やリスク発現（不適切な事務処理発生）時の情報共有を図られたい。
宮崎県	<ul style="list-style-type: none"> ・今後、更なる内部統制の推進を図る上では、以下の事項について改善が望まれる。 <p>(1) リスクの選択について</p> <p>リスクの選択が不十分であると考えられる所属が複数確認された。また、選択がなされていないリスクに関する事項について、定期監査で指摘等を受けた所属もあった。各所属においては、所管業務に関係するリスクの選択に漏れないか再度確認を行った上で、不備の発生可能性のあるリスクについて網羅的に選択することが求められる。</p> <p>(2) 自己点検について</p> <p>各所属の自己点検で把握されていない不備が定期監査により多数確認された。各所属における自己点検の精度を高め、発生した不備を網羅的に把握するとともに適切な是正・改善につなげていくことが望まれる。</p> <p>(3) 「特に注意すべき不備」について</p> <p>内部統制の評価においては、重大な不備の判断が重要である。評価の過程で把握された一部の不備について「特に注意すべき不備」との評価がなされているが、重大な不備との区別を明確にしておくことが求められる</p>
宮崎県 宮崎市	<ul style="list-style-type: none"> ・リスク対応策の評価に当たっては、リスク対応策の整備が適時に実施されたか、リスク対応策の内容が適切であったか、自己点検やその後の改善が適切に実施されたかといった点を十分に確認し評価されたい。 ・今後の事務執行において不備の未然防止や再発防止につながる有効な対策を検討されたい。 ・長が行った内部統制の評価が適切であることを客観的に示せるよう、内部統制の整備状況及び運用状況の評価に関連する証拠書類を適切に記録保存されるよう努められたい。 ・本市における内部統制について、今後も周知を図ることで全庁的に制度を浸透定着させ、職員一人ひとりが内部統制の理解を深め運用されるよう努められたい。

団体名	具体的な指摘内容
鹿児島県	・ 今後、監査結果を十分に踏まえたリスクの洗い出し等に取り組むとともに、複数部局に共通する事務リスクについては、対応策等の標準化を図る必要がある。また、職員の理解や意識の醸成、P D C Aサイクルによる取組の着実な実施により、段階的に制度の充実に努められたい。

31 令和2年度内部統制評価報告書に係る議会への提出日

議会への提出日が令和3年3月の団体

都道府県				0	
指定都市				0	
市区町村	市	町村	区		
	0	1	0	安八町	

議会への提出日が令和3年8月の団体

都道府県				0	
指定都市				4	川崎市、相模原市、堺市、神戸市
市区町村	市	町村	区		
	3	1	0	豊田市、長岡京市、勝央町、宮崎市	

議会への提出日が令和3年9月の団体

都道府県				36	北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、茨城県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、岐阜県、愛知県、滋賀県、京都府、兵庫県、奈良県、和歌山県、島根県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県
指定都市				15	札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、横浜市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市、熊本市
市区町村	市	町村	区		
	6	0	5	恵庭市、渋川市、朝霞市、文京区、台東区、墨田区、杉並区、北区、羽島市、豊橋市、姫路市	

議会への提出日が令和3年10月の団体

都道府県				4	山形県、栃木県、静岡県、長崎県
指定都市				1	大阪市
市区町村	市	町村	区		
	0	0	0		

議会への提出日が令和3年11月の団体

都道府県	6			神奈川県、長野県、三重県、大阪府、鳥取県、岡山県
指定都市	0			
市区町村	市	町村	区	港区
	0	0	1	

議会への提出日が令和3年12月の団体

都道府県	1			福島県
指定都市	0			
市区町村	市	町村	区	
	0	0	0	

32 令和2年度内部統制評価報告書に係る公表日

公表日が令和3年3月の団体

都道府県				0	
指定都市				0	
市区町村	市	町村	区	安八町	
	0	1	0		

公表日が令和3年8月の団体

都道府県				1	栃木県
指定都市				2	川崎市、相模原市
市区町村	市	町村	区	長岡京市、勝央町、宮崎市	
	2	1	0		

公表日が令和3年9月の団体

都道府県				27	北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、埼玉県、千葉県、東京都、新潟県、石川県、山梨県、岐阜県、愛知県、滋賀県、京都府、兵庫県、奈良県、和歌山県、島根県、広島県、山口県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、大分県、沖縄県
指定都市				15	仙台市、さいたま市、千葉市、横浜市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、堺市、神戸市、岡山市、北九州市、福岡市、熊本市
市区町村	市	町村	区	朝霞市、文京区、北区、羽島市、豊橋市、豊田市、姫路市	
	5	0	2		

公表日が令和3年10月の団体

都道府県				10	山形県、茨城県、群馬県、福井県、静岡県、徳島県、長崎県、熊本県、宮崎県、鹿児島県
指定都市				3	札幌市、大阪市、広島市
市区町村	市	町村	区	渋川市、台東区、墨田区、杉並区	
	1	0	3		

公表日が令和3年11月の団体

都道府県	6			長野県、三重県、大阪府、鳥取県、岡山県、佐賀県
指定都市	0			
市区町村	市	町村	区	恵庭市、港区
	1	0	1	

公表日が令和3年12月の団体

都道府県	3			福島県、神奈川県、富山県
指定都市	0			
市区町村	市	町村	区	
	0	0	0	

33 監査委員との意見交換の状況※複数回答あり

項目	団体数	
① 内部統制に関する方針の検討時	52	団体
② 内部統制に関する方針を策定し、内部統制対象事務を決定したとき	64	団体
③ 評価対象期間における取組に係る計画の策定、修正時	36	団体
④ 評価対象期間における取組に係る手続等の決定時	34	団体
⑤ 評価項目や評価方法等の検討時	41	団体
⑥ リスク評価シートの様式作成時	29	団体
⑦ 内部統制の評価結果をとりまとめたとき	78	団体
⑧ 監査委員による審査計画の策定、修正時	23	団体
⑨ その他	18	団体

34 監査委員との意見交換の具体的な時期・内容（126頁の①～⑧を除く）

団体名		具体的な時期・内容
北海道		・ Smart道庁推進本部内に設置している内部統制推進専門部会（全庁的な内部統制評価項目に係る規程等の所管部局で構成）に監査委員事務局もオブザーバーとして参加し、取組に係る検討状況の共有及び意見交換等を行っている。
北海道	恵庭市	・ 審査意見書提出時、内部統制制度運用における組織体制について
宮城県	仙台市	・ 「重大な不備」該当事案の見込がたったとき ・ 内部統制評価報告書審査意見書の受領時
千葉県	四街道市	・ 下記の意見交換等については、ある程度まとめて行っているため「その他」に記載 ・ ①、③～⑥はR3.1月中旬及び2月上旬に監査委員へ説明し、2月9日に②を実施。 （上記設問では「～時」とあり、その時期に実施してないことから上記記述とした）
東京都	杉並区	・ 5月下旬に評価報告書内容の中間報告を実施した。
神奈川県	横浜市	・ 令和2年度監査報告書を監査委員から市長へ提出した時（令和3年3月） ・ 「同様の事務処理ミスが発生している」との監査委員からの指摘に対し、市長から「内部統制制度に取り組むことで、改善につなげていきたい」と回答しました。
神奈川県	川崎市	・ 監査委員による審査意見の回答時
神奈川県	相模原市	・ 審査意見書受領時において、評価期間に係る取組及び今後の取組について意見交換を実施した。
新潟県	新潟市	・ 監査委員による審査意見を取りまとめたとき
石川県		・ 監査結果の概要を報告し、意見交換を行う「知事・監査委員懇談会」（R4.1）において、内部統制の評価結果等について報告している。
愛知県	豊田市	・ 次年度における具体的な点検・評価項目の選定時
滋賀県		内部統制の評価に関する手続等を定めたとき
岡山県		③～⑥について、当初の策定、決定等の際に意見照会を実施。
岡山県	勝央町	時期：令和3年4月 内容：内部統制の実施に係るガイドライン等の見直し

団体名	具体的な時期・内容
高知県	・ 監査委員から審査意見の提出を受けたとき
福岡県	福岡市 ・ 審査意見書受取り時
宮崎県	<p>① 令和元年9月 内部統制制度の施行について</p> <p>○内部統制の導入に向けた取組について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ リスクの洗い出し ・ リスクの選定 ・ リスク対応策の検討 ・ 今後のスケジュールの確認 <p>② 内部統制の実施について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 周知の状況 ・ 試行の結果について ・ リスクの整理 ・ 監査委員との連携の確認 ・ 議会への内部統制報告書の提出時期の確認
宮崎県	宮崎市 時期：令和3年7月 内容：内部統制評価報告書審査に係る事情聴取

35 監査委員と連携した取組（意見交換を除く）

団体名		取組の内容
栃木県	下野市	・内部統制に関する方針の策定過程において案を示し、意見を求めた。
群馬県	渋川市	・監査委員との直接的な取組ではないが、係長級の事務担当者間では、月1回程度の打合せを行った。
埼玉県	さいたま市	・定期監査等による指摘事項について、監査事務局と内部統制推進部局で、内部統制上のリスクに分類・整理した上で、庁内に情報提供し、リスク対応策の整備・評価等に活用した。
千葉県	千葉市	・4.(1)の回答は、市長と監査委員との意見交換の時期である。事務担当レベルでは、発覚した運用上の不備に係る情報を定期的に提供しているほか、必要に応じて内部統制の整備・運用・評価に係る意見交換を行っている。
東京都		・監査委員監査の指摘事項につき、内部統制での対応の要否を検討
東京都	板橋区	・監査委員事務局が実施している定期監査等の情報提供を受けながら、経営改革推進課が各課の取組状況をヒアリング等を交えながら一元的に評価する独立的評価を実施している。
東京都	足立区	・監査指摘事項に対する措置内容について、継続できているかの確認（モニタリング）を内部統制推進部局で行っている。
神奈川県	相模原市	・監査委員事務局において、監査委員監査に併せ、監査対象機関に対し、リスク対策の実施状況についてモニタリングを実施(市長事務部局は別途実施)
新潟県		・内部統制の全庁的な推進・評価体制の整備及び運用を図るために設置した「内部統制推進・評価プロジェクトチーム」に、監査委員事務局職員がオブザーバーとして参加し、内部統制の整備及び運用に関して情報共有や意見交換等を行っている。
新潟県	新潟市	・会計事務や契約事務など全庁的な内部統制の整備及び運用の推進を行う部・課で構成される「制度関係部・課長会議」のオブザーバーに監査委員を据え、制度導入前だけでなく、導入後も適時意見を受け、監査委員の視点を効果的に活用している。
石川県		・内部統制の実施に当たり、評価方法の検討やリスク評価シートの作成等において、監査委員事務局と情報共有、協議を行った。
長野県		・内部統制に関する研修会（講師や協議等）
愛知県		・監査委員は、内部統制の運用上の重大な不備に該当する可能性がある事案が発生した局等に対し、その内容及び再発防止策を適時に報告させるものとしている。
鳥取県		・業務適正化の取組で作成したチェックシートを定期監査の資料として活用し、定期監査資料の一部を簡素化した。

団体名		取組の内容
香川県		・ 監査委員事務局の職員を通じて、4（1）の各項目について適時意見交換を行っている。
福岡県	北九州市	・ 既存の事務ミス防止研修に、「監査事務」に関する研修を追加することを企画中。
長崎県		・ 庁内の内部統制推進WGに監査事務局職員もオブザーバーで参加しており、監査委員に対しても必要な情報は随時共有している。
宮崎県		・ 監査実施時における内部統制取組状況の確認（調査）に基づいた助言を受けている。

36 監査委員の実施している内部統制に依拠した監査等

団体名		内容
北海道	札幌市	・現在は、定期監査（財務監査）実施に際して、監査対象部から事前に内部統制の状況に関する資料の提出を求め、その内容も勘案した上で監査対象部ごとに監査上のリスクを識別し、リスクが高いと判断した業務について、監査を重点化している状況にある。
青森県		・令和2年度会計分より監査内容を見直し ①事業監査：重点枠・新規事業を中心に通年モニタリング。 ②財務監査：内部統制を踏まえた監査の推進（財務監査項目の重点化） ・監査調書の一般行政監査項目に「内部統制の整備・運用の状況調」、財務監査項目に「内部統制調」を追加し、内部統制の運用状況等を調査。 ③財政的援助団体等に対する監査：出資法人、指定管理者等の制度を所管している統括課・業務所管課を通じたモニタリング監査を実施（令和2年度は所管課の適切な団体への検査・指導を実施）
宮城県	仙台市	・定例監査の際に、「重大な不備」とされた事案を参考にしている。
山形県		・監査に当たっては、各所属が作成する「内部統制実施結果報告書」等の内容について聴き取り、確認を行うとともに、必要に応じて利用している。
茨城県		・定期監査において、内部統制の整備・運用状況を監査している。 ・今後、内部統制の進捗に応じ、知事部局との情報交換等を行いながら、定期監査の実施方法等について検討を行っていく。 ・なお、内部統制評価報告書に記載された重大な不備について、随時監査等を実施した。
栃木県		・定期監査資料に、「内部統制の整備・運用状況調」欄を設け、内部監査の実施状況及び内部統制におけるリスク対応策の見直し内容等について確認し、定期監査に生かしている。
群馬県		・監査委員事務局が実施する各所属への事務調査において、各所属における内部統制の運用状況を調査
千葉県	千葉市	・「内部統制評価報告書」や「リスク管理シート」等の評価資料を基に、監査委員が行う監査等において内部統制の整備・運用状況を確認している。 ・また、内部統制評価報告書において、運用上の不備として多くの支払遅延が確認されたことを受け、事務事業定期監査の実施計画において、重点項目として「支払の時期は適正か。」を設定し、確認を行った。

団体名		内容
東京都		・ 監査等（内部統制評価報告書審査を除く）の対象のリスク（組織目的の達成を阻害する要因）の内容及びリスクが生じる可能性とその影響の検討に当たり、内部統制の整備状況及び運用状況について情報を集め、判断する。
東京都	文京区	・ 定期監査（財務監査）において、これまでの対象課のリスク対応策等内部統制の実態を把握し、内部統制の程度に応じて提出帳票の選定を行っている。
東京都	台東区	・ 内部統制に関して各所属で作成したリスク対応チェックリストについても監査を実施している。
東京都	墨田区	・ 令和3年度の定期監査においては、2年度の定期監査の結果及び2年度の内部統制評価報告書審査において、3年度に作成されたりスク評価シートの内容、その中での各課の取組を合わせて、これらの中で抽出されたりスクや監査結果として発見されたミス等が3年度にどのように改善されたのかの視点から、各課でどのような取組を行ったのかを聴取した。また、リスク評価シートで内部統制の整備上、運用上の不備がないとされ、実際に十分な対応が行われたと考えられ、かつ、改善の見えた部分については、抽出標本数を絞り、他の部分に監査の時間を振り向けた。
東京都	杉並区	・ 「杉並区監査委員監査基準」に基づき、内部統制の整備状況及び運用状況を考慮して、監査等の対象のリスクを識別し、そのリスクの内容及び程度を検討した上で、監査等を実施している。
東京都	足立区	・ 監査資料提出時に、リスク評価シートの提出も求め、組織内でのリスク対応に関する取組状況を確認した上で、監査を実施している。
神奈川県		・ 内部統制に依拠する程度を勘案し、本質的な監査業務に人的及び時間的資源を重点的に振り向けていくことを念頭に、監査計画を策定している。令和3年監査においては、監査説明書に新たに内部統制の取組状況を記載させ、監査委員による本監査等に活用したことや、独立的評価責任者から提供を受けた評価対象所属の自己評価結果を監査事務局内で共有することにより、職員調査等へ活用した。
神奈川県	横浜市	・ 経理事務関係の監査では、地方自治法の改正により令和2年4月から内部統制制度が導入されたことを踏まえ、今回の監査対象である検査、支出及び物品管理の各事務が指摘対象課において財務リスクとして認識されていたかを試行的に確認するなど、内部統制制度を念頭に置いた監査を行った。

団体名		内容
新潟県		・令和3年度の定期監査から、各監査対象機関において（内部統制の運用上の）不備が無い場合又は不備が発生しても、その後、改善が確認できた場合は、同様の事務についての確認を省略、改善がなされていない場合は、通常どおり（又は手厚く）確認する等の対応を行っている。
新潟県	新潟市	・内部統制の有効性の評価等に基づき、リスクの内容及び程度を総合的に判断し、より高リスクと判断した業務に対して重点的に監査資源を配分するなど、リスクを考慮して監査等の手続きを決定した上で、より効果的で効率的な監査等を実施している。
富山県		・令和2年度に内部統制制度が導入されたところであり、リスク評価シートの精度を定期監査の中で確認しているところである。 ・今後、状況を見ながら内部統制に依拠した監査等を実施することを考えているが、具体的な実施方法（手法）は、決まっていない。
石川県		・令和3年度の監査から監査資料様式の改正を行い、内部統制の評価結果、不適切な事例、不適切な事例の改善策等を記載させ、その確認を行っている。
福井県		・内部統制において各所属が提出した報告様式を監査において確認。
岐阜県		・受検機関が作成する「リスク対応策実践チェックシート」「リスク管理・評価シート」により、内部統制の整備の状況の確認を行ったり、指摘事項などの監査結果があった場合の原因の確認などを行うとともに、内部統制への依拠（内部統制が機能していると判断した場合は、その部分ではなく、リスクが高いと思われる部分を中心に監査を行う）も意識して行った。
岐阜県	岐阜市	・内部統制評価報告書の審査の過程で内部統制の運用上の不備を把握するとともに、内部統制推進部局が入手した不適正事案を情報共有し、直近に実施する定期・行政監査において当該事案について漏れなく監査を実施している。（令和3年度は試行的に実施（対象年度：令和2年度））
岐阜県	安八町	・年度当初に当年度の内部統制方針について確認（4月） ・年度末に当年度内部統制評価報告書をもって監査委員の審査に付す（2月） ・年度末議会定例会全員協議会にて審査の結果および意見を監査委員より報告（3月）

団体名	内容
静岡県	<ul style="list-style-type: none"> ・内部統制を踏まえた合規性監査の効率化を図るため、重点調査項目や試査件数、一般調査項目の削減等の見直しを行った。一方で3E監査の拡充を図り、本庁では委託や補助事業の個別事業を対象に事業執行の効率性や有効性を確認するとともに、出先機関ではAEDや備品管理、施設の維持管理（電気料、エレベーター点検等）等に関して監査を実施した。
愛知県	<ul style="list-style-type: none"> ・この内部統制評価報告書審査の過程で得られた情報を活用し、監査実施計画における着眼点の整理等を行う予定ですが、内部統制に依拠する程度につきましては、具体的な検討には至っておりません。今後、他都市の例も参考にさせていただきながら、検討を進めます。
愛知県	<ul style="list-style-type: none"> ・定例監査に際し、リスク評価シートのリスク対応策及び不備等発生後の再発防止策が妥当か確認している。
三重県	<ul style="list-style-type: none"> ・内部統制制度の共通リスク項目とした事項について、一部を除き監査対象から除外した
滋賀県	<ul style="list-style-type: none"> ・内部統制が適切に整備、運用されており、リスクの程度が低い水準に抑えられている場合は、監査範囲を縮小し、また、不備がある場合には監査範囲の拡大や監査の深度を深めるとともに有効に機能していない原因を検討したうえで是正、改善を求めている。
京都府	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度から、内部統制制度の運用状況等を踏まえ、財務事務等の定型的なチェック（タクシーチケット関連帳簿や資金前渡出納簿等の記入方法の確認）は原則として行わないこととした。
大阪府	<ul style="list-style-type: none"> ・内部統制が実施されたことを踏まえ、重点的に監査項目を設定することにより財務事務に係る合規性監査を効率的・効果的に実施している。（令和3年度の重点項目は「管外出張に係る旅費の支給事務と復命書の保存について」）
大阪府	<ul style="list-style-type: none"> ・定期監査実施時点で、監査対象部局課の「リスク一覧・対応策シート」の提出を求め、評価対象としているリスクを把握した上で、監査に当たっています。このことにより、監査委員から関係職員への内部統制に係るヒアリングが可能となっています。また、リスクとして評価していない事項を、監査委員事務局で把握した場合は、監査委員に報告し、内部統制評価報告書審査に反映させます。
和歌山県	<ul style="list-style-type: none"> ・新たに内部統制の整備状況及び運用状況確認票を作成し、予備監査（職員による事前調査）において利用している。
岡山県	<ul style="list-style-type: none"> ・内部統制評価報告書で報告のあった整備上・運用上の不備を監査事務局内で監査の着眼点として共有し、不備にあげられた事例が今後発生しないよう、監査を通じて担当課を指導し、一層の効率的、効果的な監査に繋げている。

団体名	内容
広島県	<ul style="list-style-type: none"> ・ 内部統制の整備，運用状況について，報告書審査の過程で得た内部統制の整備・運用状況のほか，定例監査等を通じた調査により，実態を把握することで，行政監査のテーマ設定，定例監査のチェックリスト及び重点調査項目の設定に役立てている。
広島県	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本市では，監査基準で内部統制に依拠した監査等について規程しており，監査対象局等における内部統制の整備及び運用の状況に応じ，監査の範囲や深度を検討しながら，適切に監査を実施している。
徳島県	<ul style="list-style-type: none"> ・ 監査対象機関からリスク評価シートの提出を受け，影響度や発生可能性が高いリスクを確認し，重点的に監査を行うこととしている。
香川県	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定期監査に併せて，「実効性のある内部統制の整備及び運用」を重点項目として，不適切案件の多いリスク項目や不適切案件のその後の対応状況について，監査を実施している。
愛媛県	<ul style="list-style-type: none"> ・ 内部統制制度が導入されている機関においては，指摘になり得る事案の内容だけでなく，その原因や再発防止策についても聞取りしている。
高知県	<ul style="list-style-type: none"> ・ 財務監査でリスク評価シート等の提出を求め，運用上の不備について内容を確認し，是正・改善のなされているものについては，特定されたリスクへの対応が行われていることから監査結果において指摘等の対象としない等の対応を行っている。
佐賀県	<ul style="list-style-type: none"> ・ 業務レベルの評価シートへの記載状況を監査時に確認している。監査時もしくは評価基準日までにリスクに対しての対応策が講じられていても，県民等へ影響を及ぼしているものについては，監査の指摘とするなど，内部統制に依拠した監査を行っている。 ・ 評価シートに記載されていないリスクの発現を監査で確認した場合は，評価シートへの記載を指示するとともに，速やかな対応策を講じるよう指導している。
長崎県	<ul style="list-style-type: none"> ・ 監査事務局には，各所属が作成する内部統制の自己評価調書を提供しており，定期監査等の参考資料として用いられている。具体的な内部統制に依拠した監査については，今後検討。
熊本県	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定期監査実施時に，各所属で整備したリスク評価シート及びリスク発生報告書を提示してもらうことにより，各所属で発生したリスクの把握及び，改善・是正内容の確認を行っている。
熊本県	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当該年度の各所属の選定リスク及びリスク発生防止策について監査事務局にも共有し，定期監査の際にリスク発生防止策が実行されているか確認している。
大分県	<ul style="list-style-type: none"> ・ 財務監査(定期監査)を通じて，各所属の業務レベルの内部統制制度の実施状況等を確認。

37 地方公共団体の長以外の執行機関等で内部統制制度を実施している執行機関等の状況

団体名		回答
北海道	札幌市	・水道局、交通局、病院局、教育委員会、人事委員会事務局、選挙管理委員会事務局、監査事務局、議会事務局
北海道	恵庭市	・教育委員会
北海道	栗山町	・教育委員会、農業委員会
岩手県		・議会事務局、教育委員会事務局、人事委員会事務局、監査委員事務局、警察本部、労働委員会事務局 ※ 各委員会事務局等の職員に対して補助執行させている知事の権限に属する事務が対象であること。 ※ 教育財産の管理に関することについては対象外であること。
宮城県		・企業局、議会事務局、監査委員事務局、人事委員会事務局、労働委員会事務局、教育庁、警察本部
宮城県	仙台市	【内部統制制度そのものを実施】 教育委員会、選挙管理委員会、各区選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会、水道局、交通局、ガス局、市立病院 【内部統制制度と同様の取組みを実施】 教育委員会、交通局、ガス局、市立病院 ※ 当該取組みの対象事務は、内部統制制度の対象外としている。
秋田県		・議会事務局、人事委員会事務局、監査委員事務局、労働委員会事務局、教育委員会、警察本部
秋田県	秋田市	・議会事務局、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、教育委員会、上下水道局
山形県		・病院事業局、企業局、議会事務局、監査委員事務局
福島県		・議会事務局、監査委員事務局、人事委員会事務局、労働委員会事務局、教育委員会、公安委員会、企業局
茨城県		・教育庁・企業局・病院局・警察本部
群馬県	渋川市	・教育委員会、議会、監査、農業委員会
埼玉県	さいたま市	・消防局、水道局、議会局、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査事務局、農業委員会

団体名		回答
千葉県		(知事部局と同じ枠組みで実施) <ul style="list-style-type: none"> ・ 議会事務局 ・ 教育委員会 ・ 監査委員事務局 ・ 人事委員会 ・ 労働委員会 ・ 県警本部 (独自に内部統制制度を実施) <ul style="list-style-type: none"> ・ 企業局
千葉県	千葉市	・ 教育委員会、人事委員会、選挙管理委員会、農業委員会
千葉県	四街道市	・ 教育委員会、公営企業
東京都		・ 水道局・下水道局
東京都	港区	・ 教育委員会事務局、選挙管理委員会事務局、監査事務局、区議会事務局
東京都	台東区	・ 教育委員会事務局、選挙管理委員会事務局、監査事務局、区議会事務局
東京都	墨田区	・ 選挙管理委員会、監査委員、教育委員会
東京都	杉並区	・ 杉並区教育委員会、杉並区選挙管理委員会、杉並区監査委員事務局、杉並区議会事務局
東京都	北区	・ 教育委員会
東京都	板橋区	・ 会計管理室、教育委員会事務局、選挙管理委員会事務局、農業委員会事務局、監査委員事務局、区議会事務局
東京都	足立区	・ 教育委員会、選挙管理委員会事務局、監査事務局、区議会事務局
東京都	日野市	・ 教育委員会・農業委員会・選挙管理委員会・市立病院
神奈川県		・ 企業庁、議会、教育委員会、人事委員会、監査委員、労働委員会、選挙管理委員会、収用委員会、神奈川海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会
神奈川県	横浜市	・ 水道局、交通局、医療局病院経営本部、会計室、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、市会
神奈川県	川崎市	・ 教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、人事委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会

団体名		回答
神奈川県	相模原市	<p>・本市においては、内部統制対象事務を財務に関する事務としており、他の執行機関における財務事務については、補助執行又は併任により執行していることから、市長が担任する事務として整理し、全庁横断的に実施している。</p> <p>(議会局、教育局、市選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、人事委員会事務局、農業委員会事務局、緑区選挙管理委員会事務局、中央区選挙管理委員会事務局、南区選挙管理委員会事務局)</p>
新潟県		<p>・財務に関する事務に係る内部統制について、知事部局と一体的に取り組んでいる部局：議会事務局、人事委員会事務局、監査委員事務局、労働委員会事務局、教育庁、県警本部</p> <p>(補助執行又は委任等による場合も含めて、知事により財務に関する事務が執行されている部局)</p>
新潟県	新潟市	<p>・行政委員会等(教育委員会、人事委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、消防局、議会事務局)</p> <p>・公営企業(水道局、市民病院)</p>
山梨県		<p>・教育委員会・監査委員・人事委員会・企業局・公安委員会・労働委員会・議会事務局</p>
長野県		<p>・企業局、議会、教育委員会、人事委員会、監査委員、労働委員会</p>
岐阜県	岐阜市	<p>・教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会</p>
岐阜県	安八町	<p>・教育委員会及び教育委員会所管部門(図書館、体育館、給食センター)</p>
静岡県		<p>・教育委員会、公安委員会、議会事務局、人事委員会事務局、監査委員事務局、労働委員会事務局、収用委員会事務局、企業局(公営企業)※いずれも、原則として知事の補助執行分のみを対象</p>
静岡県	静岡市	<p>・行政委員会、公営企業等を含むすべての執行機関</p>
静岡県	浜松市	<p>・議会、教育委員会、選挙管理委員会、区選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、消防局</p>
愛知県		<p>・教育委員会、議会事務局、警察本部、監査委員事務局、人事委員会事務局、労働委員会事務局、企業庁、病院事業庁</p>
愛知県	名古屋市	<p>・議会事務局、教育委員会事務局、選挙管理委員会事務局、人事委員会事務局、監査事務局</p> <p>公営企業管理者(上下水道局、交通局)</p>
愛知県	豊橋市	<p>・教育委員会、選挙管理委員会等長以外の執行機関においても、内部統制の取組を実施している。</p>
愛知県	豊田市	<p>・消防本部、上下水道局、教育委員会、議会、監査委員、選挙管理委員会、農業委員会</p>

団体名		回答
三重県		・議会事務局、警察を除く執行機関
滋賀県		・議会事務局、教育委員会事務局、人事委員会事務局、監査委員事務局、労働委員会事務局、警察本部
滋賀県	長浜市	・教育委員会事務局、議会事務局、農業委員会事務局
京都府		・教育委員会
京都府	京都市	・交通局、上下水道局、教育委員会、市会事務局、選挙管理委員会事務局、監査事務局、人事委員会事務局、農業委員会事務局及び固定資産評価審査委員会事務局
京都府	長岡京市	・教育委員会
大阪府	堺市	<ul style="list-style-type: none"> ・（執行機関） 教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会 ※補助執行させている財務事務以外の対象事務について、市長が定めた内部統制に関する方針等に沿って同様の取組を実施 ・（地方公営企業） 上下水道局 ※管理者が定めた内部統制に関する方針等に沿って実施
大阪府	泉南市	<ul style="list-style-type: none"> ・教育委員会（小・中学校現場を除く） 議会事務局、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会
兵庫県		<ul style="list-style-type: none"> ・知事部局と全く同様な取組ではないが、以下機関において、自主的な取組を実施 ・企業庁、病院局、議会事務局、監査委員事務局、人事委員会、労働委員会、教育委員会、公安委員会
兵庫県	神戸市	・教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、農業委員会、監査委員
兵庫県	姫路市	・議会事務局、水道局、消防局、教育委員会事務局、選挙管理委員会事務局、監査事務局、公平委員会事務局、農業委員会事務局
鳥取県		<ul style="list-style-type: none"> 【法で義務化】企業局（知事がトップのため） 【知事部局と一体的に実施】議会事務局、監査委員事務局、人事委員会事務局、労働委員会事務局 【独自に実施】警察本部、教育委員会、病院局
島根県		・企業局、議会事務局、教育委員会、警察本部、各委員会
岡山県		・議会、人事委員会、労働委員会、監査委員、教育委員会、公安委員会（いずれも知事の担任する事務の範囲を対象として実施）
岡山県	岡山市	・教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会、議会、地方公営企業（水道局、市場事業部）
岡山県	勝央町	・教育委員会

団体名		回答
広島県		・対象とする機関名：知事部局、企業局、病院事業局、議会事務局、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、人事委員会事務局、労働委員会事務局、海区漁業調整委員会事務局、内水面漁場管理委員会事務局、教育委員会事務局、警察本部の各課（室）及び各地方機関（県立学校及び警察署を含む。）
広島県	広島市	・水道局、教育委員会、市選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会
山口県		・企業局、議会事務局、監査委員事務局、教育委員会、警察本部
徳島県		・財務に関する事務を補助執行している執行機関（人事委員会事務局、監査事務局、労働委員会事務局、議会事務局、収用委員会事務局、教育委員会事務局、警察本部）は知事部局と併せて、内部統制制度の取組を実施している。 ・公営企業（病院局、企業局）では、独自の取組を実施している。
愛媛県		・公営企業管理局、人事委員会事務局、議会事務局、選挙管理委員会事務局、監査事務局、教育委員会事務局、警察本部
高知県		・議会事務局、監査委員事務局、人事委員会事務局、労働委員会事務局、海区漁業調整委員会事務局、教育委員会（事務局、学校）、警察
福岡県	北九州市	・上下水道局、交通局、公営競技局、市議会事務局、行政委員会事務局、農業委員会事務局、教育委員会
福岡県	福岡市	・地方公営企業、行政委員会
佐賀県		・教育委員会
佐賀県	唐津市	・企業局、教育委員会事務局、議会事務局、各種委員（会）事務局
熊本県		・企業局、議会事務局、人事委員会事務局、監査委員事務局、労働委員会事務局
熊本県	熊本市	・教育委員会や公営企業等を含む全庁を対象として実施
宮崎県	宮崎市	・教育委員会、上下水道局、消防局
鹿児島県		・教育委員会事務局、人事委員会事務局、監査委員事務局、労働委員会事務局